

第五十八回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第 七 号

昭和四十三年三月八日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 金子 一平君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 村山 喜一君

理事 大久保武雄君

理事 奥野 誠亮君

理事 笹山茂太郎君

理事 砂田 重民君

理事 古屋 亨君

理事 村山 達雄君

理事 阿部 助哉君

理事 加藤 万吉君

理事 中嶋 英夫君

理事 広瀬 秀吉君

理事 田中 昭二君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 荒井 勇君

大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵省銀行局長 澄田 智君

委員外の出席者

経済企画庁調整局参事官 赤羽 桂君

外務省経済協力局政策課長 野村 豊君

大蔵省主計局主計官 原 徹君

大蔵省理財局国債課長 大谷 邦夫君

大蔵省国際金融局長 奥村 輝之君

大蔵省国際金融局長 田中啓二郎君

局投資第一課長

田中啓二郎君

日本開発銀行総裁 石原 周夫君

日本輸出入銀行副総裁 藤澤徳三郎君

専 門 員 坂井 光三君

三月七日

委員岡澤完治君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡澤完治君及石田幸四郎君辞任につき、その補欠として加藤万吉君、西村榮一君及び樋上新一君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡澤完治君及石田幸四郎君辞任につき、その補欠として加藤万吉君、西村榮一君及び樋上新一君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡澤完治君及石田幸四郎君辞任につき、その補欠として加藤万吉君、西村榮一君及び樋上新一君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡澤完治君及石田幸四郎君辞任につき、その補欠として加藤万吉君、西村榮一君及び樋上新一君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡澤完治君及石田幸四郎君辞任につき、その補欠として加藤万吉君、西村榮一君及び樋上新一君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡澤完治君及石田幸四郎君辞任につき、その補欠として加藤万吉君、西村榮一君及び樋上新一君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡澤完治君及石田幸四郎君辞任につき、その補欠として加藤万吉君、西村榮一君及び樋上新一君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長長の指名で委員に選任された。

提出第二二二号

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

物品税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

行法がございまして、開発銀行法の第一条に、「経済の再建」「産業の開発」ということが目的にうたわれているわけでございまして。したがって、一番大きな目的の前提からいいますとそれが目的になるわけでございまして。

ただ、開発銀行法が昭和二十六年でございまして、出まされて以来幾つかの法律が出ておりまして、それが私どもの業務に關係をいたすものが幾つかございまして。一つは、地域開発の促進法というものがございまして、これは北海道、東北から始まりまして、北陸、中国、四国、九州、北陸、中国、四国、九州の四地域は、その開発促進についての財政資金を確保するということが書いてございまして、その役割を開發銀行が取り持つておるわけでございまして。なお、そのほか若干の事業法がございまして、特定機械振興事業法でありまして、あるいは電子工業振興法というものがございまして、これは主として通産關係の法律でございまして、そういうものにつきますと、やはり今後におきます日本の産業発展の非常に重要な、中心になるものにつきますと、いろいろの助成がございまして。

〔委員長退席、金子（一）委員長代理着席〕

これに關連いたしまして、融資をいたすという役割りにもなつておるわけでございまして。そういうものも含めておるわけでございまして。形式から申しますと、毎年これは政府で、政府金融機關の運用基本方針というものをきめていただきますが、その中で開發銀行は、今年度どういふことをするのだということをきめていただいております。その中で、それに基つきますと、私ども金融機關としての業務をやつておるわけでございまして。

従来、どういふことをやつてまいつたかということ、この前も御説明申し上げたわけでございまして、設立当初におきましては、電力、海運、鉄鋼、石炭といういわゆる四大重点産業が重点を占めておりました。一番最初のころでございましてと八割、場合によつては九割をこしたときがございまして。うちの貸し付け額の大体八、九割を占めておつたというところでございまして。ところが、その

の後になりまして、ただ重点産業、基幹産業に金を流すだけでは政策目的を達したいということになりまして、日本産業もだんだん高度化をいたす、あるいは国際収支というふうな観点からいいますと、たとえば、先ほど申し上げました特定機械の關係、電子工業の關係、あるいは観光の關係というふうなものが入つてまいりまして、そこに今度は、いま申し上げました地域開發というものが三十四年に入つてまいりまして、これがだんだん大きくなつた。最近になりまして、開放経済と申しますか、産業構造を改善する必要がある、いわゆる体制金融、体制整備と申します金融が出てまいりまして。そのほか、経済開發に伴ひまして社会開發ということがあるわけでございまして、大都市の過密問題の解決あるいは流通の円滑化というものが起こりまして、こういうふうな社会開發的な部門もだんだん仕事の中に入つてきておる。ごく最近には、仕事そのものはいふ前から始まつておるのでございまして、実は新年度におきましては、新しく國産技術の振興につきましてリクを設けておる。大体そういうところを最近におきます仕事のことき方でございます。大体そういうふうなところだんだん仕事の重点が移つておる。

ただ、依然としていたしまして四大重点産業というものが大きなウエートを持つておりまして、現在におきまして、私どもの年度別の貸し付け計画を見ますと六割内外のところになっておりますが、そういうふうな状態にございまして。

○倉成政府委員 お答えいたします。

ただいま開發銀行總裁から非常に詳しく御説明がございましたが、開銀法の中にあります「経済の再建及び産業の開発を促進する」ということが、時代の要請に従つてだんだん変わつてくる。戦後の壊滅した日本経済を再建するためには、どうしても基幹的な電力とか、海運とかあるいは鉄、船舶、こういうものが重点になつたのは当然でございまして、その後産業構造の改善、輸出振興というものがだんだん重要項目になつてまいりました。

し、また、特に最近になりましては、資本の自由化に対処してやはり産業体制の整備ということが必要になつてまいります。また、物価問題と關連しまして流通の近代化ということも、現在の時点では非常に重要な問題になつてくると思つてございまして。したがって、政府の産業經濟政策に対応して、開銀法の目的に従つて今後開發銀行の運営はやつていただきたい、かような考えでございまして。

○田中（昭）委員 丁寧に御説明がございましたが、また一昨六日の總裁の話を聞いておりまして、私は少し心配になつた点があるわけでございまして、私と申しますのは、現在の融資先の中で防衛産業に融資してあるものはわずかである、かようなお話があつたわけでございまして、それを聞いておりますと、初めからそういう防衛産業も融資の対象に入れておるのだ、それはわからぬから問題は、ないのだ、そのようにも聞き取れたわけでございまして。私の聞き違ひかも知れませんが、ただ聞いておりました、一般の融資先の中にはそういうものがあるかも知れない、個々的にはその具体的な数字も明らかになつていないから、こういうふうなお話でございまして。私は、開銀の目的からいいますと、そういうものが防衛産業の大企業に融資されておるということについては、当然今後はつきりした考え方を持つていかなければならぬのじゃないか、このように思ひますが、それについて御説明をお願いしたいと思います。

○倉成政府委員 お答えいたします。

今後の開發銀行の融資で防衛産業をどう取り扱うかという問題だと思いますが、これは先般もお答えいたしましたように、防衛産業であるからといって特別な取り扱いはいし、そういうふうな今後にしたいと思つております。

○田中（昭）委員 それはそのようにお聞きしました。特別なワケをもつて融資するということとじゃないけれども、現在の融資先の中には、個々のにはそういうものがあるかも知れないというふうな御回答だつたと思うわけでございまして。そうするならば、

そのようなものを具体的に教えていただければ私たちの心配も除かれるのじゃないか、こう思うわけでございまして、その点についてもう一回御説明願ひたいと思ひます。

○澄田政府委員 防衛産業に対する開發銀行の融資は、御承知のように、經濟援助資金特別会計というものが従来、昭和三十年以降ございまして、この特別会計が開發銀行にその目的のための資金を貸し付けまして、それによつて開發銀行が融資をしてゐる。しかし、防衛産業に対する融資自体は、先ほどから御説明申し上げております。開發銀行の目的の經濟の再建、産業の開発という中には含まれるというものでございまして、やはりそれは特殊なものとして、經濟援助資金特別会計を通じて融資が行なわれておる、こういう仕組みになつております。今回特別会計法が廃止されて、そして、これからの開發銀行の融資につきましては、防衛産業というもののための融資というものは、特別会計もなくなりまして、当然なるわけでございまして。ただ、現在の開發銀行の融資目的の中で、特定の企業が防衛産業に當たる業種も営んでおるというふうな場合もありますし、それを開發銀行の目的に照らして、その目的に當する範囲内において行なわれる融資という中に、防衛産業を經營してゐる企業が融資先になる、こういう場合もあり得ると思ひますが、防衛産業なるがゆゑの特別のための融資ということ、今は、今はなくなるわけでございまして。

そうして、ちなみに申し上げました点は、従来の經濟援助資金特別会計がございましたときでありまして、その融資額は、開銀の總貸し出しの中ではきつめてわずかなウエートしかございません。四〇％というふうなことを申し上げましたが、その程度のウエートしかございません。今後はそういうワケがなくなるわけでございまして、開發銀行の融資の中において、そういうものが大きなウエートを占めるというふうなことはどうも考へられなない、かような意味で、この前ウエートも低いのである、こう申し上げたわけでございまして。

○田中(昭)委員

それはそれで打ち切ります。いまお話しになりました国産技術の振興ということでございますが、これは具体的にはどういう融資高になっておりますか。それが第一点。

それから、融資の状況を見ますと、案内にありますように、業種別の融資が片寄った傾向にあるのではないかと、このように思うわけですが、これに取り上げてみても、約三分の一は海運関係に向けられておる。海運の融資先はどういうところであつて、それが産業の発展のためにどのように影響してきたものか、当然そういうものも明らかになっていかなければならないと思うわけですが、開銀が金融機関としての役割を果たす上においては、海運に向けられております融資が多占めておるといふのは、金融機関として異常な姿ではないかと思うわけですが、そういうことにつきましては、三分の一を占めております海運関係の融資先については今後どのようにお考えなのか、修正すべきものか、そういう点についてお尋ねしたいと思います。

○倉成政府委員

総括的に私からお答えして、あと具体的には総裁からお答えいたします。御承知のとおり、日本は戦前戦中の海運国でございまして、しかし、御承知のとおり、敗戦によって壊滅的な海運の打撃を受けまして、ほとんど日本に見るべき輸送船がなくなったというふうな戦後の状態でございます。そういう状態から立ち直らせるためには、ここにどうしても海運を再建しなければならぬということ、国家の至上命令であつたと思つております。したがって、海運の再建について重点を注いできたというところは、これは当然のことであると私も考へております。

同時に、御案内のように、日本の国際収支の赤字の問題と関連いたしまして、貿易収支は非常に黒字でありますけれども、貿易外収支であります、特に海運とか保険料とか、そういうので非常に赤字が出てきた。したがって、海運の再建をするために、どうしても現在あります海運業を再編

成する必要があるということで、海運業の再編成ということでも利子補給の問題等が出発したわけであります。したがって、海運についてこれまで非常に重点を注いできた、開銀の融資が海運にかなりのウェイトを占めてきたというところは、これらの時代的な、政策的な要請に基づいたものでございまして、私は、日本経済再建のために必要なものであつたと確信をいたしております。

○石原説明員

ただいま政務次官からお答えがございまして、開銀の政策方針に基づきまして、開銀銀行としては開業早々から、先ほど申し上げましたように、四大重点産業の一つとして、相当大きな割合で海運に融資をいたしております。ただ、三十八年に、御承知のような海運再建整備に関する法律がございまして、いままでも弱体でありました企業を集約化いたしますとともに、利子補給あるいは財政資金というふうな助成を集中いたしまして、海運業の再建をはかつてまいつておるわけでありまして、実は、昭和四十三年度がその最終年度に当たるわけでありまして、この経過は、大体から申しますと、所期の目的を達しつつあると申していいかと思うのでありますが、この間におきまして、相当な大量建造というものができておるわけでありまして、トン数で申しますと、四十四年度に百八十万トン、四十一年度に百九十万トン、四十二年度に二百二十万トン、四十三年度は二百二十万トンというトン数になるのであります。これは、いわゆる経済社会発展計画と申します長期計画がありまして、この中では八百九十万トンという船を、これから四年間でつくるといふ一応の計画がありまして、したがって、大体二百二十万トンくらい的大量建造というものが、一応平均的規模と考へられるわけでありまして、

そこで、御指摘のように、私どものほうの融資の中におきまして海運業の貸し付けはふえてまいりまして、現在、残高で申しますと、この四十二年の九月末でございまして三千八百億、融資の割合から申しますと三割三分という割合に相なつておるわけでありまして、四十三年度は二百二十

万トン、大体八百九十億ほどの予算を組んでおるのでありまして、四十四年度以降におきましては、再建整備の期間が一応終了いたしますので、今後どういふようなやり方をやるかということ、は、政策当局において御検討願ふことだと思つております。

ただ、御指摘の、割合が非常に高いから金融機関としてはいかかであるかという点につきましては、私も政策金融機関のことでございまして、融資の割合が分散するといふふうな、通常金融機関とは別途の政策的な考慮がございするから、その点は、特に高いから直さなければならぬというところはないかと思ひます。ただ、海運界の現状を見まして、四十四年度以降どうするかというところは、先ほど申し上げましたように、今後政府において御検討いただく問題であらうかと思つております。

○田中(昭)委員

国産技術の振興についてはどうですか。

○石原説明員 国産技術の振興につきましては、従来のところから申しますと、実は二種類の項目がございまして、一つは、新技術の工業化という項目がございまして、これはだいぶ前からやつております。もう一つは、重機械の開発と申しますのは、日本は機械工業のレベルが相当上がつてまいつたわけでありまして、非常に大型の機械につきましては、依然として輸入機械にたよつていく場合が少なくないわけでございます。したがって、その二つの柱を立てまして、ここ数年間、金額で申しますと四十億内外であります。それくらいは融資をしてまいつたわけでありまして、重機械の工業化につきましては、実は、七分五厘という特利を出しておたのでありますけれども、一般の技術の工業化につきましては八分二厘という、この間から申し上げております基準金利でまいつておるわけでございます。したがって、その仕事の内容からいいますと、八分二厘という利率では、何ぶんにも相当リスクを伴う仕事でございまして、なかなかむずかしいのでは

ないかということがございまして、先ほど申し上げましたように、年々、最近まで四十億ぐらいの実績がございまして、現在の残高で二百二十億ぐらいの残高を持つておりますけれども、所期の伸びを出すに至つていないという状況でございます。したがって、今回また別のワケを設けまして、六分五厘という、これはうちいたしましては一ぱいの特利を出しまして、金も九十億ほどの金を用意する。

以上申し上げました新技術の工業化あるいは重機械の開発といふこともございするが、それにさらに、新技術をこなしましてこれを商品の形態にいたしますまでに、これまた一つプロセスがあるわけでありまして、その間の設備投資もまかなうというふうな多少範囲を広げ、金額もいま申したように広げ、金利につきましても六分五厘ということにいたしました。今後は、開放経済におきまする最も大きな問題であります技術開発というものが行なわれまふように私どもとしても努力してまいりたい、こういうわけでありまして、

○田中(昭)委員

この開銀の業務内容についてでございますが、それを見ますと、ここにも書いてありますとおり、「銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものを貸し付ける」といふふうになつておりますが、現在、中小企業は非常に融資面で困つておるような状態であると思つてございまして、今後、このような中小企業の融資に対して、何らかできる範囲の融資を考へておられるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○倉成政府委員

お答えいたします。中小企業に対する融資については、政府機関として中小三機関があることは御承知のとおりでございます。おそろく田中先生の御質問の御趣旨は、開銀にはかなりの出資があり、こういう低利のものがあるけれども、中小金融についても低利のものをもっと大幅にと、こういう御趣旨だろうと思ひます。そういう意味から申しますと、私どもは中小三機関に関する財政投融資の繰り入れ

をできるだけ多くしてまいりたい。同時に、御案内のように、開銀については特殊な政策目的がございまして、その政策目的を積み上げた結果こういう融資になっているわけでございまして、中小企業の融資については、やはり質的な補完というよりも、むしろ量的な補完が非常に大切だということでございます。その量的な補完をさらに将来質的な補完にまで高めていくというところが、やはり今後の中小企業金融の一つの課題ではないかと考えておるわけであります。そういった点も、今後いろいろと努力をしてまいりたいと思っております。

○田中(昭)委員 なかなか貸さないのですね、実際問題として。いま国産技術の振興という面でお聞きしたわけですが、現在の日本でもいろいろあると思いますが、かりに具体的に取上げれば、カメラの製造関係におきましては、まだ困っておる。こういうものは、私は、国産としては大いに我が国の技術振興に役立つ業種じゃないか、このように思っている。中小企業に對しなしたわけなんです。そういう点、中小企業に對しましては、今後有効適切な政策をお願いするということに、とどめて次に移ります。

開銀は、国家的長期計画に基づいて融資を行なっておる金融機関でございまして、今後もその金融機関の代表としてどのような方向に進んでいくのか、もう一回お尋ねしたい、こう思います。○澄田政府委員 開銀の今後の融資のあり方という点についてのお尋ねでございまして、この点につきましても、これはこれからの日本経済の成長の姿というものと関連もございまして、今後、そのときの情勢に応じて、最も政策的に開銀固有の経済の再建、産業の開発という目的と、そのときの経済情勢、国際経済環境も含めた経済情勢、こういうようなところから出てくることではございまして、最近、開銀の重点が逐次移ってきておるといふ次第は、先ほども総裁のほうから御説明ございましたが、開放経済体制が進んでいくのに伴いまして、わが国産業の再編成、高度化、さら

には国産技術の開発というような方面に、今後開銀のウエイトが指向されるというところは当然予想されるところでございまして、さらにまた、大都市の開発あるいは地方開発、流通の近代化といったような社会開発面の要請というものが当然強く行なわれる。そして国際収支の観点からの先ほどお話しした海運等の問題も、やはりこの当分はウエイトを持っていくのではないかと。今後の推移に応じて、逐次、その間のいろいろな新たな問題等も考えられないこともございせんが、現在の重点の移りというふうなものから見まして、目下のところさうなふうな考えられると思ひます。

○田中(昭)委員 現在、社会経済の方向としまして、産業の構造の高度化というふうなことも掲げていかなければならないと思ひますが、この場合に、原子力の平和産業利用については、その目標も考えなければならぬと思ひますが、現状においては、その原子力の利用というものは電力面に限られております。将来このような面におきまして開銀の考え方を聞きましておきたいと思ひます。

○石原説明員 ただいまお話がございましたように、原子力発電につきましても、相当前の東海村の原子力発電株式会社の一号炉のときから、私どものほうの融資の対象にいたしておるわけであります。一号炉が完成をいたしまして、続きまして現在敦賀において二号炉に着手しておるといふことでございまして。また、関西電力の一号炉と東京電力の一号炉というものに着手をいたしておるわけにつきましても、私も融資をいたしておるわけでありまして。現在の残高で申し上げますと、貸し付け金額にいたしまして四十二年の十二月末現在で百五十七億ございまして。このほかに、原子炉の発電機部分を相当国産化をいたしておりまして、その国産の分もわれわれが融資をいたしておりますが、輸入いたしたる分がございまして。この部分につきましても、アメリカの輸出入銀行並びにメーカーからの延べ払いに相なっております、あ

るいは借り入れ金になっておる、これにつきまして私のほうで保証をいたしております。これも同じく三百八億ほどに相なっております。この両面から日本の原子力発電というものがだんだん育っていつておるわけで、私どものほうはそういう国産化部分に對します融資と、輸入部分に對します債務保証と、両面からのお手伝いをいたしておるわけであります。

今日までやっております原子力平和利用の関係における私どもの融資関係は、以上でござい

○田中(昭)委員 最後に、事務的なことになるかと思ひますが、知っておきたいと思ひますが、開銀の法定準備積立金というものはどういうふうな率によつて積み立てられておりますか。また、四十三年度の貸し付け計画でございまして、見てみますと、四十二年の当初の金額と改定金額が掲げてあるようでございまして、これはどういうふうな状況で、どういふふうな変化を來したたものか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○石原説明員 開銀行法の第三十六條にございまして、日本開銀行は、利益金を生じた場合には、準備金として以下の二つのいずれか多い額は、準備金として以下の二つのいずれか多い額は、第一号は当該利益金の百分の二十、第二号は毎事業年度末における貸し付け金の残高の百分の七、現在のところこの第一号を適用いたしたたケースは一件でございまして、あとは全部第二号、すなわち貸し付け残高の百分の七という額、これが限度に相なっております。現在におきましての準備金の残高は、ちょうど七百九億六千九百九十九万というのが現在の額でござい

準備金の額として七百九億六千九百九十九万に相なります。四十三年度におきましても、大体百分の七という額に相なるかと考えます。

○田中(昭)委員 ちよつと私が間違えたんでしょいか。四十二年の貸し付け残高の百分の七になりますと、それが七百九億ですか。

○石原説明員 それは九十億でございまして。累積額が七百九億。百分の七と申しますと、四十一年度末でございまして貸し付け残高が一兆二千億弱でございまして、その百分の七ということでは九十億でござい

○田中(昭)委員 端数は切り上げてあるわけですね、一兆二千億ですから。

○石原説明員 正確に申し上げますと、端数を切るわけにまいりませんので、九十億一千二百万円は……。

○田中(昭)委員 計算の基礎になる貸し付け残高は幾らですか。

○石原説明員 失礼いたしました。一兆二千八百七十四億五千二百万円、先ほど申し上げました数字は、外貨貸し付けを入れますと、いまちよつと一兆二千八百億。それに対する百分の七で九十億。七百九億と申しますのは累積額でございまして、いままで積んでまいりました累計額でござい

○田中(昭)委員 だから、この案内に書いてありますのは、これはあくまでも見込みですね。四十一年度末は一兆二千四百九十九億と書いてある。その百分の七ならば九十億にならない、こう言っているのです。いま総裁のお答えになったのは一兆二千八百億だということになっておりまして、計算の間違ひではないかと思ひましたけれども、それは大体想像がつかますからそれでけっこうだと思ひますが、間違ひないでし

○石原説明員 そちらに差し上げております数字は、開銀行ができてから融資をいたした残高が、いま一兆二千四百九十九億という数字になっております。私が申し上げました、この

法律三十六条に基づき積み立ての千分の七の親になりまます数は、私どもが復興金融庫並びに政府の見返り資金特別会計の融資を引き継いでおります。それが四百七十七億あります。一兆二千八百億というのは見込みであるという点は、田中委員のおっしゃるとおりであります。その見込みによりまますと、正確に九十億一千二百万円、こういう数字になります。

○田中(昭)委員 そうすると、もう一つお尋ねしておりました四十二年度の当初の数字というものがここに書いてあります。改定額は移動を来たしておるものがございますが、たとえば海運であれば、当初八百四十一億のものが八百八十九億。その移動したおもしろなる原因でございますか、そういうことについてお尋ねしたいと思います。

○石原説明員 海運の関係につきましては、二百萬トンという船を四十二年度中に建造いたすという予定で予算を組んでおることは、先ほど申し上げたとおりであります。それが八百四十一億。それに対して、これは工程がございまして、工程払いで四回に分けて払うわけでございまして、工程払いがあるいは進水払いとかそういう払いのしかたがございまして、したがって、その年度中にどういふような進捗をいたすかということでありまます。これはたしか四分の二・七五という進行割合を見込みまして予算の積算をいたします。ところが、現実にはそれよりも進捗状況が進んだものであります。それで四十億の不足を生じまして、これは財政の追加をお願いしまして四十億を加えまして、現在、田中委員御指摘の数字になったわけでございます。

○田中(昭)委員 そうしますと、四十三年度の貸し付け計画には、そのような移動はあまりないわけでございますか。なぜそういうことを申し上げるかと申し上げますと、今度の倍率の引き上げによりまして、資金の余力も相当出ると思われますが、その余力も前年度よりも多額な余力が出るわけですか。そうしますと、その余力があるという点において、その計画が膨大化するかもしれ

ないというような心配を持ちましたものですから、お聞きしたわけですが、四十三年度の貸し付け新規計画というもののについては、今後ふえるものかふえないものか、そういう点をお聞きしておきたいと思ひます。

○石原説明員 四十三年度におきましても工程割合を見込んでおるわけでございます。ただ御承知のように、最近輸出船が非常に多いわけでございまして、割り当てますか、一応二百二十萬トンにつきましては船台割合をこれからきちんと定めるわけでありますけれども、船台がどういふような順序で輸出船、国内船とどういふふうにはまっておりますか、これはまづ方によりまして工程進行ぐあいが変わつてまいりますから、現在はこの程度であらうという見込みで、これは運輸省と御相談をしてきめた額でございまして、もしそういうことになりますれば不足を生じない。これはこれから船の船台の乗りぐあいでありまますので、これで絶対だいたいよくおつしやられますれば、それはもう少し進捗模様を見ないとわからないが、現在は、こういうような程度でまいるように船台の組み方も考えてまいりたいというのが現在の状況でございます。

○田中(昭)委員 ふえるのですか、ふえないのですか。

○石原説明員 目下のところ、別にふえる見込みであるというところは申し上げるわけではございません。ただ、船台のきまり方がきまつておりませんので、それによりまして若干前後に動くことはあるだらう、こういうことを申し上げておるわけでありまます。

○田中(昭)委員 最後にありますが、貸し付け計画の中でも業種別にその他というものがございまして、また、貸し付け残高のほうにもその他というのが相当なウェイトを占めておるようでありまます。これは、業種別にある程度教えていただくことができませんればお願いしたいと思ひます。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕

○石原説明員 いまごろんをいたしておるの、幾つかございまして、電力、海運、地方開発、石炭、特定機械、その他ということになっておりますか。——それでは、その他は電子計算機、国産技術振興、石油、産業公害、大都市再開発及び流通近代化、体制整備というふうなものでございます。金額的に一番大きいのは大都市再開発及び流通近代化でございます。これだけで大体二百五十億くらいでございます。

○田中(昭)委員 終わります。

○田村委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田村委員長 それでは始めて。

佐藤副委員長

○佐藤(觀)委員 柏木局長がおられませんので、奥村次長にお尋ねいたします。

実は、アジア開発銀行がマニラにできましてから二年を経過しておると思ひます。たまたま、御承知のようにいま東南アジアは、ベトナムの危機とそれからポンドの動揺——ドルもそうですが、非常に不安を与えております。イギリスは今度の戦争で植民地を失つたのですが、戦後にもまだポンドの威力というものが相当あったのです。そのイギリスの力は、今度は軍隊を向こうへ持つていつてしましますから、そういう点で非常に様相が変わつてくるんじゃないかと思ひます。その点について、ポンドのアジアにおける動向はどうなるかということをお尋ねしたいと思います。

実は、私は十年くらい前に東南アジアに行きました。そのときにはむしろドルよりもポンドのほうが強かった。それが、四年くらい前にもシンガポール方面に行きましたが、ポンドの勢力がまだあったのですが、現在、ポンドの切り下げ以来どのような動向をしているのか、まず奥村さんにお伺ひしたい。

○奥村説明員 ポンドの最近の状況でございますが、御承知のように、去年の十一月に切り下げが行なわれました。その後、一ポンド二ドル四十セ

ントよりもポンドの価値が高かつたわけでございますが、最近報ぜられていくとく、一ポンド二ドル四十セント以下という状態になっております。これは三月四日の状況でございます。その後また、平価、通常いわれます一ポンド二ドル四十セントよりもポンドは強くなつていくというふうな状況でございます。

こういうふうなポンドが弱い第一の原因は、来年度のイギリスの予算が期待されていたほど緊縮予算でなさそうである、こういうふうな見方、それから先般のポンド切り下げの効果を確保するためにいろいろ増税とか所得政策、こういうものの実行の可能性に若干心配もある、こういうことでイギリス経済に対する信頼感、イギリスの国際収支の将来に対する信頼感、それからアメリカの国際収支の見通しも関連がございまして、こういうものを含めて、相当部分はやはり投機筋の動きもその原因になつておると思ひます。

これから先の見通しでございますが、イギリスの経済の再建というものは決して平たんな道ではないと思ひます。しかし、御承知のようにいろいろ国際協力も行なわれております。それからイギリス自身の自主的な努力というものがさらに推進されるということで、私どもはポンド不安は、多少の起伏はあつても、いずれは一掃せられるものであるというふうな期待をいたしておるわけでありまます。

○佐藤(觀)委員 いま御説明のとおり、ポンドの将来については大蔵省はわりと楽観的であると思ひます。しかし、ベトナム戦争がどれくらいエスカレートされるかという問題は、これは大蔵省に聞いても無理であります。しかし、大統領の選挙くらいまではあるいはこのまま続くのではないかとお伺ひしております。そういう中に入つてドルの不安も増大してくる、それに関連してポンドがもっと深刻化するというふうには私は見ておるのです。御承知のように、ポンドやドルというのは世界の通貨の中心であつたということだけに、非常に影響力が大きいと思ひますが、こういう中に

入って、日本の経済がどのようになるかというようなことを、ひとつ奥村さんからお伺いしたいと思ひます。

○奥村説明員 ドル、ポンドがこれから先どうなるかということについては、先ほどポンドについて申し上げました。ドルについても同じことでございまして、先生おっしゃるようになかなか平たんな道ではない、その点はお説のとおりでございます。国際協力とアメリカ自身の努力がなければ、やはりドルの安定というものは期待どおりスムーヴにまいりませんので、そういう線に向かつてアメリカも努力し、国際協力も進んでいるわけでございます。

こういうポンドとかドルとかいう世界の基軸通貨の不安定というものが、日本の経済にどういう影響を及ぼすかという御質問でございますが、私どもは、まず第一に考えなければならぬことは、やはり世界経済の安定的拡大ということであろうと思ひます。世界じゅうから失業を少なくする、そして経済がふくらんで繁栄をしていくというふうな方向に持っていくなければならぬというふうな考えでおるわけでありまして、これは、現にアメリカが国際収支を改善する一つの方途といたしまして、みづからいろいろな策もとっておりますけれども、主たる問題は、アメリカとヨーロッパのEECの黒字国との間の問題である。国際収支の悪い日本にむちやな協力を求めて、それでアメリカの国際収支をよくするという筋であつてはならない。ヨーロッパの黒字国がその黒字を減少する、赤字を出さないまでも黒字が減少するということによつて、アメリカの国際収支がよくなる面があるわけでございます。そういうふうな方向でいまアメリカも努力いたしておりますし、日本も、そういう線が世界経済の発展的な拡大と申しますか、そのために有効であると考えているわけでございます。また、あらゆる場を通じてそういう主張を繰り返して、われわれの主張も大きな効果を生じているわけでございます。

したがって、私どもは来年度の——曆年で申しまして一九六八年の世界経済というものは、去年に比べてやはりいささか拡大歩調をとるのではないかとと思ひます。何しろいんな不安定な要因があることについては御指摘のとおりでございます。したがつて、その不安定な要因については、いろいろの方策を通じてこれを切り抜けるがらうまゝ持つていく、それがひいては日本の経済が痛手をこうむらないで国際収支を回復する、こういうふうな道にたがひつてくるのではないかとと思ひます。したがつて、私どもは、政府見通しで出しましたように、総合収支で三億五千万ドルの赤字というものを昭和四十三年度に見込んでおるわけでございますが、これは予期しないいんな事件が起るることによつて、あるいはその数字はどうなるかわかりません。わかりませんが、そういう事態を起さないように努力するとともに、国内経済の引き締めに申しますか、予算、金融措置を通じてこういう国際収支の目標、努力目標を達成するようにやつてまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでありまして。

○佐藤委員 まあ奥村さんの意見、私はもつともだと思つたのですが、しかし一面において、どうも日本の経済というものをアメリカ——イギリスとはあまり関係がなくなりましたけれども、そういうような範疇の中で考えていく場合に、日本の自主性というものがなくなっていくかといううな不安を実は私は持つておるわけでありまして、それ以外に、最近、ちようどきよの新聞に出たのですが、インドネシアのスハルト大統領代理が日本へ来るということになっておるのですね。私は、これはインドネシアの人が来るのですねに借金をしに来るのだらうと思つたのですが、実はインドネシアには前から焦げつきの債権がありまして、これには非常に痛手をつくしたといふことは御存じだと思つたのです。そういう中であつて経済協力基金の関係をふやす、向こうは九千万ドル持つていふことを言つておるらしいのですけれども、こういう日本の円が、あとでまたお尋ねしますが、非常に不安なところへ持つてきて、また道

楽むことが借金に来るといふような国際情勢にあるわけなんです。先回もたしかインドネシアに対しては供与をした面もあるのですが、こういうところとはひとつ、日本の経済も弱つてきておる今日、また道楽むすこのインドネシアを助けるようなことをやるというふうなことは、何か私たちは、自分の日本を捨てて処理をするように思つたのですが、その点はどういうふうな国際金融局では考へておられますか、お伺いをしたいと思ひます。

○奥村説明員 いまの御質問は非常に大きな問題を含んでいると思ひます。単にインドネシアの問題のみならず、後進開発途上にある国に対する援助一般の問題と、日本の経済情勢との関連をどう考へて問題を処理していくかというふうな方向をどう考へるかというところであると思つたのですが、私どもはやはり長い目で見て、後進国に対する援助というものは必要であると思つたのであります。いま世界経済は非常に密接な関連にございまして、日本の立場から申しますれば、やはり日本の輸出といふものは世界経済の拡大がなければ行なわれないうわけでございます。そういう意味で、後進国がその生活水準を高めて経済を拡大していくということがどんどん行なわれるのと、反対の方向をとるとによつては、これは先進国を含めて世界経済全体の情勢に大きな影響を及ぼします。また、日本の状態にも悪影響を及ぼすわけでございます。そういう意味で、私どもは、発展途上にある国に対して日本の国力、国力と申しますればこれは財政のほうもそうでございます。それから国際収支のほうもそうでございます。この両面から考へて、適當であるといふその程度の協力を行なうにあつたつて、それがやはり真に相手国の役に立つて、そして相手国の繁栄に結びつく、世界の繁栄にひいてはつながつてくる、こういうことが大事でございまして、そういう有効な協力といふものが私どもとしては努力の対象でなければならぬ、目標でなければならぬといふふうに考へております。

○佐藤委員 奥村さんの意見、わからぬわけではありませんが、インドネシアの例を見ても、政情不安という形にあると思つたのです。これはよその国をどうこう言つてもいけませんけれども、どうも私たちの観測では、インドネシアはなかなか樂觀がでないような、そういう国情にあるといふことも想像できると思つたのです。そこで日本から考えた場合に、インドネシアはむしろであります、たとえばインドの食糧不安、それからマレーシア、シンガポール、これは幾分か安定しておりますが、東洋の日本と関係の深い

そういう意味で現実のスハルトさんの問題でございますが、これはスハルトさんがおいでになるということもちよつと私どもも聞いておりますけれども、私どものインドネシアに対する協力額といふものは、この次どれくらいにするのか、総額幾らにするのかといふことは、まだ決定している段階ではございません。

それから、経済協力基金法の改正という点についての御質問があつたわけでございますが、いままで、商品援助は輸出入銀行でやつてきたわけでございます。先般も当委員会御質問がございましたが、一体商品援助といふものはいいの悪いのかというお話であつたわけでございます。私どもは、やはり商品援助といふものは長行なうべきものではない、非常に一時的にその場を何とかつないでいく、民生の安定その他といふことで、経済の安定その他といふことでその場をつないでいく、そういう経済を拡大するといふふうな持つていく、プロジェクト援助のほうに持つていくといふことが大事だと思つたのでございます。そういう意味でこの経済協力基金法の改正についてもお願いを——企画庁がこれの主管でございますが、するわけでございます。そういうふうな非常に差し迫つた困難にある国に対して、幾分金利の安い商品援助をやれるようにという趣旨でございまして、こういうものを大いに広げて、大きな流れとして推進していこうという考えではございませぬ。

国々でも、必ずしも資金を出しても返ってくる見込みのないような不安がないでもないと思うのです。そういう立場に立つてやると、結局アブハチとらざるようになるような、そういう感じがするのです。

御承知のように、たまたまことしの正月の二日にロストウ次官補が来られて、佐藤さんとういうお話になったか知りませんが、おそろくいい話で来られたんじゃない。少なくとも、何とかアメリカのドル防衛の片棒をかつげとういうようなことを言われたと思うのですが、そういうように内外非常に多事なときに、しかも日本は非常に経済的に弱い。あとでまたお伺いしますが、そういうときに、インドネシアなんという国に、焦げつき債権を持って何でまた言い出すかというところについては、これは日本の国民として考えなければならぬと思うのです。経済の事業は慈善事業ではありませんから、そういうようなこちらに対する債務を履行しなくなる、そういう国に対して、どこまで手を差し伸べずかということについては、非常に私は不安を持っておるのですが、それはあなたの方のほうの大蔵省ではどういうように解釈されているのか、その点の、われわれはそれならしかたがないじゃないかというような納得のいくような、ひとつ御説明を願いたいと思います。

○奥村説明員 一般的に債務が履行できないような国に対して、どういうふうな考え方で協力していくのかという御質問であると思いますが、確かにそれは大きな問題点でございます。私も過去にインドネシアに対して、あるいはその他の国にたいし債権を持ち、それがそのまま履行せられないで、いわゆるリファイナンスとかリスケジュールという名前のもとに繰り延べが行なわれ、現に行なわれておるわけでございまして、御指摘のとおりでございますが、しかりとしてこういう国に対して全然救済の手を、あるいは協力の手を差し伸べないのかどうかということについては、先ほど長期的な観点から見た考え方、それで

申し上げたとおりでございます。

ただ、むやみにこういう国に対して——こういう国というのは一般的な話でございますが、こういう国に対して協力の金額をふやしていくということがあつてはならない。こういう国はみずからどの程度の努力をしているか、こういう国に対してわれわれが与えた協力というものがどういうふうな実を結んでいるかというのをよく調べながら、しかも、もう一つは、日本だけが債権国ではございません。そこで、国際的な債権国の集まりで忌憚のない議論をいたしまして、経済を正しい方向に持っていくかせるような努力を一方でとりながら、まあこれくらいならば日本の現在の国情、相手国の状況からやむを得ないであろうという程度の協力をしていくということになるうと思ひます。

○佐藤(観)委員 御承知のように、いまヨーロッパではイギリスとEECとの対立問題、それからドイツとフランスと珍しく経済的には結んで、欧州圏経済の確立をやっておるのですが、何といつてもいま、世界の通貨の中心になつておつた米英が、ドル危機、ポンド危機に悩まされておる、その中であつてフランスのドゴールさんは金本位制を言うというように、自国のためには他の国の犠牲を顧みないような現状にあるときに、何で日本だけがお人よしにそういうふうな中に入つていくのか。それが日本の国が経済的にいいというなら別でございますけれども、二月には国際収支がだいぶ黒字になつておりますけれども、いまは二十億ドルを割つておる現状だと思ひます。そういう中であつて、私は、おそらくあなたのほうの局長もユーロダラーの金のあつせに行かれたのか、パリにおられるようでありますけれども、どうも日本の、自分の国の経済の不安をよそにして、外国のことにおせっかいをするような余裕がありそうにもないと思ひますが、その点は一体だいたいどうぶでしようか。私はそういう不安を非常に持つておるのです。一体日本の現状は、アメリカのドル防衛、ポンドの切り下げ、それからヨーロッパのEECの問題、それからフランスが自国繁

榮のための政策をとつておるときに、何だか日本だけが施すような——施すような力があれば、せめて六十億ドルくらい持つておればいいのだけれども、二十億ドルを割つて、おそらく本年度は三億ドルくらい赤字になると思ひますけれども、そういう円の不安のときに、どうして日本がそういうようなのんきな、安心したような形でやつていくかということについて、私たちは疑問に思ふのですが、大蔵省のほうではだいじようぶだ、その心配せぬでもこういう方法があるというようにお思ひになつておられるのかどうか、これをひとつ御説明願ひたい。

○奥村説明員 いろいろ御指摘があつたわけでございますが、いまパリであります会議は、OECDの経済政策委員会、それから大蔵大臣代理会議等でございます。この会議で日本の立場は、アメリカの政策、イギリスの政策によつて日本のような国にしろが寄るのは困る、黒字国であるEECがこれを吸収するようにすべきである、アメリカのほうから話が出ております誤解金の問題なども、世界経済の縮小の方向に向かうような処理のしかたでは困るではないかということを私どものほうは主張することが、一つの会議の目的であるわけでございます。そういうふうなことで、決してのんきな會議に出ていくわけではなくて、まさにいま御指摘の問題をいかに処理するかというための重要な會議でございます。

これはそれだけいたしまして、日本がこういう際だけにだけ施す力があるのかということでございますが、私も、これは、こういうふうな国際収支の現状でございますし、また国内の財政の引き締りめもこういう状態にございまして、やはり外国に対する協力というものは、おのずからそういうものを考慮して適当な程度におさめなければならぬ、こういうふうな考えております。ただ問題は、やはり発展途上の国との約束は、相当長い間協定等結ばれて行なわれているものがあるわけでございますし、都合が悪いから全部やめ

た——相手国もやはり前につき込まれた金、次につぎ込まれる金、それぞれ関連がございます。もうやめたということでは、そこで打ち切るということにもまいりません。したがって、そのところはそういう相手国の状況も考えながら、当方の事情をよく頭に置いて、適当な協力というものはどの程度であるかというふうなきめてまいらなければならぬと思ひます。

○佐藤(観)委員 これは柏木さんに聞きたかつたのですが、たしか一月だつたと思うのですが、佐藤総理に国際金融局長が会われて、だいぶ日本の国際収支の赤字のことについて深刻な報告をされたというのを聞いておるのですが、奥村さん、そのことを何か御存じございせんか。また、あなたの感じでけっこうですが、あなたが行ったのじゃないですけれども、おそらく国際金融局からそういういろいろな材料が出ておると思ひますが、その点はどういうふうになつておりますか、ちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○奥村説明員 大臣、総理との連絡はたびたび行なわれておりますので、私そのときにどういふ話があつたかよく記憶はしておらないのでございすが、いずれにいたしましてもアメリカが国際収支の防衛策をとるといふことになつて、EECその他の黒字国の協力は十分得られないときには、やはり日本経済としては健全な財政金融政策というものを進めなければならぬわけでございます。そういう意味で、外国の経済状況あるいは国際的な関係がどうなつていっているかということは、大臣、総理にはしばしばお耳に入れないければならぬということでございます。おそらくはそういうふうな情勢についての説明が上がつたのではないかと思ひます。

○佐藤(観)委員 どうもそのところが国民に不安感があるのですが、何か政府は樂觀論ばかりやつておいて、あとでがばつと円のあれがなくなる、いや、ドルがこんなにあふないのかという不安なことが出てくるのではないかというふうな不安を持つておるわけです。それはいろいろこれから

の情勢の推移でわかるわけですが、どうもいまはユーロダラーをだいたいうまくせしめて、ヨーロッパのほうでうまくつじつまを合わせているんじゃないか。柏木局長は会議には出席されたいけれども、日本の現状を考慮して、そういうような買集めといったのはおかしいけれども、そういうようなあきりにも行ったのじゃないかというふうな、そういう声も聞くわけです。

そこで、これは柏木さんに聞いてみなければわからぬけれども、そういう何か日本の悪いところを隠して、そして国民には楽観論を振りまいていっているのではないか。それだから、国民の中に消費規制をやろうと思っても、首相がぜいたくな物を買うなど言っても、国民はいや、だいたいようぶだ、まだ景気はいんじやないかというふうなことで、なかなか消費規制をやろうと思つたて承知しない。これは何もそういうことばかりではなくて、日本人の国民性がそういうふうになつてい

るのですが、どうもそういう不安がまじめに考える人にはあると私は思うのです。これはやはり政府みずから、日本は戦争をやっているわけではないのですから、そういうような日本の不安といふものがあるといふことを意識しなければ問題にならぬですけれども、どうもそういう点で何か隠しているのではないかというような懸念を私は持つのですが、そういうことはありませんか。

○奥村説明員 事態が楽観的なムードであつてはならないという点については、お説のとおりであります。政府が隠しているのではないかとこの点については、お説には同意いたしかねます。

問題の一つは、国際収支のしりをよくするためユーロ資金その他の資金の導入をふやして、それで糊塗するのではないかとという疑いがあるというふうなことは伺つておりますが、実はこの点についての考え方は、失礼でございますけれども、正反對でございます。私も国際収支を毎月発表したいとおりますけれども、そのどこを見たいのかといふことは、貿易を見ていた

もいささか締まつてまいりまして、日本の企業が国内で調達できないで金を外国に求める、あるいは日本の銀行が国内で調達十分でない企業に貸すためにみずからユーロダラーをよけいにとるといふような動きがあるわけでございますが、これは過度にわたりますと日本の対外信用をなくするものでございまして、やはり秩序正しく、返済のときのことまで考えておいて計画的にやつていかなければならぬことじやないかと思ひます。したがつて、私も短期資金の動きあるいはインパクトローンの動きについてはむしろこれを警戒しておらぬじやないか、それで安心してしまつてあえて引き締めムードを出そうという気持ちではございせんが、事柄の本質をよく理解していただくために、そういう問題はそういうところに注意して見ていただきたい、こういうふうな考へて

いるわけでございます。それからもう一つ、御質問の中で重大な点があると私思ひますのは、ユーロ資金の取り入れといふことで、何か大蔵省が一生懸命になつておるんじゃないかという点でございます。それでございましょうか。それは私も、毎年金融の引き締めがありまして、輸入、輸出ともに増加してまいりまして、そのときに、やはり日本が貿易金融として必要な金は、毎年貿易規模の増大に伴つて必要とするわけでありまして、その資金を、いままでもアメリカに相当依存しておつたわけ

でございますが、多角的に集めていくという点で、これも適当な額を無理をしないという点で、ユーロからも取り入れていく、こういう考え方でございまして、今度の国際金融局長の出張は出張と申しますが、会議出席は、決してそういうふうな取り入れをやるためではございせんことをはつきりと申し上げておきます。

○佐藤(観)委員 奥村さん、私は観次郎とあるくらいに、自分でも勘がいいと思つてゐるのです。実は、去年の暮れからことしにかけて、どうも日本に経済的恐慌に近いことがあるんじゃないか

という予感がしたわけですが、そこで実は、私は非常に現在に批判的な目で見ているのは批判論なんです、非常に批判的な目で見ているのです。それはどういふ理由だといふことは、これはききよういらいのうへんには質問できませんけれども、たまたま御承知のように、ロンドンタイムスに円の切り下げの記事が出ました。日本の現状では円の切り下げといふことはそう簡単にできるものではないし、ポンドがやつたからすぐやるようなことではないと思ふのです。けれども、ドルの切り下げの前にあるといふことを私は考へておるわけですが、しかし、それはないといふ保証があなたにはできませんか。おそろしく私は、たとへば二百五十億ドルの戦費を使つておるアメリカが、御承知のように今度は金の準備金をやめたり、それから、私は戦地に行つておつたからよく知つておりますが、おそろしくも兵隊をふやさなければあつた軍司令官も承知できぬと思ふ。そのばく大な費用といふのが、これが御承知のようにアメリカのドル不安の理由になつておるわけでありまして、そういうこととはないといふ保証が全然ないといふことも考へられるわけですが、だから、少なくとも現在、はウ・タント事務総長の、せつかつくの戦争をやめるチャヤンヌもいまの大統領が受け入れないといふことになれば、もつと戦争は長引く、長引けば戦費がよけい要る。戦費がよけい要れば、今度のドル防衛の中心になつておるの何といつてもベトナム戦争ですね。ちやうど日本が中国大陸や南方

に行つてはつちもさつちもいかになくてどろ沼に入つたのと同じような、そういう懸念が決してなしとはしない。これは戦争のことばかりでなしに、けれども、かりにこのベトナムの戦争がなお継続するとなれば、そういう不安を決して私は等閑に付するわけにはいかないと思ふのですが、そういう点で、私は、いまあなた方は全然不安がないと言われまふけれども、何かいろいろなる日本の周囲を取り巻く現象では、日本の経済がよくなるようなきざしは現在にないと思ふのです。何かこういうことがあるからだといふやうなうたといふだけの

確信を持った御返事ができますかどうか、ひとつお伺ひしたいと思ひます。

○奥村説明員 先ほどお答えしたことゝの繰返しになつて恐縮でございますけれども、やはりドルの価値についてアメリカ自身の努力……(「努力してないじやないか」と呼ぶ者あり)

それではもう一ぺん御説明しますけれども、アメリカ自身がことしの一月一日に国際収支面での改善策を打ち出したわけでございまして、その一つは対外直接投資について削減を行なう、対外与信について規制、節減を行なう、海外旅行について制限を設ける、その他E.C.の非関税障壁撤廃、輸出の振興等々の策を出して、これによつて一九六八年には三十億ドルの改善をしたいといふことを言つておるわけでございまして、まあこういうふうな対外的な方策だけでなく、アメリカ国内においてもしかるべき政策がとられるし、という努力がいま行なわれておるわけでございまして、E.C.のほうでも経済成長率を、去年はせいぶん低かつたわけでございまして、これを相当高める、外貨準備の増加が減つてもいいから協力していこうという空気が最近のE.C.の蔵相会議その他の会議で出ておるわけでござい

したがつて、そういう意味でどういふふうないろいろな協力、自己の努力を通じて、ドルの価値といふものが私どもとしては変わることはない、こういうふうな考へておるわけでござい

○佐藤(観)委員 奥村さんの言われることは半面の真理であつて、アメリカがそういうふうなドル防衛をやるために日本は困つておるのではありません。今度の輸入課徴金の問題なんかは、アメリカが自分のドルを守るために日本なんかにかういふひどいことをやつてよこすのでしよう。これは計算すれば最低五億から十億ドルぐらいになるのであります。それはアメリカのドルのためにいいかもしれませんが、日本がそれのために被害を受けるんじゃないやありませんか。

それから、E.C.が御承知のように高まれば高ま

るだけ日本の経済がよくなるという理由にはならぬと思う。EECがよくなったからアメリカはそのためによくなる、犠牲になるのはこっちだ、日本が犠牲になるように思うのです。そういう点がどうも外国を主にし、日本がうまくそれに肩寄せすれば何とかよくなるのじゃないかという、そういう安易な気持ちがあるのじゃないかと思うのですが、その点は奥村さんどうですか。

○奥村説明員 この問題は、やはりアメリカの赤字をEECの主要国の黒字というものの間の調整で行なわなければならないと思います。そういう方向で私も主張し、EECもそういう方向において了承し、つまり先ほど申し上げておりますが、世界経済の縮小のない形でこの問題が処理せられていくというのがほんとうの方向ではないかと思われまします。

○佐藤(観)委員 そこがどうも私は納得できないのですが、アメリカとヨーロッパのEECの中であまり操作すれば、そのことによって日本が何かの利益を得る、何か情勢がよくなるのじゃないかという、そういう考えは甘い考えではないかと思ふのです。日本自体はやはり日本自体で自主的に、そういう経済がよくなるような条件がなければ、アメリカやEECがよくなっても日本には関係のないことだと思ふ。そういう点、どうも日本の国の経済が自主性がないという点に、私は非常に不安があると思ふ。それは、御承知のようにフランスを中心としてヨーロッパでEECが発達してから、イタリアなんて十年ぐらい前と違つて非常によくなつてきた、これは事実であります。日本は残念ながら東洋、アジアの一角の中にあって、どこかと協力をしてやろうと思ふのに、韓国や台湾ではしようがない。七億の民を持つておる中国とやろうと思ふ、古井君なんかが行つてやつと一年間一億ドルばかりのものをもらつたらいいのですけれども、とにかく中国やあるいは人口の多いソ連などとか何かの貿易をやれる道ができれば、あるいはそこに道が開かれると思ふのです。いままでのアメリカとの関係の貿易がこうい

うような関係で悪くなれば、私は、日本は必ずしもそれによつて得るものがあるとは思われぬ。そういう点で、これは政治論になりますからあまり奥村さんに言つてもあれですけれども、私は大蔵大臣がどういうふうに考えておるかということについては議論があるわけですが、そういう点で高官ではあるけれども、まだそういう政治論にまでくちばしをいれることはできない立場でありますから、あまり政治論はしませんけれども、率直に国際金融局長として、ひとつあなたも責任者の一人だから、そういう点でこういう点がありますからだいたいどうぶですと——この間名古屋に行つたらちやうど経済企画庁の戸田君が来ておつて、ぜひひとつ奥村さんに金融のことを聞いてくださうと言つておりましたが、たまたまきょうこういうチャンスを与えられたので、私はあなたに根掘り葉掘り聞きたいのですが、ひとつそういう点で私ならこう思う、こういうことを言つたつて首になることはありませんから、多少思い切つて、私はこう考える、私はこう思うというくらいのことと言はなければ、だんだんぼくは日本の経済事情というものは、ちやうどあのもちやの菓子を食べたら中がらんどうだつたというやうな、そういう杞憂が一つあるのですが、この点をどういうやうに私に納得させて、なるほどあなたの意見ならうなずけますという意見をひとつお示し願ひたいと思ふのですが、どうですか。

○奥村説明員 なかなかむずかしい御質問でございます。私は、やはり日本の成長率、昭和四十三年度の予算の前提となりまして成長率、それは前年に比べて非常に低いものであります。こういうふうな経済のある程度の引き締めというものがなければ、これから流動的な国際情勢には対処できない。これはもう私も国際金融の関係に従事する者が、去年からずっと痛感してきたところでございまして、そういう意味で、予算の面でも、あるいは金融の面でも施策がとられようとしているわけでございます。繰り返して申し上げます、やはり日本もしっかりといかなければならぬわけ

す。それから、先ほど申しました世界の主要国の経済が一体拡大するか縮小するかというのは非常に大事な点でございますが、去年はOECDの資料を見ますと、成長率が三%であつた。一九六八年、本年は四・五%程度成長を見る。この成長は、やはり世界の主要国が成長していかねばならぬ、世界全体のこれだけの成長率は考えられないわけでございます。そのために、話をもとへ戻りますけれども、やはりお互いの間の協力ということを進めてまいらなければならぬ、私としては、そういうことで日本の努力が非常に必要であるということは申すまでもありませんが、同時にまた、世界の各国の協調というのも大事であるというふうに考えるわけでございます。

○佐藤(観)委員 先ほど奥村さんの返事がもらえなかつたわけですが、円の切り下げの、イギリスから出た二つの新聞と雑誌ですね。これが誤解であつたこともわれわれはわかるのですけれども、しかし、何にも根拠がなくつてやばりこういうことが出たんじゃないと思ふのです。日本の経済を知らなかつたという点もあると思ふのですけれども、そういうやうな円の切り下げの説が出たというこの根拠ですね。これはどういうことが、誤解であつてもいいけれども、どういうやうに解釈されておりますか。重ねてお伺ひします。

○奥村説明員 先般フライング・タイムズ、イギリスの新聞でございまして、これのロンドン・パードに円の切り下げに関するうわさの記事がございました。それから、ザ・タイムズに続いてそれによく似た記事が出たわけでございます。私もこの原因は一体どこにあるのか、実はそういううわさを飛ばしたのになつたことがございせんのでわかりませんが、しかし、一つは、やはり日本の国際収支というものは昭和四十二年度において最終収支で七億ドル程度の赤字が出る、これは政府の見通しでございます。来年度は、三億五千万ドルの赤字が出る。したがつて、適切な施策をとらなければならぬというのを私もどもそれに参加して大いに力説したわけでございます。こ

ういう場合に非常に困るのですが、国内で言うことと国外で言うことは受け取り方が違つたわけでございます。なかなかその使い分けというのはできません。そういうことで、私も先生のさっきおっしゃつたやうな事態の重大性、楽観を戒めるといふ趣旨のことを少し大きな声で言えば、そういうふうにとる向きも出てくるということでございます。しかし、日本の産業の競争力、これから見ますれば、そういうことは全然ない、また、日本のこれからの施策はおそらくよろしきを得るとわれわれは確信しておりますので、そういう心配はないというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 どうも私は、日本の国際収支がことしには好転をするというやうな材料はない、こゝろ見ておるのです。そこであなたにお尋ねするのですが、まあ三億五千万ドルより上回ることはない、このままでいけばどうにかそのくらの赤字でおさまるやうに思つておられるか、それには何か根拠があるかということ、あるいは国際収支がもつとよくなる可能性はないか、この二つのことをあなたの見通しで伺ひたいと思ふ。

○奥村説明員 私も、これから先の国際収支については、財政金融の面の施策というもののによつて国内の需要がどうなるかということが一つのポイントであると思ふ。もう一つは世界経済がどうなるか、世界経済の成長が低くなれば日本の中で幾ら需要が少なくなりますが輸出には向かない。この両点が一つは問題でございます。そういう意味で国内経済の点につきましては、現在の施策というものがおそらく需要を引き下げるのには相当の力を持つ。世界経済の一九六八年の貿易額の伸び、私も六・五%程度と考えております。これは実は去年OECDから発表されました数字が七%であつたわけでありまして、この七%というのは私の立場で考えてみてどうしても高過ぎる、やはりいろいろなボンドの切り下げの影響、あるいはアメリカがとるであろう影響というものを考慮に入れて下げたほうがよいということ、七%を六・五%に下げたわけでありまして、国

内の輸出の弾性値、これは過去のいろいろの経験によりまして、私どもは今回はまあ二・三前後出てくるのではないかと。そこで輸出は一五%伸びる。こういう計算が根拠になりまして三億五千万ドルの赤字、これも下期に均衡を達成することを目標とするというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 私は、アメリカの今度の国境税あるいは輸入課徴金の問題は、これは先のことはわかりません。日本代表団が政府間の委員会に行かれるかもしれませんが、しかし、この前陳情をしたときに、アメリカにおる下田大使が、アメリカはいま戦時体制にある、そんなよその国なんかかまっておれぬというような表現があったことを伺っておりますが、しかし、私はそういうような情勢の中で、日本の対米貿易がふえるという予想がつかないのです。そういう影響を受けるかというのを考えると、必ずしも私は樂觀はできないと思うのですが、アメリカだけにおいて、もういような考えを持つのですが、一体そういうような点はどういうように認識をされておるのか。アメリカだけのことでけっこうですからひとつ見通しを伺いたいと思います。

○奥村説明員 御指摘のように、日本の輸出の相手先としてはアメリカが約三〇%でございます。非常に重要なウエイトを占めるわけでございます。私どもは輸入課徴金の問題についてはいま御指摘のようにやめさせるということで交渉中でございます。その制度の内容いかんによつては、これは仮定の話でございます。内容いかんによつてはやはり日本の輸出の受ける影響が相当大きいことは懸念されるわけでございます。しかし、いまの段階では内容もわからないし、どれだけの影響を受けるかということも、これは申し上げることは、私は非常にむずかしいのではないかと思います。

○佐藤(観)委員 それから、アジ銀のことについて、本論に入るわけですが、いまアジ銀の貸し出しの状況はどのようになっておりますか。

それからそれについて、私は、アジ銀に出資される国際環境にあった三年前と現在とは非常に違つておるという事実を御認識になつてはと思ふのです。奥村さんは名古屋におられたのだから御承知だと思ふのですが、非常に倒産がふえて、特に繊維業者が非常に多いのですが、戦後最高の率をあげておる。その大きな原因は、人間の不足という点もありますが、何と云つても資金繰りがうまくいかぬという点と、手形が長期にわたつて、お産手形以上の手形が出るという点と、こういう現状があると思ふのです。日本の中小企業者が倒れておるのに、何もマニラへ行つて金を出さなくてもいい、銭もありませぬのにやらぬでもいい、こういう声があると思ふのです。だから私は、これとあれとは別でありませうけれども、現状の中でアジア開発銀行にたくさん資金を出すという点については、やはり私たちとしては納得のいかないような面もあるのですが、この点は一体どのように考えておられますか、奥村さんに伺いたいと思います。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕
○奥村説明員 第一は、アジア開発銀行のいま準備段階をやつと終りまして、去年の暮れあたりから徐々に活動を開始したということでございます。まだ取り立てて申し上げるほどの業績はございませんが、さしあたり去年から開始されましたのは、タイの工業金融公庫へ五百万ドルの借款を供与したわけでございます。それから、去年の暮れから今年の一月にかけて、インドネシア政府の要請で食糧増産のための技術援助のチームを同国に派遣したわけでございます。それから本年二月に、韓国の要請によつて、韓国にできた農漁業開発公社、これに対する技術援助のミッションを派遣することを決定したわけでございます。

こういう日本国内の状況の際に、こういうふうな機関に多額の金を出すということは問題ではないかという点でございますが、私どもとしては、

確かに現在の国内情勢は御指摘のようにいろんな問題もあるかと思ひます。しかしながら、また長期的に見れば、日本全体の繁栄、アジアの繁栄を通じて日本の繁栄というものも考えてまいらなければならぬ、そういう両面の問題がございます。私どもとしては、現在のこういう事態を十分頭に置きながら、やむを得ない必要な最低限というものを示している。しかも、できるだけ国際的な機関というふうな多角的な方式を通じて金を出すというふうな、協力を有効にするというために多角化を行なつていくということも一つの必要なる方向であるかと存じますので、そういうことも頭に置いて資金を出すというふうに考えているわけでございます。

○佐藤(観)委員 この法律は、私は成立をするときに反対したのです。なぜ反対したかという、反対した理由は、今日はつきりわかつてゐることは、御承知のように台湾の労働者、韓国の労働者それからおそろくタイもそうなると思ふのですが、それが結局日本の労働者に非常に不安感と、それからこれは御承知のようにチープレバー、安い賃金で、非常に悪い影響がある。よその国がよく似たかわりに日本が非常に悪くなるということ、私は、私どもも日本の資金を出すという点に不審があるのです。こういう点は、役所の人はあまりお考えにならぬと思ふのですが、われわれ現実に深刻に考えてくると、何か敵のために、上杉謙信じゃないけれども、塩を与えるような結果になる。それは低い国を開発することはけつこうだけれども、まずみずからの国を助けることが大事だ、こういうふうに考えておる。これは奥村さんに考えてもらいたいのですが、いまアジア開発銀行の総裁をやつておる渡辺さんが、十六年ぐらゐ前にニューヨークの公使をやつておられたのを私は知つておる。あの人は別段悪い人じゃないけれども、日本の金を貸して日本の労働者をいじめるとな結果がでてくるのです。どうも日本の政府のやることは、結局あなた方は個人的に日本の労働者を憎んでおられぬと思うのですが、

どうも結果はそういう結果が出てくるのです。いまタイの話が出ておりました。私もタイに行つてきましたから知つておりますが、結局、日本の資金を出してもやがては日本の一般労働者を圧迫するやうな形が出てくるのじゃないかという心配が出てくる。だから、マニラの銀行が非常によくなつて、それが発展すればするほど、結局、日本の一般労働者に対して非常にひどい目にあはせる結果が出てくるというやうなことが心配されるやうになつてきた。

そこで、マニラの開発銀行の資金は円で、国債でやられるらしいのですけれども、どうもそのところがわれわれと考える方が違ふのです。こういう点は奥村さんに罪はないのです。ないけれども、結果はそういうやうなことが出てくることをあなた方はお考えになつたかどうか。これは大臣が倉成さんに聞いたほうがいいかと思ふのですが、そういう点であなた方は低開発の国だとして、結局、韓国の人間や台湾人、タイ人を助けて日本の国の人を苦しめるやうな結果がどうも考えられるのですが、その辺どういうふうにお考えになつておられますか。

○奥村説明員 確かに御指摘のやうな点は十分頭に置いてやらなければならぬことと存じます。しかし、また反面考えてみますと、こういう発展途上にある国の経済が伸びまして、日本からの輸入がふえてくる。そういうことによつても、日本の労働者の生活水準がやはり上がつていくという面が考えられるわけでございます。その間できるだけ摩擦を少なくして、うまく持つていく、こういうことが肝要であるというお話であらうと私は思ひます。

○佐藤(観)委員 一昨年アメリカに行つたときに、ワシントンで向こうの上院の繊維委員長——名前は忘れましたが、パストレーレとかいふておりました。その委員長に会つたときに、日本の繊維貿易についていろいろ話した中で、最近、日本の繊維業界が韓国やその他の未開発国に押されるという話をしたのです。そうしたら、そのときに

向こうの委員長が、冗談じゃない、日本の国は大体アメリカの繊維業を圧迫したじゃないか、君らが外国にやられるのはあたりまえじゃないかと言われて、二の句が継げなかったことがありますが、これは三年ばかり前なんです、おそろしく日本の経済のことを考えてみると、結局日本は、あなたの方のように外国へ行って、日本の資金を出して、向こうの低開発国をどんどん発展させて、そして日本の労働者は——繊維なんかその一つの例ですが、そういうようなことでまいってしまふような心配があるのです。だから私は、アジア開発銀行をあまり好きじゃないのです。それはアメリカがどんどんやろうと言ったと思われますが、これはどうも今度は、アメリカはおそろしくその力を入れぬと思うのです。そうすると、日本はそういうものばかりしよって、そして日本の労働者を苦しめるような結果が出てくる、そういうような不安が私にはあるのです。これは他日お尋ねをしたと思うのですが、とにかくこういうような問題について、よほど考えていただかないと、結局日本の国民が、日本の国民の税金からまかなわれた金で返り血を浴びる、こういうような結果になるといふことを考えておるのですが、こういう点は皆さん方はお考えになっていないのかどうか。この点は先ほど言いましたけれども、そういう点のお考えをひとつ伺いたいと思います。

○奥村説明員 これは日本の産業政策全般の問題にもわたりますので、私からこういう御答弁をするのはいかかかという感じもいたしますけれども、しかし、御指摘の点については十分頭を置いて、いろいろなプロジェクトその他を撰択するときに、日本からも理事が出ておるわけでございますから、まあ日本の利益だけを主張するわけにまいりませんけれども、日本の立場ということも日本から出ております理事は考えて行動をするという点にも相なるかと思ひます。

また、先ほど申し忘れたのでございますけれども、日本から拠出します金は、現金の外貨を貸すわけではございません。日本の生産物とか日本の

役務、これを出すわけでございます。金額は幾らと定めてありますけれども、どこの国から買つてもいいという形式のものではないと思ひます。現にいま第二世界銀行というのがありますが、これは私も出資しております。パーセンテージよりも高い率の輸出を日本からやっておるわけでございまして、そういうことで、日本の産業に当面関係のないことであるかどうかといへば、これはやはりかなりのプラスになる面があるのではないかと、もちろん御指摘の点が重大な問題点であると思ひますけれども、補足的に申し上げればそういうことであると思ひます。

○佐藤（観）委員 もう一つほかのことで伺つておきたいのですが、いまヨーロッパでドル防衛の関係からユーロダラーが非常に問題になってきているのですが、現状はどうなつてきておるのか。これはいま重要な時期的な問題でありますから、ちよつと伺いたいと思ひます。

○奥村説明員 ユーロダラーは、実は最近非常に堅実に発展してまいつた市場でございます。その全体の資金量は、推測して申し上げるほかはなないのでございますが、百四十億ドルとか百六十億ドルとかといふような話があるわけでございます。アメリカがドル防衛策を発表いたしましたから、このユーロダラー市場というのはいかなりタイト化するのではないかという話があったわけでござい

ます。ところが、現在までのところでは、金利情勢はわりあい安定いたしております。しかし、これから先こういうふうな国際的な金融市場の状況というものは、私も、樂觀を許さない、資金的にも金利の面においてもタイト化する可能性が十分ある、こういうふうな考えをおるわけでござい

ます。

○佐藤（観）委員 最近の世界の通貨の中心であつたドル、ポンドの不安定ということは、同時に、この世界経済の中で資本主義が崩壊の過程に逐次向かつていふのじゃないかと思われまが、そういう点で、そういう中であつて私は外国のことは第二として、日本の経済をどのように展開してい

くかという問題が大きくなつてくると思ひます。そういう点で私は、円の価値をどのように維持し、どのように円というものを守つていかれるのか。これは大蔵省の人に伺つておきたいのですが、その点はどのようにお考えになっておるのか。私たちは、アメリカやイギリスの、これはイギリスは労働党内閣でありますけれども、世界の通貨の一番重要なものが権威が落ちた。それに対して円がどのようになるかということが問題になると思ふのですが、どうもその点で、日本の国はアメリカに占領された点もありますが、ややもするとアメリカと心中するような形があるのじゃないか。私はそういう点を非常に憂えるわけ

です。日本の国は何でアメリカのために——佐藤総理大臣が、いわゆるアメリカの核のかさに従つていく。それは安保条約もあるからやむを得ないといわれればそれまでかもしれませんが、どうもアメリカにたより過ぎる点があるのじゃないか。しかし、アメリカは爛熟した資本主義経済の国であるし、日本の経済と根本的に違ふのですから、日本のような貧乏な国で——戦争に負けたのはアメリカに負けたのであります。それがいまになつて何だかアメリカに盛んにおべつかを使つておるような感じは、どうもいかに自主性がな

いように思ふのです。そういう点で私は、資本主義は崩壊の過程にあるという、そういう大きな前提のもとに日本の円がどういふようにいくかということについて、その経済的な立場からでもつけようであります、ひとつ御意見を承りたいと思ひ

ます。

○奥村説明員 非常に大きい問題でございますが、私も日夜努力しておりますのは、円の価値をいかにして維持するかという問題でございます。そういう意味で財政金融政策も運用してまい

る。国際収支の見通しについても絶えず慎重な予測を立てて、それに相応する弾力的な措置をとつてまいりていきたいと思います。また、そのためには、国際協力をやつていくということで、すべてが円の価値の維持、私どもの仕事の根本は円の価

値の維持でございます。この点については日本が自主的な立場で今後とも行動してまいる、私どもはそれが必要であると思つております。

○佐藤（観）委員 最後に、倉成さんに一つだけ伺つておきますが、きょうはいろいろ奥村さんから伺つたのですが、アジア開発銀行の問題は、これはただ単にアジア開発銀行の問題でなくて、やはり日本の円の問題と関連を、またポンド、ドルとも関連があると思ふのです。そういう点で、日本の経済的な独立性を持つという意味において、ひとつぜひそういう点については考えていただきたい。先ほど奥村さんは非常にマニラの銀行を期待しておられるようでありまが、私たちはいろいろな点から、こういう海外へ援助資金をやつてもむだになる可能性がある。ちよつとインドネシアのスカルノに貸した金がいま返つてこないのと同じような結果になる心配がありますので、そういうことについての善処方、いわゆる日本国民が損をしないようなそういう立場をとつていただきたいことをお願いしたい。

○倉成政府委員 先ほどから経済専門家でありま

す佐藤先生からいろいろ御高説を拝聴いたしまして、静かに傾聴いたしておりました。先生のいろいろ御質問された要点は、一つは、日本の対外経済協力のあり方についての問題であつたかと思ひます。この点につきましては、御指摘のように、率直に申しまして、いろいろ過去において必ずしも適切でなかつた点もあつたかと思ひます。したが

いは、やはり根本的にいろいろ検討いたしまして、さようなことのないように対処をしてまいりたいと思ひます。

また、円の価値の維持という問題は、日本経済の至上命令でございますし、単に日本経済のみならず世界経済にもかなり大きな影響を及ぼすことであらうと思ふわけでありますが、御案内のように、日本の経済の成長率も、三十年から四十年の間は実質九・六％、アメリカが三・七％、イギリスが三・三％、あるいは西ドイツが多少高くて

六・五%というところですが、とにかく日本国民の旺盛なる意欲というので成長率も高し、また輸出の伸びも、先ほど奥村次長が申しましたように、世界の貿易に比して二倍以上の弾性値を持つておるということでありまして、経済の運営よろしきを得ていくならば、私は、円の価値は必ず維持できると思っております。また、アメリカにつきましても、いろいろいわれておりますけれども、少なくとも貿易収支、經常収支については大きな黒字でありますから、ドル防衛というのも政策上適切であれば必ず成功するということを考えております。

そういう観点から、非常に困難な時期にいま世界も日本も当面しておりますので、ひとつこの状況を踏まえまして、ちよつとしたことにも関心を払って、日本の経済、財政、金融政策が誤りのないようにこれから努力してまいりたいと考えております。

○毛利委員代理 再開は午後一時二十分とし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十分開議

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、物品税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上の各案を議題といたします。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
酒税法の一部を改正する法律案
物品税法等の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田村委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。水田大蔵大臣。

○水田国務大臣 ただいま議題となりました製造たばこ定価法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、物品税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和四十三年度税制改正のため諸法律案のうち、さきに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げましたが、今回は、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案外三法律案について申し上げます。

まず、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

製造たばこの小売り定価は、十数年来据え置かれておりますが、政府といたしましては、この間における所得、消費水準の上昇及び諸物価の動向等にかんがみ、また、昭和四十三年度における財政収入の確保をはかるべく、製造たばこの小売り定価の引き上げをはかることとしていたしております。

この法律案は、製造たばこの小売り定価を引き上げるため、種類別、等級別に法定されている最高価格を、紙巻きたばこについては十本当たり五円ないし十五円、パイプたばこについては十グラム当たり十円ないし二十円、葉巻きたばこについては一本当たり十五円ないし六十円、それぞれ引き上げる等、所要の改正を行ない、本年四月一日から施行しようとするものであります。

なお、製造たばこの各銘柄別の小売り定価につきましては、この最高価格の範囲内で、日本専売公社が大蔵大臣の認可を受けて定めることとなっております。

次に、酒税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

酒税は、その税率が所得水準、物価水準の変動にかかわらず一定額に据え置かれていたため、税負担が相対的な低下を来し、他の諸税の負担との間に均衡を失っていると認められますので、清酒特級及び一級、ビール並びにウイスキー類に対する税率を引き上げ、あわせて所要の規定の整備合理化をはかるため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を申し上げます。

第一に、清酒特級及び一級、ビール並びにウイスキー類の税率の引き上げをはかることとしております。

すなわち、これらの酒類に対する従量税率を種類別、級別間の格差を考慮しつつ、おおむね一〇%ないし一五%程度引き上げることとしたしました。この結果、通常の容量の容器一本当たり、清酒の特級は六十円、一級は四十円、ビールは七円、ウイスキー類の特級は六十一円、一級はアルコーン分四十二度のもので四十一円、四十度のもので二十八円、二級は三十九度のもので二十円程度の増税となります。

また、ウイスキー類特級の従価税率につきましては、従量税率の引き上げに見合つてその税率の引き上げを行ない、新たにウイスキー類の一級及び二級のもののものにつきましても、税負担の適正化をはかるため、昭和四十六年四月から従価税制度を導入することとしております。

なお、その税率の引き上げが行なわれる酒類を一定数量以上所持する酒類販売業者等に対しては、手持ち品課税を行なうこととしております。

第二に、酒類の定義の整備をはかることとしております。

すなわち、しょうちゅうについて、一定の限度内での砂糖等の混和を認め、また、ウイスキー類のうちウイスキー原酒またはブランデー原酒が混和されていないものは、ウイスキー類の範囲から除外してスピリッツ類とする等、酒類の定義

について所要の整備を行なうこととしております。

第三に、酒税に関する手続規定の整備簡素化をはかることとしております。

すなわち、酒類製造者または酒類販売業者が従価税率適用の酒類を詰めかえまたは改装する場合に届け出を要することとするともに、未納税移出に関する承認制度の一部を申告制度に改める等の措置をとることとしております。

次に、物品税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

物品税につきましては、国際競争力の強化等の見地から、カラーテレビジョン受像機等十品目につきまして暫定的に税率の軽減または非課税の措置を講じてまいりましたが、この暫定措置の期限は、本年中に到来することとなっております。これらの物品のうち、小型カラーテレビジョン受像機等六品目につきましては、すでにその目的を達成したものと認められるところから、その期限到来とともに本則税率を適用することとしたしました。

他方、パッケージ型ルームクラウン等四品目につきましては、その生産及び取引の実情に顧みまして、なおしばらくの間、その税率の軽減または非課税の特例措置をとる必要があると認められます。また、アンサンブル式レコード演奏装置に対する軽減措置の期限到来に伴い、その構成部分品に対する税率の調整を行なう等の措置を講ずる必要がありますので、ここに物品税法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、パッケージ型ルームクラウン等四品目につきまして、その税率を漸進的に引き上げまたは非課税措置を延長することとしております。

すなわち、パッケージ型ルームクラウンにつきましては、一五%の軽減税率を、小型の白黒トランジスタテレビ受像機及び温蔵庫につきましては、五%の軽減税率をなお二年間適用し、あわ

せて、他のトランジスタテレビ受像機及び電子楽器につきましては、非課税措置をなお二年間継続することとしております。

第二に、アンサンブル式レコード演奏装置の暫定措置の期限到来に伴い、その構成部分品に対する税率の調整をはかることとしております。

すなわち、アンサンブル式レコード演奏装置につきましては、暫定措置の期限到来とともに一五%の税率が適用されることとなりますが、その構成部分品に対する税率もこれと同一となるよう所要の調整を加えることとしております。

なお、これによりまして著しく税負担の増大するものにつきましては、転嫁の状況等を考慮し、二年間その税率の引き上げ幅を五%にとどめる経過措置を講じております。

第三に、オールチャンネルテレビ受像機につきまして、UHF放送の受信回路に関する課税標準の特例を今後二年間設けることとしております。

このほか、受信用真空管等を非課税とする等所要の規定の整備をはかることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案におきましては、最近の経済情勢と当面の政策上の要請にこたえ、税制上の特別措置について、新設あるいは整理合理化、適用期限の延長等を行なうこととしております。

第一は、輸出の振興に資するための措置を講ずることとしております。

その一は、輸出割増償却制度及び海外市場開拓準備金制度を拡充し、輸出貢献企業については、その割り増し率及び準備金の積み立て率を割り増しすることとしております。

その二は、技術等海外取引の特別控除制度の適用対象に農業及び漁業に関する技術指導並びに開発途上国の一次産品の仲介貿易を加え、また、海外投資損失準備金につきましても、特定の地域において石油資源を開発する法人をその適用対象に加えることとしております。

このほか、今後二年以内に発行される民間外貨債の利子について所得税を免除し、国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の減価償却資産について耐用年数を短縮することとしております。

第二に、技術開発を促進するため、試験研究費が増加した場合の税額控除制度を拡充し、年率一二%をこえて増加した試験研究費については、その控除率の割り増しを行ない、また、電子計算機産業の育成に資するため、電子計算機買戻損失準備金の制度を設けることとしております。

第三は、中小企業の構造改善を促進するための措置を講ずることとしております。

すなわち、構造改善促進計画を実施する商工組合等の組合員である中小企業者につきまして、工場用建物、機械等の二分の一割増償却制度を創設するほか、事業協同組合等が組合員等の職業訓練のための共同教育施設を設置した場合には、五年間十割増しの償却を認めることとしております。

また、中小企業者の機械等の割増償却制度について業種指定の期限を二年間延長するほか、中小企業構造改善準備金、中小企業の貸倒引当金の特例等中小企業に関する課税の特例の適用期限をそれぞれ二年間延長することとしております。

第四は、既存の特別措置につきまして、実情に応じた整備合理化を行なうこととしております。

その一は、価格変動準備金制度につきまして、その積み立て限度が既往の積み立て額を下回るものないよう所要の措置を講じつつ、積み立て率を二%程度引き下げてその整理合理化を行なうこととしております。

その二は、特定設備を廃棄した場合及び合併をした場合の税額控除制度につきまして、その適用範囲を縮減する等の合理化を行ない、その期限を延長することとしております。

このほか、今後二年以内に発行される国債について、別ワク五十万円の少額貯蓄非課税制度を設け、また、原油備蓄の増強のために緊急に必要とされる貯蔵施設及び大都市における送配電設備の整備のために必要な地中送配電設備について、特別償却を認めることとしております。

また、土地税制のあり方について引き続き根本的な検討を加えることとされていることに関連して、事業用資産の買いかえの特例の適用期限を一年間延長するほか、期限の到来するその他の特別措置、すなわち資本構成を改善した場合の特別控除制度、農地等の現物出資の登録免許税の軽減措置等について、実情に応じ二年ないし五年間適用期限を延長することとしております。

なお、以上のほか、税制の簡素化をはかる見地から、取用等に伴い代替資産を取得した場合の圧縮記帳の特例等に関する申告要件についての有恕規定を設ける等所要の整備合理化を行なうこととしております。

以上、四法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ります。

○田村委員長 引き続きアジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

質疑を続行いたします。武藤山治君。

○武藤(山)委員 予算委員会のほうがもし十分間ばかりお許しただけならば、非常に重大な問題があるので、ひとつ大臣に意見を承りたいのです。

というのは、アジア開発銀行に本年出資は幾らし拠出は幾らするか。幾らになりますか。

○水田国務大臣 代用公債をもって二千万ドル拠出する予定をしております。

○武藤(山)委員 三十六億円の出資は予算書に明らかに記載をされております。予算書の三十一ページに三十六億円、さらに添付書類のほうにも明らかにされておりました。三十六億円ということになっておる。ところが、特別基金のほうについては、拠出するのでありますが、一銭も予算書に計上されてない。計上されておりますか。

○水田国務大臣 これは計上されておられません。

○武藤(山)委員 財政法上から、国の歳入、すなわち支出をする場合には、当然予算を経なければいかぬと思うのでありますが、なぜ予算にそのことを計上しなかったのか。

○水田国務大臣 今年度アジア開発銀行から現金が支払いを求められる可能性はない、来年度になるという見通しでございますので、そのようなことにはいたしてございません。

○武藤(山)委員 来年度実際上そのお金が必要だという見通しならば、なぜ本年あわててこういうこそこな措置をとる必要があるのですか。もし来年お金が必要だというならば、いま財政硬直化のおりからも、また国際収支悪化のおりからも、来年に持ち越した方がいいじゃありませんか。なぜこういうこそこな、財政上予算を経由しないで支出をしようとするくらゐのですか。

○水田国務大臣 御承知のように、アジア開発銀行のこの基金は、日本が提唱して各国にも賛成を得たものでございますし、そういう意味で今年度じゅうこの問題の相談はございまして、やはり日本が率先してこの二千万ドルというものをこういう形でこきめておくということが日本の姿勢として必要であるというふうに考えたわけでございます。

○武藤(山)委員 必要と思うのでしたら、当然予算書であるいは予算総則で、どこかで国会の審議になるように、この支出は当然計上すべきじゃありませんか。載っておるのですか。

○水田国務大臣 それは御審議を願えるように措置しております。

○武藤(山)委員 何ページにありますか。

○水田国務大臣 四ページです。予算総則の十条です。

○武藤(山)委員 これは「アジア開発銀行の特別基金に充てるため拠出する金額の合計額」こう書いてありますね。これを何で出すかも全然書いてない。どこから出すかも書いてない。添付書類のどこに書いてありますか。

○水田国務大臣 いま御審議を願っておりますアジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の中で「予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができ。」という、いま御審議を願っておるこれによって、そういう措置をとろうとするものでございます。

○武藤(山)委員 それは予算で定める金額の範囲内において支出することはできる。しかし、それを普通ならば、金額で本年は何ぼ出しますと当然この添付書類のどこかに説明されていなければいかぬですよ。これは限度額をただ一応はんとしめておいて、それを金がないから国債で出そうというのでしょ。国債というのは歳入を得るために国がきめた措置ですよ。それを支払いの道具に使おうというのですから、まるで国債発行の精神に反するじゃありませんか。六千四百億円の来年度発行される国債を一応預けるのですか。それともいままでに発行された国債をアジア銀行に預けるのですか。どうするのですか。それが公共事業にどう関係があるのですか。

○水田国務大臣 いま主計官から答弁させます。

○原説明員 財政法の話でございますからちよつと私から技術的なお話を申し上げますが、今度の拠出は、これは確かに債務負担でございます。債務負担でございますが、債務負担は財政法上法律に基づき債務負担が可能でございます。そしてその債務負担の根拠として、今度の改正法におきましては従来のIMF等の加盟法の規定を準用して

おりますから、それで法律に基づく債務負担が可能になるわけでありまして。そして予算というのは現金の支出でございますから、それも予算がなければ支出はできませんが、債務負担はそういうことによつて法律に基づいて債務負担が出来ますので、別に財政法上の問題ではないわけでございます。

○武藤(山)委員 主計官、いまあなたそういう答弁をしましたが、現金でなければよろしいと言ふなら、ことしの六千四百億円の国債発行の額をきめる議論のときに、すでにこの金額を予定して国債発行をしているのですか。

〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕

○原説明員 今度の拠出の公債は交付公債と申しますか、従来で申しますと、たとえば在外財産の補償、そういうような場合には法律に基づいて交付公債で出せる規定を通常置きます。今度の場合にはそういうことでございまして、拠出のために公債を発行するという法律の規定を置いて、そういうことでございまして、財政法四条にいう建設公債とは話が違つてございまして。

○武藤(山)委員 すでに新聞なんかにも二千万ドル出すのだということをどんだ報道しておいて、国会には全く国会開会中の審議の最中では、そういう形なら、大蔵証券と同じようにばたばた発行して、しかもそれを外国へ出資するといふようなことを一役所の仕事としてどんだんやつていいのですか、そんな簡単に国債発行を。

○原説明員 一役所の仕事ではなくて、法律にそういう規定を置いてそれでやろうということでございます。

○武藤(山)委員 そうしたら当然、来年度は国債はこういう発行にいたします、さらにアジア開発銀行の出資もこういう形で交付公債の発行をいたしますと、親切に国会に出すのがあたりまえではないですか。そういうことは出さなくてもいいのですか。

○原説明員 法律の規定でそうやることにつきまして、まず法律の御審議を願つて、そしてその法

律に基づいて、予算の定めるところによりその限度をきめるということ、ただいま申し上げました予算総則にその限度額が書いてある、こういうことでございまして。

○武藤(山)委員 しかし、アジア開発銀行への基金というものは、日本政府から見れば歳出でしょう。それはどうですか。

○原説明員 それは歳出でございませぬ。歳出といふものは、財政法に書いてございまして、現金の支出を歳出と申します。これは債務負担でございまして、歳出ではございませぬ。

○武藤(山)委員 しかし、債務負担行為であつても、やがてはその国債は現金にするんですよ。アジア開発銀行へ出す国債といふものはやがては現金化するわけでしょう。ただ最初だけ国債という形でもつてごまかしておいて、やがては、向こう金がほしいと言へば、日本の円をやるのでしょ。あるいはドルをやるのでしょ。そうなら、あなた、これは間接的には歳出じゃありませんか。

○原説明員 財政法的に申しますと、現金の支出が歳出でございまして、これは債務負担でございまして。債務負担は法律に根拠を要する、そういうことでございまして、法律があるわけでございます。まして、それは従来、たとえば、先ほど申しました、在外財産の補償をやる際に、その補償のやり方として交付公債でやるといふのと同じでございます。それは法律の根拠に基づいて交付公債をつくつた、こういうことでございまして。

○武藤(山)委員 かりに一番妥当な方法というのは、日本の円でもって出資金と同じように出すのが一番ノーマルな形なんでしょう。ただ、ことしの財政上の特殊事情から、金がないからということと交付公債で一応払い込みをしておこう、こういうわけなんでしょう。だから、これは異例なんでしょう。本来ならこういう方法をとるべきでないでしょう。ただ財政が苦しいからこういうことをやるんじゃないですか。

○原説明員 それは、財政が苦しいといふですよ

りも、むしろ相手方がいつ金がかかるかということがわからない、そういうことが根本的な問題でございまして、そういうわからないものでございまして、一応公債という形でやる、そういうことでございまして。

○武藤(山)委員 それだったら、あなた、わかつてから出したつていいじゃないですか。本年度は使われないんだ、四十三年度はまだ間に合うんだ、政府がそういう見通しがつくなら、なぜ四十四年度の予算であらためて出すことにして何が不都合なんです。

○奥村説明員 先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、アジア開発銀行はそもそも日本が主唱いたしました設立されたものでございまして。今度の特別基金への拠出の問題も、日本が非常に大きな役割を買つておられますので、したがって日本としては、日本の姿勢を示す意味でまずこういう形をとらしていただくという考えでございまして。

○武藤(山)委員 しかもその交付公債は、やがて円とそれを交換をする、あるいはドルにかえなければならぬということになるわけでしょう、行く行くは。その場合には、今度は日本から正式に金が出るわけですね。だから、それはどこのつまりは歳出なんですよ。政府から見れば歳出なんですよ。形だけ国債あるいは債務負担行為だといつておいて、どこのつまりは円なりドルで払うのですから、最後は歳出でしょう。

○原説明員 最終的に円を出す場合に、それが現金の支払いになりますから、そのときには歳出になります。そしてその歳出になる際には、当然その歳出予算を計上し、そしてまた予算として御審議を願わなければならぬわけでございます。

○武藤(山)委員 そういたしますと、アジア銀行のほうで四十三年度中に現金にしてくれ、そうならた場合には補正予算を組みますね。いまのところ、予算でちゃんと上程するといふのですから、国会の審議へはかるといふのですから、補正予算組みますね。それを確認しておきましょう。

○奥村説明員 ちよつと前提としての問題につい

て私から御説明いたしますが、いままでから、IMFとか世界銀行とか、第二世銀とか、こういうものに対する出資でございますが、これは法律において、一部は現金でやる、一部は国債でやる、そういうことで御承認いただいて、それで国債でやっているものが現にすでにあるわけでありま

○武藤(山)委員 私が聞いていたのは、現にあるかないかということをお願いしているのではない。先ほど主計官のほうで、そういう場合には、現金にかえるときにはちゃんと予算に組みます、そう言ったから、そう答えたから——議事録を見てごらん

○原説明員 私が聞いておりますところは、いまの見込みとしては、四十三年度中にそういう要求はないだろうという前提に立っております。

○武藤(山)委員 あなたは先ほどは、途中で現金化してくれということになれば、ちゃんと予算にのせて御審議にかけますと言ったのだよ。議事録を調べましょうか。だから、そういう事態がもし四十三年度中に起こったら——私はちゃんとイフと言っているのだよ。そういうイフの前提で答えてもらわなければ困る。そういうことはあり得ないという答えでは困る。

○原説明員 私が申ししたのは、現金の支出は財政法上歳出である、歳出を出すためには予算がなければならぬという財政法の仕組み、それを御説明したわけでございます。いま現実にはありそうもないというお話を申し上げました。実際にそういう場合があった場合には、IMF等の加盟措置に関する法律の第七条というのがございまして、日銀に買い取り請求をすることができるといふ規定もございまして、それは現実にはありそうもない話でございますので、あつた場合にはそういう手だてもある、そういうことになっております。

○武藤(山)委員 そうなると、あなたのいまの発言は取り消しますか。議事録をちゃんと調べますよ。先ほどの私の質問は、四十三年度中にアジ銀から円なりドルにかえてくれと申し出があつたときには、こちらは円で出す場合には当然歳出になりますから、予算はどうするのですかと云つたら、ちゃんと予算にかけます、こう言つたのですよ。予算を組みますとあなたは言つたのだよ。だから私は、それじゃ補正予算を組むんですな、こういう質問をしたわけだ。そここのところの食い違いはあとで議事録を見てから明らかにいたしましょう。あなたそう答えていないと言ふなら、次に進みます。いまの問題は保留しておきます。

第二の問題は、世銀やなんかに出したそういう公債を日本銀行が引き受けるという例があるといふ言ひましたね。だから今度もおそろしく、現金が必要だと言われれば日本銀行に引き受けさせるつもりだといふ意思表明だと思ふのですが、そう受け取つていいですか。

○原説明員 そういう規定がございしますので、そういう規定に基づいてやることはあり得ると考えます。

○武藤(山)委員 そうすると、財政法第五条の精神に反するのではございせんか。そういう措置をとることは第五条には「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れなければならない。但し、特別の事由がある場合には、この限りでない。」とあります。今度の国会の議決の中で、これは特別な事情だからと云ふいう方法をやりたいという、いろいろ想定したことを当然この項目の中に書くべきではありませんか。何も書いていないじゃありませんか、この予算総則には。

○原説明員 財政法第五条でいっております公債発行といふものは、いま出資公債を出すというそのこととございまして、その出したものを日銀が買うという、これは引き受けという概念

には法律上なりません。したがって、財政法五条には関係がないと思ひます。

○武藤(山)委員 しかし、財政法の精神というものは、インフレーションにならないように、かつての戦時公債が日本銀行にみなくなるの回つていったためにインフレになつた、もう再びそういうインフレになるような働きはさせまいという精神がある。それをただ国会で、予算総則で目のつかぬようなところにささつと書いておいて、どん

どんそういう形で海外出資や援助なんかの場合でもやつて、それが日本銀行へ還流してきて現金化されていったんじや、これはインフレの原因になりますよ。また、国会でチェックできないじゃないですか。そんな場合に、これは重大な手続

のすまふじやないですか。確かにいまの法律を、重箱のすみをようじでつくように逃げ道を考えるなら、そういう解釈もあるいは成り立つかもしれない。しかしやがて私は、歳出を常に考へていて大蔵省としては、もつと法の精神というものをまじ

めにかちつと解釈して、こういうこそこな方法で出資をするような、抛出をするような態度というものはないからぬと思うのですよ。もしどうしても金がないなら、アジア銀行がすぐ使われないなら——まだタイ一カ国しか申し込みがないで

しょう。貸してはいないのですよ。アジア銀行のいまの貸し付け状況なり承諾状況をあなたよく検討してこの予算というものを組んだのですか。アジア銀行はそんなにすぐせつば詰まつて金がほしいという情勢じゃないのじゃないですか。まだいまタイ一カ国しか貸していないじゃないですか。

○奥村説明員 御指摘のように、アジア銀行はこれから仕事を始める段階でございますので、現在までにタイに対して五百万ドル貸すことにきめただけでございまして。しかし、先ほどから申し出ておりますように、そもそもアジア開発銀行におけるわが国の立場というものは相当の指導性を持つて

出るといふことは、四十三年度じゃないと思ひます。一つそういう姿勢を示すといふところに意味がある、こういうふうに考へております。

○武藤(山)委員 それでしたら、一般予算に出資と同じように載せて、それでどうしても歳出の金がないといふことで、その時点で考へたつていいんじゃないですか。おそらく初めからアメリカの要請で——アメリカはいまこう言つてゐるそうです。日本のいまの基金が一億ドルは少ない、アメリカは二億ドル出すのだから、日本もせひひとつアメリカと同額の二億ドルにしてくれぬか、こ

ういう要請があるといふことを新聞は報じておりますがね。大蔵省にはそういう声は耳に入つてないのですか。

○奥村説明員 いまの問題につきましては、あくまでも日本の自主的な立場で考へるべきものと思つております。

それから、私どもは、財政資金がないからこ

う形で無理をしてゐるのじやなくて、こういう形で姿勢を示すといふことがいいのである。こ

うふうふに考へておるわけでございます。

○武藤(山)委員 それでは、初めから公債発行でこの農業開発基金のほうは出そうといふことを、もうアジア銀行創立当時から大蔵省は考へたのですか。

○奥村説明員 アジア銀行設立当初においては、特別基金の話はまだそれほど具体化してなかつた

わけでございます。出資の話があつたわけござ

います。それに加へまして、やはりいろいろな方

こう、すぐアジア開発銀行で使わない場合にはとにかく国債でみんなやっておく、こういう精神で今度の改正案というものを提出してわけですか、どうなんですか。

○奥村説明員 そういうことでございます。

○武藤(山)委員 だとすると、いま言った必要になるたびに日本銀行にそれを引き受けさせる、こういうことになる、通貨増発というものが、これは全く無制限に行なわれませんか。われわれとしては通貨増発をチェックできませんね。しかもそれは、行政当局が向こうの要請でいつやっているか、全く国会の議論にならぬからわかりませんか。日本銀行は、普通買入オペを国内でやる場合には、幾ら買入オペしたとかどうとかいうことがすぐわかりますが、外国へ出資したそういうものは、全くわれわれが知らぬ間に行なわれていきますよ。これは通貨増発の悪例になりますね。どうですか。

○奥村説明員 先ほどから申し上げておりますように、日本銀行に引き受けさせるつもりはございませんので、四十三年度には支出は行なわない、四十四年度には、そのときまでは様子が見えないうちで、予算を通じまして御承認の手続をとる、この国債の現金化について、償還について財源の予算措置をお願いするということになるかと思ひます。

○武藤(山)委員 そうすると、本年は国会でこの改正だけとっておいて、それから予算総則だけ取りつけておいて、おそらく四十三年度は要求がないだろうから、四十四年度予算のときに今度ははっきりそれをうたう、こういうことなんですね。

○奥村説明員 そういうことでございますが、これから先はあるいは主計局のほうでお答えしたほうがいいかもしれませんが、それから先は四十四年度の全体としての先ほどのどんぶりの中でどういうふうな処理できるか、こういうふうな問題も含めて予算の御審議ということになると思ひます。

○武藤(山)委員 もう一つ、けさの読売新聞だと思ひましたが、特別基金の問題でかなり大きいスペースをさいて新聞報道しておりますね。この新聞は読んでおりますか、主計局。

○原説明員 私は読んでおりません。

○武藤(山)委員 これによると、とりあえず「現金支出の請求があれば国債整理基金特別会計の余裕金を使う予定」だというのが一つ書いてある。それでどうしても余裕がない場合には日本銀行に買ってもらふのだ、引き受けさせるのだ、二つの方法が書かれておるわけですね。これは大蔵省がしゃべらなければおそろしくこういうことは書けないと思うのです。火のないところに煙がたないと思ふのです。こういう記事が出てくるのをあなたちは見て、この記事は全く新聞記者の憶測で書かれたものであって、事実こういう考えは全く大蔵省にないところで言い切れますか。

○大谷説明員 お答えいたします。

いま奥村次長からも御説明がありましたように、四十三年度ではまず償還はないということでございますが、万々一あった場合でございますが、整理基金の償還金、たとえば本年二月タイとの五百万ドルの契約一本しかなかったというお話がありました。実はアジア開発銀行に對しまして現在七十二億の国債で出資をしております。その償還があるかないかはわかりません。その償還があるかないかは、万々一あった場合に備えて相当額見込んでおります。万々一あった場合に備えて相当額見込んでおります。われわれといたしまして、日本銀行買い取りといった制度は、これは万々一を得ざる措置であると考えておいて、これを軽々に使うつもりはございません。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕

したがういまして、整理基金のワク内で処理したいということ、予算を組むに際しましては償還予算を組んでおきますので、万々一の特別基金に對しまして償還が出た場合には、そのワク内でまかなえる場合にはそのワク内でまかないたい、いま組んでおきます七十二億に對する交付公債の償還金の財源として相当額組んでおりますので、その中からまかないたいと考えておるわけでございます。

○武藤(山)委員 整理基金の中にすでにそのことをある程度予定して、余裕金が出るように予算編成が行なわれておるといふのですね、いまのあなたの発言は。

○大谷説明員 実はちよつと話がそれるかもしれませんが、なぜこの出資国債という方式を使っておるかということでございますが、一方で現金出資、一方交付国債、たとえばアジア開発銀行には併用しておるわけでございます。先生がおっしゃいましたように、現金で全部出しておくといいことになれば、そういった償還その他一切の心配はないわけでございますが、しかし相手方は金融機関でございますので、こちらが金を渡しても一ぺんに全部使ってしまうわけはございません。こちらからいしますと、税金とかそういうものを現金で向こうに渡してしまふことになりまして、そのときどき要るときに間に合うように渡すのが一番望ましい方法であると思ひますし、またアジア銀行自体もそのことを認めておるわけでございます。したがって、すでに御審議いただきましたアジア開発銀行への出資は、現金と国債と両方で行っておるわけでございます。したがって、本件につきましてはそういう考えをとおしておるわけでございます。ところが、金融機関でございますから、どの程度仕事が進捗するかわかりません。わかりませんが、ないであらうと非常に少ない金額を見込んでおきますと、先生お話しのように日本銀行にいかねばならぬかもしれない、そういうことはなるべくやりたくないということ、余裕があるということではございませんが、あり得べき姿を想定して予算には計上しておるわけでございます。したがって、それが実行上いかどうかかわらない状況であることも確かでございます。模様によりましては、その中からこちらに向けることもでき得ようかということでございます。初めから余裕を見込んで組んでおるといふわけでは必ずしもございません。

○武藤(山)委員 そういたしますと、予算書二四ページの国際整理基金特別会計の中の国債償還に必要な経費一千六億三千五百万円、この中にその予想された数字は大体幾ら含まれておるか。

○大谷説明員 お答え申し上げます。

アジア開発銀行に對しましては、交付国債に對する償還分といたしましては五十四億と考へていただいてよろしいと思ひます。この算出根拠としては、四十二年度までの交付国債の出資が七十二億でございます。さらに四十三年度三十六億、合計百八億になります。それに対して必要な資金五十四億、大体半額を見込んだということでございます。

○武藤(山)委員 あとでひとつ主計局のほうで資料を出していただきたいのですが、この国債償還に必要な一千六億三千五百万の内訳を資料として手元へ出してもらいたい、よろしくごさいますね。

○井手委員 関連してちよつと質問いたします。

いま主計官の御答弁では、万一の場合はアジア開発銀行に出さねばならぬであらう。そうしますと、万一の場合はそれが万一であるか半々であるかはわかりません。国費を支出することになるわけですね。これは間違ひございませんか。

○大谷説明員 はい、整理基金の歳出に立つわけでございます。

○井手委員 それは国の支出になるわけでしょう。どれを出すにいたつて国の支出でしょう。いかがでございますか。

○大谷説明員 はい、さうだと思ひます。

○井手委員 憲法八十五条に基づく財政法の第二條第十四条を見れば、問題は明らかであると思ひます。先刻は債務負担行為であると逃げられた。債務負担行為であるならば、負担行為の中にその議案がなくてはならぬはずで、防衛庁などと一緒には、それは四十三年度からやってもいいはずで、それは予算委員会においても説明をされました。二重になってはいないかという北山君の質問に對して、二重にならないという統一見解が先般

出されました。そうであるならば、四十三年度に予想されるものは――出さない場合もあるでしょう。予算ですから、見込みですから。その分は予算に計上しなくてはならぬはずで、まあ大蔵委員会であんまり財政法の議論がましいことは言いたくないですが、少し大蔵省考えてみぬですか。ここであまり議論を詰めたくはないのですが、こんなでたらめな歳出というものはいいでしょう。国の財政支出に必要なもの、国の財政需要を満たすために一切の歳入は予算に計上しなくてはならぬというの、これは鉄則ですよ、何でも出そうと。また、国債の問題は、武藤さんが触れられておりますが、これも問題です。だけれども、第一には、国債の支出ですから、七十二億円の範囲内では出すことができます。しかし出さねばならぬ場合もあるわけですから、七十二億円は予算に計上するの当然ですよ。少しこの点はあなたのほうも考えてからひとつ答弁していただきたい。法制局も呼んでおりますし、必要があればいろいろの方面も呼んでいいのですが、これは問題ですよ。よく研究して御返事をいただきます。国費の支出ですよ。国債整理基金から出せるものじゃありませんよ。ほどほどにひとつ答弁はしてください。

○原説明員 私が先ほど申ししたのは、やはりこれは歳出国債をするということでございまして、債務負担であります。

債務負担には、財政法十五条によりまして、法律に根拠を求め、あるいは債務負担行為に求めるか等の方法があります。(井手委員「定義はどこにある」と呼ぶ)法律に基づき債務負担行為でございまして、法律に基づかない債務負担行為については、T号として国庫債務負担行為としておるわけでございます。したがって、これは法律に基づくものでございまして、T号のほうはございけません。そして、法律に基づくもので、法律に予算の定めるところにより書いてございまして、その予算総則十条に七十二億の規定が書かれておるわけでございます。それから、法律に

基づく債務負担行為がございしても、現金の支出が必要である場合には、確かに、おっしゃるよう、債務負担行為で現金の支出をするわけにまいりませんから、これは歳出予算がなければならぬ。ただいまのお話の国債整理基金の支出も、これは歳出予算でございまして、もしそういう場合には歳出予算に基づいて金を出すということでございますから、財政法の問題は全然関係ないと思っております。

○井手委員 債務負担行為は、それならそれでよろしい。あなたがそうおっしゃったから聞いたのです。しかし、七十二億円を出そうというものであるならば、出すか出さないかわからぬからということですが、出す場合もあるわけですから、出すこともあるならば、これは予算に計上しておかなければならぬ。七十二億円計上しておかなければならぬ。その七十二億の内輪は何であろうと、それはまた別個の問題。国費を七十二億円払おうとするならば、予算に計上すべきですよ。当然です。これは予算外ですよ。そんなことじゃ許されません。

○原説明員 七十二億の債務負担がまずあって、そしてお金を出すのについては、確かに歳出予算がなければ現金の支出ができないことも当然でございます。したがって、当面の見込みに近いという先ほど来の話でございますが、万一あった場合にどうするかということについては、先ほど国債課長から申しましたように、相当額の予算がございまして、それからその歳出予算を出す。それから、これも万一の話になりますが、それでもできないような場合には先ほどの日銀の買い取りによって手当てをするということでございますから、財政法的には別段問題はないと私は考えております。

○井手委員 関連ですから、解明できねば後日あらためて私は本格的な質問をいたしたいと思っております。このぐらいい明白な問題はないと思えますよ。国

費を支出する場合に、出すことがあり得る、あり得ない、それは見込みである。見込みについて予算を出すこともあり得るから、予算に計上しなればならぬ。その場合にはやはり国費の支出ですから、総計予算主義のたてまえから、その最大限の数字は歳出予算にあげなくてはならぬはずで、そんな便法は許されません。断じて私は許しません。

○武藤(山)委員 いま井手委員がおっしゃるように、私たちとしては、財政法の精神から見ても、また日本の通貨の発行、それから国債整理基金の性格、こういうような問題から照らし合わせても、どうもこの処置は適切でない。この点については法制局も呼んで、あとでひとつ十分議論をいたしたいと思っております。

それから、国債整理基金の償還金の中に含まれていると申しますが、一体この交付国債は、発行するものは年限は何年なんですか。

○大谷説明員 要求払いでございますから、特に期限はございません。

○武藤(山)委員 期限がないものを国債整理基金で支出するというのを予定するというのは、発行されているものの額は全額をいつも載せるんですか、一体どういうことなんですか。大体この国債整理基金に載せる償還金額というものは、年限がきたもので、恩給や、あるいは地主補償や、そういうものに対する支払いを予定して計上してあるんですよ。年限のない国債を計上するというのは、あなたたちの恣意でことしはこれくらいあるだろう、何年度はこれくらいあるだろうという皆さんの大体目算でそういうことをかかってにきめていくんですか。期限のないものをどういう計算で償還の額に入れておるのか。

○大谷説明員 たいへんむずかしい問題でございますが、先ほど井手先生おっしゃいましたように、したがって、安全度を見れば交付国債全額を常に載けておけばよろしいわけでございます。ただし、それでは現金で相手方にすべてを渡すと同じことでございます。つまり歳出予算に計上

するということは、歳入にもそれだけの金を見込んでおくということになるわけでございます。したがって、もし償還要求がこなければ、それだけの金が常に残ってしまうということになります。その辺の見通し、たいへんむずかしいわけでございますが、要求払いの国債につきましては、過去の実績等々勘案いたしまして算定しているわけでございます。と同時に、絶えず日本銀行の買い取りというのを起こしますこともわれわれ避けるべきでございますので、その辺は明白なやり方というのはなかなかむずかしいと思いますが、そういった先例とか実績とか、そういうものを勘案してきめておるということでございます。

○武藤(山)委員 そうでしたら、国債整理基金支出の項の中で、この項を一つでなくともっと親切に二つ起して、要求払いの国債はこれだけ出て、それに対して本年の見込みがどの程度、こういう積算で一応目安として償還金額に載せま、それが専門家の大蔵省のとるべき態度じゃありませんか。恩給や地主補償や、そういうものまでみんなひっくるめて、そういう海外への出資や拠出金までごっちゃに載せたって、不親切でわかりませんよ。ですから私たちは、大蔵省は専門家でありますが、われわれの目をこまかすためにこんなことやっているのかと疑いたくなるのです。これを直す意思ありますか。今後はそういうものはひとつ項を分けて、同じ国債償還でも、性質の違う国債については中身をもっと親切に分けてやる、そういう前向きの改善をする意思ありますか。

○奥村説明員 先ほどから何回も申し上げておりますように、当面本件については支出の見込みのないものでございます。したがって、予算支出の立てようがない、こういうことではなからうかと思っております。

○武藤(山)委員 そのことと、先ほどあちらから答弁をして、すでに出してあるもので償還しなればならぬ、あるいは現金にかえなければならぬ

と思つて五十四億円載せてあるというのでしよう。国債整理基金の中に五十四億円予定しておると言つておるじやありませんか。いまの答弁とは全然次元が違ふじやありませんか。だから、この一千億円の中に五十四億含まれてゐるとするならば、もっと親切に、期限のない国債についてはどうですというので、もう一項、項を起すすべきではないですか。それが国会審議のためにも親切であるし、当然じやなからうか。今後そういう改善をする意思はないか、こう言つておるわけだ。政務次官、私の議論をどう思いますか。それが当然親切な予算書じやありませんか。

○倉成政府委員 だんだん議論を聞いておりますと、法律的には私は全然問題ないというふうに承知しております。ただ御指摘のように予算総則の十条でここに七十二億の債務負担行為を掲げて、それからこれを實際拠出金として国債で出しておりまして、いわば請求払いの債務でありますから、全然使われぬ場合があるかもしれないし、あるいはまた井手委員、武藤委員がお話のように、特別な場合に若干これが現金にかえられる、要求があるという場合が出てくるかと思ひます。そういう際に備へては、法律的には、先ほどからお話のように、国債整理基金でまかなつていくことが十分できるんじゃないやからうか。それでもできない場合には、この法律に基づいて日銀の買い取り命令でまかなつていくという組み合わせになつておるわけでございますが、予算書全体が非常に技術的にわかりにくいという御指摘であれば、いくふうがあればそれは直していつてもけっこうでありますけれども、ただいまの問題に關する限りは、法律的には別に問題はないんじゃないやからうか。ただ親切な説明をすべきじゃないやからうかという御意見であれば、それは十分承らしていただきます。

○武藤(山)委員 私が先ほどから議論しているように国債整理基金で出すのが第一原則だ。第一原則だとするならば、償還しなければならぬだろうという予定される金額を五十四億と見てゐるとい

うのですから、それを普通の内国債と同じ欄に全部ぶつこんでおくというのはまことにわかりにくいし、不親切だし、これではわれわれは何をどこかされてもわからぬということです。それでしよう。だから、これはあとに議論しますよ。一千億円の中身をどういう国債に幾ら償還するのかわかりなことを、さつき出すと言つていますから、全部一覽表を出してください。その後にはこれは議論しましょう。

これは一応これでデモンにして、次に少し質問をしたいと思ひますが、ことしもまたインドネシアに緊急援助をするのですか。

○奥村説明員 ことしと申しますか、来年度のインドネシアに対する援助については、債権国会議等でいろいろと議論をしてゐる最中でございますが、ある程度はしなければならぬと思ひますが、金額は決定はいたしておりません。

○武藤(山)委員 あなたはその国際会議へ出る責任者ですか。

○奥村説明員 私は大蔵省国際金融局の次長でございますので、直接そういう国際会議に常に出てはおりませんけれども、報告は受けております。

○武藤(山)委員 聞くところによると、その債権国会議で六八年分として三億二千五百万ドルの援助をアメリカとしてはインドネシアにいたしたい、日本とアメリカはイコールパートナーだから、アメリカと同じ金額ぐらいひとつ援助してくれぬか。そうなりますと、一億ドルを突破する。三億二千五百万ドルを三分の一ずつまずアメリカと日本が負担する、あとをその他の諸国に頼む、こういうアメリカの方針だということになりますと、日本の援助はかなりの金額になると思ひますが、あなたのいまの感じではどんなぐあいになりそうですか。

○奥村説明員 去年の十一月にアムステルダムで開催されましたインドネシアに対する債権国会議、こういうところで三億二千五百万ドル、先ほど御指摘のあつた数字が出て話題にのぼつたことは確かでございますけれども、私どもは、こ

う財政の切り詰め、金融の引き締め、国際収支の際に、そのまゝ三分の一を出すということをお約束することはむずかしい、こういう感触を持つてゐるわけでございます。ただ、一体どれくらい出すことになるかという点につきましては、これはいろいろとなお検討を要するところがございまして、いまこの場合申し上げるわけにはまいらぬと思ひます。

○武藤(山)委員 四十一年度に三千万ドル、四十二年度に六千万ドル、ことしまたかなりの金額をインドネシアに援助しようというのですが、なぜインドネシアだけにこんなにも援助しなければならぬのですか。その積極的理由は大蔵省はどんなぐあいに感じておりますか。

○奥村説明員 全体のおがの後進国に対する援助の方針については、すでにこの委員会でもお話し申し上げたことがあると思ひますけれども、インドネシアについては、特に最近経済の改善について非常な努力をされておられます。私どもも、すでに相当の債権も持ち、インドネシア経済は今後著実に改善していくことを望んでゐるわけでございます。これは単にインドネシアのみにかかわらず、東南アジアの国々について私どもが願つておる問題でございます。いま御指摘のインドネシアについては、世界の主要各国集まりまして、債権国会議でこの国の経済政策の問題もあわせて取り上げて、いかにして状況をよくしていくかというような話し合いが行なわれてゐる。その中であつて、私どもがインドネシアに対する態度もそういうものとのにらみ合わせて対処していかなければならぬ、こういうことであると思ひます。

○武藤(山)委員 インドはもう食糧危機で餓死者が続出をする、食糧暴動が起る、たいへんな危機的狀態にある。そのインドに対して日本政府はインドネシアに援助するのと同じような姿勢でやつておりますか。なぜインドネシアだけこんなに多額の援助をしなければならぬのかというのが私には理解できない。

○奥村説明員 インドに対しては、すでに昭和三十三年、第一次円借款を実施しましてから、相当多額の援助をしてゐるわけでございます。インドに対する全体の協定総額は、去年の九月五日までに行ないました協定について申し上げますと、四億二千七百万ドルの直接借款をやるという約束をしたわけでございます。それに基づいて貸し出しを履行しました金額が二億九千三百万ドルでございます。インドネシアは賠償が先にございまして、そういう意味で直接借款は、先ほどお話のございましたように、昭和四十一年から始まつたわけでございますが、リファイナンスも含めまして、協定総額が現在一億二千三百万ドル、四十一年以降でございます。貸し出し実行額は一億一千四百万ドルでございます。

○武藤(山)委員 きよう私どうしても三十分に出なければならぬ用件があるので、質問がほんの五分の程度しか、こんな問題で時間をつぶしてしまつて、できませんから、あとでまたやりませんが、資料でひとつ日本のアジア地域に対する民間投資と政府借款あるいは政府投資、そういう項に分けて、おもなアジアの国々への日本からの投資状況、これをひとつ表にして出してもらいたいと思ひますが、どうですか。

○奥村説明員 直接借款は、これは外務省その他政府が関与して貸し付けを行なつてゐるものでございまして、この数字は非常に正確にできてゐるわけでございます。ただ、その他の商業的なものにつきましては、数字が非常に計算がむずかしいゅうございまして、したがって、いまのお話に對しましては、わが国のアジアの諸国に対する直接借款の貸し出し残高、協定の総額、貸し出し実行額等について明細をお出ししたいと思ひます。

○武藤(山)委員 輸出入銀行は、去年一年間で、インドネシアに五千万ドルの借款をした。これは結局、日本の国内の輸出業者が商品でインドネシアに輸出をする、その資金を延べ払いで輸銀がめんどろを見た、そういう意味ですか。

○藤澤説明員 たいまお話しのように、昨年度五千万ドル相当額の、これは円借款という形で、それに基づきまして輸出入銀行から、日本からの消費財の輸出に充てるべく貸し出した、こういうことでございます。

○武藤(山)委員 そういたしますと、日本の業者が輸出入銀行のそのワタの範囲内でインドネシアに商品を売る、それをきちっと保証しているわけですね。輸出入銀行が出すわけですからね。その品物をインドネシアが国民に売りつけて、その収入をインドネシア政府の歳入にする、こういうことですね。それは実際上はうまくその五千万ドルというのは効果を發揮しているかどうか疑問があるのです。輸出入銀行ではどんなぐあいにしていますか。

○藤澤説明員 五千万ドルのうち、この二月末までに百六十七億ほど貸し出しを履行しております。そうしてその実行の結果、効果はどうであるかというお話でございますが、この効果につきましては大蔵省から御答弁願いたいと思います。

○奥村説明員 非常に重要な問題でございます。インドネシアに対して私どもが援助しておりますのは、私どもだけがやっているわけではございません。債権国全体として集まって、そうして共同歩調をとることによって、集中的な援助をしてよくしていくというねらいでございますので、われわれだけの援助効果ということではなくて、いろんな総合的な、全体としての援助がどういう効果をインドネシア経済に及ぼしているかということが御質問の点ではないかと思うのです。その意味で申しますと、インドネシアが独立しましてからしばらく非常に悪性インフレが高進いたしまして、生産も停滞いたしましたし、輸出も不振である。全体としては、相当大きな対外負債を負っています。経済的な破綻の段階に立ち至ったわけでございます。それに対してその後スハルト新政権が、経済の安定を目標とするいろいろな施策を講ずると同時に、各国に対して経済協力を要請したわけでございますが、こういう要請に対して、わが国

もドイツもオランダもアメリカも、主要債権国が債権国会議を開いて、先ほど申しましたような会議でIMFの助言をもとにいたしまして、当面のインドネシアの経済困難を克服するためにどうすればいいか、こういうことでさきの去年からの援助も行なわれたわけでございます。その結果どういうことかと申しますと、インドネシア経済は去年の秋ごろから次第に、次第にというの、非常に急速にという意味ではございませぬけれども、安定の兆が見られまして、物価も一九六五年、六六年中には各年約七倍の上昇を示したわけでございますが、六七年にはこれが二倍程度になりました。また、ルピア通貨の相場でございますけれども、六五年じゅうには六分の一に下落する、六六年中には三分の一に下落した、これが六七年には二分の一にとまるということで、結局各国の集中的な協力によりまして、ある程度漸次その効果をあげつつあるという段階ではないかと思われま

す。

○武藤(山)委員 インドネシアの食糧米の物価上昇率も、去年の十月現在でわずか一年間で三倍に上がっている。あるいは公定交換レートが十二もあって全く混乱の状態にある。しかも、こういうところへ日本が商品で援助をしてもこれが有効にカンフルの働きをしないんじゃないか、そういう感じがするわけですよ。結局この商品援助というのは、業界が、業者がもうけるためにこれに飛びついて、そういうものに甘い汁を吸わせるという面がかなりあると私は推察をする。だけど、きょうは時間がないからその個々の商品については申し上げませんが、そういうおそれは全くないと大蔵省は見ているかどうか。どうですか。

○奥村説明員 お説のとおり、私どもは、商品援助は非常に望ましい恒久的に実施すべき援助の形ではないと考えております。やはり経済の状況が非常に問題であり、窮迫しているという段階のもとにおいてのみ実施せらるべきものだと思っております。

もう一つ、商品援助と申します場合には、消費

財が出るわけでございますが、プロジェクト援助と申します場合にはプラントが出るわけでございます。プラントにいたしましては、消費財にいたしましては、日本の商社、メーカーというものが関係があるわけでございまして、この間に私どもは差がそれほどあるという感じは受けていないのでございます。

○武藤(山)委員 きょうあなたの部下が来て、きょうの質問は何ですかという聞かれたから、ジャカルタで、経済評論家が現地にいて、いろいろ現地の経済援助の実態をえぐった三橋幸吉さんのエコノミスト三月五日号の論文があるが、これをひとつよく読んでおいてもらいたい、こう注文をつけておいたのですが、これを読んでみて、あなた、この書いてあることはやや事実だ、あなた、あるいは当たらずとも遠からずだ、こういう実態があるのだという認識をされたか、それともこれは全くオーバーであって、日本の援助とこのはもつとすると効果があるのだと、こう感じたのですか。これを読んでみたのですか、読まなかったのですか。

○奥村説明員 実は先生御指摘の前に、私このエコノミストが出ましたときに、こういうふうなリコピーにとりまして、もうすでによく読でおったわけでございまして。それで、この論文は非常によく勉強されております。私も今後、インドネシアのみならず他の地域についても同じでございますが、こういうふうないろいろな問題点についてはかねがね大蔵省も考えておる点でございますけれども、よく注意して、過去の状況を反省し、今後いかに援助を効果あらしめるかという点に重点を置いて問題を処理していかねければならぬと思っております。

○武藤(山)委員 そういたしますと、今度、海外経済協力基金の法文を直して商品援助ができるようにしようという形に変更するということは、私は逆行だと思ふのです。インドネシアの実態あるいはアジアの低開発国の実態というものを企画庁は全く認識不足である、こういう感じがするの

です。企画庁、来ているのですか。海外経済協力基金の商品援助の項を今度設けるといふのは逆行だ、こう私はきめつけたいのですが、あなたは担当官としてどう思うかね。

○赤羽説明員 一口に経済協力援助と申しまして、いろいろな形態があるかと存じます。ただいままでやっておりますところの資本援助と申しますか、産業開発援助、技術援助あるいは問題になっております物資援助というぐあいにいろいろあるかと存するわけでございますけれども、言うまでもなく、低開発国におきますところの経済の成長を願ひ、経済の基盤を確立する、こういう観点から申し上げますと、この産業開発援助、こういったものを中心に考えるべきである、最も重大なものであるということは言をまたないことと存じます。

それで、経済協力基金は御案内のとおり昭和三十六年から発足したわけでありますけれども、この協力基金はまさにこういった意味の産業開発援助というものを中心に——中心ではございません、おいおいと業績をあげてきておるわけでございまして。しかしながら、いま問題になっておりますところ、低開発国の一部の状況を見てまいりますと、非常にインフレに悩み、外貨不足だといううなことで、せっかく産業開発援助といううな本来の援助を考えましても、それすらもうまくいかぬといううなことになってまいりましたわけでございまして。したがって、やや長期的な視点に立ちますところの産業開発援助、これはあくまでも従来どおりやってまいりておるわけでありますけれども、それと並行いたしまして、今回の場合のような緊急と申しますか、足下の緊要、緊急な要望に応じましてまずこの経済安定をはかる、こういうことは経済協力基金全般の立場からいたしましてもぜひ必要なことである、かように考えて今回の法律改正をお願いするわけでございまして。ただいまいろいろと御指摘がございました経済評論家の論文といったようなものもございます。われわれもあ

れを一読いたしまして、全くこの記事がうそであると言ひ切るだけの自信もないわけではございませうが、しかしながら、今後の経済協力、特に問題になつております物資援助といったものの実施にあたりましては、そういった効果を減殺するような実行、運営といったものを極力排除してまいりたいというぐあいに考えておる次第でございませう。

○武藤(山)委員 外務省もみな呼ばないと、それは技術協力の問題から、日本の援助の効果の問題、いろいろございませうが、きょうは三時十分にとりまして出かねなければなりませんのでやめますが、海外経済協力基金は三百五十一億円のまだ残金がある。それに加えて、ことしまた資金運用部から二百億円。この予算書の財投計画に載っているのは、この三百五十一億円の中から二百四十億円の自己資金というものを計上しておるのですか。それとも一つは、三百五十一億円もまだ残つてゐるというのは、承認額が実行できない何か困難があるのか。

○赤羽説明員 いま先生のおっしゃいました三百五十一億円というのがよくわかりませんが、貸し付け残高は三百五十一億円程度でございませう。それは貸し出していま残高として残つておるものですか。

○武藤(山)委員 金のほうの残高は幾らあるのですか。

○赤羽説明員 余つてゐるという意味でございませう。四十二年から四十三年にかけて、いわゆる常識的な意味で申します繰り越し、ほんとうは使つつもりでいたのだけれども、来年度に繰り越しちやつたという金がどのくらいあるかというお尋ねだと思ひます。それは七十七億程度見込まれております。

○武藤(山)委員 そうすると、財投計画の自己調達二百四十億円というのはどこから借りるのですか。

○赤羽説明員 この四十三年度の事業計画につきましては、四十二年度、ただいま申し上げました繰り越し金七十七億を含みまして事業計画を立てておるわけでございます。七十七億の繰り越し金とそれから回収金が見込まれるわけでございます。これは十二億弱でございませう。それを引きまして自余の資金につきまして一般会計並びに運用部からの借り入れを行なうということで、一般会計から六十億円、それから運用部から二百億円、二百六十億円の予算措置をしてゐるわけでございます。で、全体といたしまして四百四十億円ばかりの事業計画になつておるというわけでございます。

○武藤(山)委員 それでは、この次、また来週質問しますから、四十三年度以降の事業計画をひとつ質問までに間に合うように出してもらひたい。以上で質問を終わります。

○田村委員長 阿部助談君。

○阿部(助)委員 まず、アジア銀が充足をいたしましてから新しく加盟した国はどこでございますか。

○奥村説明員 アジア開銀の設立以後、正式の加盟国、それから加盟意思を表明した国でございませうが、昭和四十二年十二月スイスから五百万ドルの出資額で加盟がございました。その後香港が加盟の意思を表明いたしました。その後香港が加盟の正式手続を準備中でございませう。

脱退につきましては、カンボジアは去年の九月七日付で脱退を決定した旨をアジア開銀に通知がございました。アジア開銀は九月に返書を送りまして、効力を発生するのはアジア開銀の通告書受領日から六カ月以降であるという点を指摘し、その間にカンボジア政府が再考するように要請してゐるわけでございます。

○阿部(助)委員 このアジア銀の中で、城内といふことで「アジア及び極東の地域」といふふうに書いてありますが、これはどの辺まで入るのですか。中東まで入るのですか。

○奥村説明員 城内はエカフエの加盟国であります。

○阿部(助)委員 そうすると、エカフエへ入つておるといふことになれば、国連に加盟しなくともいいわけですね。それは全部国連に加盟してゐるわけではないですね。

○奥村説明員 エカフエは国連の機関でございませうので、エカフエの加盟国は国連の加盟国であります。

○阿部(助)委員 そうすると、韓国なんかどうなるのですか。

○奥村説明員 入つております。

○阿部(助)委員 これは出資の状況は、これを見ると大体順調に入つておると思うのですが、これは順調に入つておるのございませうね。

○奥村説明員 順調に入つております。

○阿部(助)委員 四十三年の四月にアメリカのジョンソン大統領がボルネオで演説をしまして、そのときには十億ドルを何かアジアのこういう関係で出すような演説をしておられるわけですし、それがまた開銀を充足させる上に非常に大きなてこ入れになった、こう私は読んでおるわけでありませうが、この十億ドルというのはどうなつたか、わかりませうか。

○奥村説明員 私どもはそのような話があつたことは聞いておりますが、その後の進展、具体的問題については存じておりません。ただ、あくまでもアジア開銀の設立は、日本その他アジア諸国の創意、自主性ということで設立に至り、推進されてゐる、こういうふうと考えてゐるわけでありませう。

○阿部(助)委員 アジアの自主性ということになると、あとでまたその点はお伺いしますが、そう簡単じゃないのじゃないですか。アメリカとの話し合いといふものが相当に入つておると私は思ふのでありますが、それはあとでお伺いすることにしまして、アメリカはいまの農業開発基金の二億ドルを出すといふことは、もう国内では可決しておるわけですか。きまつておるわけですか。

○奥村説明員 まだでございませう。

○阿部(助)委員 このアメリカと日本との日米貿易合同委員会では、何かアメリカが二億ドル出

す、日本もそれに対し、一億ドルを出すという話し合いが合意した、こういうふうには私聞いておるのですが、そのとおりですか。

○奥村説明員 日米合同会議の際の合意はコミニケで発表されたとおりでございませうが、その中にそういうふうな金額についての決定はございませう。

○阿部(助)委員 では、その決定はなかつたということですね。

○奥村説明員 ございませうでした。

○阿部(助)委員 これは昨日の毎日の夕刊ですが、このワシントンのAPから共同へ打つてきた電報ですが、これをあらんになりましたか。アメリカのバンディ次官補が意見を述べたということがここに出ておるのですが、お読みになつたのですか。

○奥村説明員 これはさつそく拝見いたしました。いまここに持つております。

○阿部(助)委員 この報告は大体正確でございませうか。

○奥村説明員 これはたくさん項目が並んでおるわけでございます。その最後の項目には、「日本は約束した」云々といふことがございませうが、こういう点については、私が先ほどお話ししたとおりでございませう。一番最初のところに戻りまして、「日本は特に農業、漁業、運輸、通信関係を中心に、東南アジアに対して従来以上の規模で効果的な援助をすることを約束した。」これは共同コミニケの中にございまして、「総理大臣は、日本政府としては、この必要に應ずるため、援助量を拡大し、その条件を緩和することにより、特に農業、漁業、運輸、通信の分野において、東南アジア地域に対し、より有効な二国間ないし多角的な援助を供与することに引き続き努力する意図であることを表明した。」こういうわけでございます。共同会談のときに話はあつたわけでございます。

○阿部(助)委員 そこはわかりました。その次に、「インドネシアに対しては、米」と

同じように同国の海外からの援助の必要額の三分の一を与えた。こう出ている。そうして「われわれはことしも日本がインドネシアの援助必要額の三分の一を分担してくれるものと期待している」というのだが、日本はこの期待どおりにやるおつもりですか。

○奥村説明員 期待どおりにやれるかどうかは私どもわかりませんので、私どもの自主的な判断でもって対処するほかはないと思います。

○阿部(助)委員 ここで書いてあるように日本はやるかやらないか、いまやるつもりであるかないか、こういうことを聞いておるのです。

○奥村説明員 私どもは、総額三億二千五百万ドルという数字がアムステルダム会議で討議にのせられたというところは知っておるわけでございしますが、その中の三分の一をやるということを約束したこともございせんし、まだこれから先に債権国会議があるわけでございしますが、そういう討議を通じて、いまの日本の国内状況、あるいは国際收支状況から見て、一体いかなる額が適当であるかということとこれから検討し、決定するということに相なるかと思ひます。

○阿部(助)委員 そうしますと、これはもつとも、この新聞でいっておるとおり、期待するということでありまして、これから決定される。しかし、大体の腹づもりくらいはあるでしょう、全然白紙ということはないでしょう。皆さんは国会のときには、なるだけそういうあいまいな答弁をしておいて、国会が終わるとばたばたときめてしまおうという例が多いのでありますが、それではやはり困るのであって、国会という場で、国民の前でやり得るだけ明快にするのが民主政治じゃないですか。どうも先ほど来話をあれししておりましたが、原則はどこのいっておるか、わけがわからぬ。それで、国会ではなるだけ答弁はぼかしてしまふ。国会が終わるとそれが非常に具体的にすみやかに処理されていくというようなことは、これは困るのであつて、もう少しその辺は具体的な腹づもりは、わかる程度の範囲は発表すべきじゃないかと思うのですが、どうもその辺が私たちが理解できない。次官でもけっこうですが……

○奥村説明員 まことに仰せのとおり、できればこの際、こういう方針であるというのを申し上げて国民に知っていただき、あるいはいろいろと御意見を伺うのが適當かと思ひますけれども、もとまた大蔵省といたしましては、海外経済協力については、その効果その他について非常に望みが高いと申しますか、効率化について期待するところが大いにおおきいわけでございまして、したがって、いまなおこの問題については検討をしておるわけでございします。結論がもしも出ておれば申し上げてもいいわけでありまして、真に結論が出ておらぬ。しかもアメリカのこういうふうな期待については、私どもは応ずることはむずかしいではないかと思ひております。

○阿部(助)委員 しかし、何ばかこれは援助するんでしよう。全然しないんですか。全然しないと言ひ切れるのですか。

○奥村説明員 インドネシアに対する来年度の協力は、全然しないというわけにはまいらぬと思ひます。しかもその中の六百万ドルは、正確には六百四十万ドルはリファイナンスでございまして、これはすでに去年の債権国会議において国際的に相談をし、合意した方針に基づいて出てくる数字でございします。その他の金額についてはいまだきまつておらないわけでございします。

○阿部(助)委員 いまニューデリーで国連の貿易会議が行なわれておる。その中で、何か新聞の報道するところによると、日本やイタリアは国民総生産の百分まで達していないというところで、だいいつ評判が悪いというふうな記事が載つておるんですが、やはりこれはそのとおりでありますか。

○奥村説明員 ニューデリーの最終的な結論はまだ出ていないわけですが、まだいろいろの討議のあつた最中ではございまして、いろいろのものを申し上げるのはいかかかと思ひますけれども、私どもとしては、さきに一九六四年春の国連貿易開発会議、UNCTADでございしますが、そこで、先進

諸国はその援助額を国民所得の百分にできる限り近づけるべきであるという勧告が出まして、これに賛成しているわけでもございしますが、これはあくまでも国力の許す限りその範囲内でやっていくというところでございします。

新聞に報ぜられておりましたところは私も読みましたが、日本、イタリアがそれに對して消極的な態度をとつておるというふうに報じておりましたが、まさにこれは日本の現在の国内の経済情勢、国際收支の状況も反映して、私どもとしては、こういうふうな目標を、かりに努力目標であつても高くするということとは、これはできる国もありましようが、できない国もある、それぞれ特殊な立場にあるので、そういうふうな扱つてもらいたい、こういう気持ちを持つておるわけでありまして、この限りにおいては、新聞の報道は私どもの気持ちを反映している点があるうかと思ひます。

○阿部(助)委員 それでは次に、アジア開銀のほうでは、もう発足してからしばらくたちますが、調査や企画の進行状況というのはどの程度までいってあるのかわかりませんか。

○奥村説明員 アジア開銀が発足したのは大体一年前でございます。それから銀行のスタッフを集めたり、あるいは貸し付け規程その他の規程の整備をしてまいつたわけでございします。それからあと總裁が各国を歴訪いたしました、あるいは加盟してある発展途上国に対する調査のミッション、それから特に農業調査団の派遣というふうなものも行なわれたわけでございします。

そのうちのおもな活動を申し上げますと、まず第一に、ことしの一月でございしますが、タイの工業金融公庫に對して五百万ドルの借款を与えたわけでございします。次に去年からこの一月にかけて、インドネシア政府の要請によりまして、食糧増産のための技術援助のチームを派遣いたしました。本年二月には韓国の要請がございまして、同国の農業開発公社に対する技術援助のミッションの派遣を決定いたしました。

○阿部(助)委員 次に、今度新しくできようとする農業開発基金の性格といふますか、目的といふのを一応御説明願ひたいのです。

○奥村説明員 この特別基金につきましては、主として農業開発のためにこれを使うということにして、こういう形でこれからこれに出されまして資金が運用せられることにならうと思ひます。

○阿部(助)委員 この場合には開銀の地域と違つて東南アジアというふうになつておりますが、これはエカフエの範囲と違つてございしますうね。

○奥村説明員 これは、これから先大体私どもの方針がきまれば、われわれ発言権を持つておるわけでございしますからきめるわけでございします。エカフエの加盟国、アジア開発基金の加盟国全部が対象になりますけれども、特にその中でも東南アジアというものの重点が置かれることに相なるうかと思ひます。

○阿部(助)委員 この農業投資の場合、私、非常にむずかしいと思うのだが、その成果といふものは、一体どういふファクターで測定をされるのですかね。

○奥村説明員 私どもも、この農業投資の問題については特に専門家はございせんので、明確なことは申し上げられませんが、いづれにいたしましても、東南アジアの地域の経済の地道な発展ということを考えますと、こういう面の努力は必要になるうかと思ひます。また、今後農業に重点を置いた施策を進めるに、りましては、先生の御意見もよく伺ひまして、適切な運営のしかたをわれわれとしても努力してまいりたい、い

い知恵を集めて適切に運営できるように意見を申し立ててまいりたいと考えます。

○阿部(助)委員 先ほど伺ひしたんでございしますが、いまタイ国に五百万ドル出た、インドネシアに食糧増産のあれで派遣した、韓国へ派遣した、こう見てくると、こういう国々は、まあインドネシアは南ベトナムに兵隊を出しておりませんが、何か非常に問題のある国々にまず第一

第二類第五号 大蔵委員會議録第七号 昭和四十三年三月八日

二一

に金がいく。タイ国は、御承知のようにあそこからB52が飛び立っておるといふような国である、韓国はアメリカに次ぐ派兵国であるといふような点からいくと、どうもアジア開発銀行というもののは、名前はアジアの開発でけっこうであるけれども、いまの時点では少し問題があり過ぎるのじゃないですかね。その点のお考えはどうですか。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

○奥村説明員 私どもアジア開発銀行総裁からごく最近に話を聞きましたところでは、これは公表していいのかどうかちよつと存じませんけれども、セイロンに対して紅茶の——私は正確に記憶しておらないので間違つておる点があるかもしれませんが、紅茶の葉っぱの精製、こういうふうな援助をしようという話もございます。したがつて、私は御指摘になった地域がどういう意味を持つのかよくわかりませんけれども、いづれにして

もそういう政治的な決定でなくて、経済的な考え方でプロジェクトが選ばれているというふうに考えておるわけでございます。また、アジア開発の総裁は日本人でございます。したがって、私どもこういうところで論議していることについてもよく伝えまして、地域的な加盟国に関する限りは経済上の考慮のみに基づいて貸し付けの決定をやる、こういうふうにアジア開発銀行を設立する協定三十六条にも特に明記してございますので、そういうふうに運営が行なわれると信じております。

○阿部助委員長 あなたのお気持ちはそういうことであらうと私、善意に解釈しますけれども、大體いままでのアメリカの経済援助をごらんになつてみても、歴史的な事実をごらんになつてみてもわかるわけでありまして、国民の血税をそこへ出す場合に、自分の国の立場を全然考慮しないで仏さまのように金を出すなということとはそういうのじゃないですか。アメリカ自体が今度の二億ドル出すのも、自国の産品を、まあことばはどうか知らぬが、押しつけるという態度をとつておる。それでまたさらに、いまアメリカで先ほどの二億

ドルがきまらないというのにも、いろいろとアメリカの国内でも批判があるのじゃないですか。たとえば、ここの二月二十八日の新聞の報道するところによれば、アメリカ上院の外交委員長フルブライトさんの話ではこう伝えておる。現在戦争で破壊されたところある地域で経済開発を行なうなどということは無意味だ、こういうことをおっしやっておるわけですよ。それをあなたは、日本の自主性でアメリカから指示されたのじゃないんだ、こうおっしゃるけれども、だれが見てもいまだの地域の点では多少疑惑を持たざるを得ないのじゃないですか。それがあなたの言うように、ほんとうに経済と政治を全然竹を割ったように切り離してしまえるものでもないでしょう。そんな切り離せるものですか。そうすると、やはりそこには日本の意図というものもないわけじゃないでしょう。

○奥村説明員　御指摘のような点につきましては、全体の投票率というのをながめてみますと、エカフエの域内の国が六二％の投票率を持っております。日本は一七％でございますが、アメリカはやはり一七％持っているわけでございます。私どもは、エカフエの域内諸国の投票率が六二・六％であるということで、やはり自主性はエカフエの域内の加盟国が持っておる、こういうふうに考えておるわけでございます。

繰り返して申しますが、銀行の運営等にあたっては、関係加盟国の政治的性格によつて貸し付けの決定その他が行なわれてはならない、その決定は経済上の考慮のみに基づいて行なわれなければならない、こういうふうに特に書いてあるわけでございます。これは先ほど申しましたアジア開発銀行を設立する協定に書いてるので、よく注意して運用が行なわれると考えております。

○阿部助委員 だけれども、いまおっしゃったように、アメリカが一七％持っておるのですね。日本が一七％持っておるのですね。まあそういうことを言うと失礼に当たるかもわからぬが、大体日本の政府というのはアメリカの言うことなら何

でも聞く、こう見られておるわけですよ。そうすると、これでもう三四%の票になってくる。それでいまでも、調査に行っておるところが韓国だ、タイだということになってくると、やはりその疑惑を持たざるを得ないのでありますが、まあそれはここで幾ら言っても水かけ論でありましようから先へ移りますけれども、そう簡単に割り切れないものをみんな持っておる。それだから、アメリカとともに一番大きな出資国である日本にアジア開銀の本店が置かれないうでマニラに行ったという経過も、その辺やはり日本に対して、加盟国、援助を受けたいその国ですら、何ぼかの疑惑を持っておったということは事実なんじゃないですか。やはりその辺で、奥村さんがおっしゃるように、できるだけ経済あるいは民生安定にこれを使うということはけっこうでありますけれども、そういう見方があるということだけは事実じゃないですか。

○奥村説明員　いま本店の所在地について議論があつたわけでございますが、それは、そういう議論をいろいろといたしましてもなかなか着詰まらない点があるかと思うのでございます。フィリピンに落ちつきましたことは、地理的に関係国のまん中にあるというふうな説明も行なわれておるわけでございます。こちらのところは、私はいろいろな議論の種にいたそうとは思っておりませんが、しかし、あくまでも先ほどから申し上げましたような趣旨でいろいろな法令も書かれておりますし、運営で行なわれるということであらうと考えるわけでございます。

○阿部助委員 先ほどの武藤委員の質問の場合でもあれですが、いろいろと法律に書いてあるからそうだったって、皆さんはいろいろと知恵をめぐらしてひん曲げていくという事実は、幾らでも例をあげれば切りがないほどあるじゃないですか。だから、法文に書いてあることはみんなりっぱなことが書いてありますよ。だけれども、そのまま行なれておるかどうかということになると問題があるんじゃないかと思う。また、みな

意見があるところだと思ふ。それをいまここであれをしてもなんですが、私は、ほんとうに東南アジアの低開発国に、住民が希望するような、正しい援助がいくということには必ずしも反対ではありませんが、日本の農業自体も、大蔵省も農林省もやっておるんだらうけれども、もう少し考えてもらわなければいかぬような段階にあるのに、日本の農業のほうはどうどん出かせぎがふえてくるとかいうようなときに、何か日本の国内の農業との関連というものは少し考えておるんですか。前は東南アジアで米をつくって輸入するなんという話もあったけれども、いまはなかなかそうはいかない状態になっておることもわかりますが、日本の農業自体も少し考えたらどううんですか。

○奥村説明員 私の立場は国内の農業政策について専門でございせんので、その点についてはお答えがでないわけでございしますが、あくまでアジア開発銀行の特別基金を主として農業へという考え方は、長い目で見て日本経済がほんとうに発展する、農民を含めましてすべての日本人が生活水準を上げてよりよい生活をするためにはどうしたらいいか、そのためには、日本は孤立している国でございせんので、やはり近隣諸国が生産を伸ばし、経済の交流を豊かにするということによって達成できる面が大いにあるわけでございます。そういう意味で、低開発国に対する援助も、私どもは、長い目で見れば日本のためになる、こういう気持ちで今日まで臨んできたわけであります。

その際に、農業というものは、低開発国のいろいろな計画の中で最も地道な計画でございますけれども、人口状態その他から見て、この問題に取り組むことがまず経済を安定させるのに効果的であるという考え方が専門家の中にあるわけでございます。そういう意味で、私どもは、ほかのいろいろな計画の中で、農業政策、農業の改善というもの全体が全体の経済の改善に及ぼす影響が大きい、効果が大きいということを考えましてこういうふうな方針をとったわけでございます。

○倉成政府委員 お答えいたします。

非常に広範な御質問でありますので、御質問の趣旨がよくわかりませんけれども、要するに、アジアの諸国には援助するけれども、日本の農業をそれと関連してどう考えるかという御趣旨だと考えます。その観点から考えますと、ただいまも奥村次長が申しましたように、アジアの諸国については、やはり農業の基盤を整備し、農業を産業として確立することがその国の発展、民生安定の基礎であるということを考えております。

日本の農業の問題については、御承知のとおり農業人口が日本の就業人口の二割を割るといふ、ここ十年の間に全く大きな変貌を示してまいりましたので、おそらく新しい段階に入ったと申しても過言ではないと思っております。しかし、いづれにしても非常にむずかしい問題を国内の農業問題にかかえておられるわけでありまして、今後の農業政策については、やはりこういったアジアの諸国の農業あるいは世界各国の農業というものの関連を絶えず考えつつ、これから先の日本の農業政策を進めていくべきである、そのためにはやはりいろいろな財政投資等についても十分考えていくべきだ、かように考えております。

○阿部(助)委員 考えていくというが、それは政府の中でどう考えるのですか。東南アジアの農業と日本の農業との関連とか調整とかいうような問題を考へて投資をされ援助をされていくわけでしょうか、その機関はどこなんでしょうか。

○倉成政府委員 お答えします。それは、当然日本の農林省が中心で考えていくべきだと思っております。

○阿部(助)委員 この援助の場合、大体どの役所が中心になっておられるのかよくわからぬのです。これは通産省から出ているいわゆる「経済協力の問題点」というのを一応見せてもらいましたが、経済協力白書とかいっておられるようでありましたが、こういうのが出ておられる。何かほんとうのあれは企画庁であるようなことで、先ほど武藤委員の持っておった資料は企画庁から出

る。いろいろ大きな東南アジアの農業の援助、また、そういうものと日本の農業との調整ということになると農林省でございます。こうおっしゃる。そうすると、一体日本の援助体制というものは、そのときどきの出たとこ勝負でやってくる。もともと悪くいえば、佐藤総理でも東南アジアをぐるぐる回ると、アヒルが卵を産んでくるように、あっちこっちそのときの思いつきで置いていくというようにしか思えないのですが、どうなんですか。

○奥村説明員 まず、政府はどかが責任を持つておられるというお話でございます。低開発国に対する援助については関係省がたくさんございまして、これは事実でございます。これは外交、財政、通商、こういうふうな方面に密接な関係がございまして、現在は通常の場合には、何か問題がございましてこの三省と経済企画庁が大体集まって協議をする。農業の問題が起つてまいりますと、これは農林省が一緒になって相談をいたしております。現実には、アジア開銀のうち農業の問題については、農林省はきわめて緊密な連絡を相互に私どもとの間でとっております。その場合に、どこか一カ所役所をつくればこれで済むか、そういう議論もあるわけでございますけれども、結局また同じようにそれぞれ関係の専門の役所と連絡をとらなければ独立して意思が決定できない。これは日本のみならず西欧の国においてもそういう例がありまして、経済援助庁というふうなものをつくった国もあるわけですが、みなそれぞれそういうことで困難があるわけで、それによつて問題が解決するわけではないのであります。したがって、この問題をもっと効果的にしていくためにはどうしたらいいかという点が御指摘の点ではないかと思うのですが、これはやはり関係各省が緊密によく連絡をとつて問題を処理していくということがいいのではないかと思います。現在までの私どもの処理の方法については、だんだんと援助というものの額はふえてまいります。経験も積み、これから先もさらに改善をしていく

ことについてはくふうを重ねてまいりますつもりでございます。

○阿部(助)委員 いま奥村さんのおっしゃるように、何も私も一つの機関をつくつたらそれで解決するとは思いませんが、日本の役所はそれでなくてもセクシヨナリズムが強い、こわいわれておる。それに、いまの援助を効果的にするためには、もう少し機構を整備されていかなければならぬし、せつかく国民の血税を出して援助をするのだから、もう少しその辺の調整やなんかがあつてもいいのじゃないかという感じを強く受けるわけですが、次官、そういう点でのこれからの努力というものが、決意をお聞かせ願いたい。

○倉成政府委員 ただいま御指摘のように、いまの海外援助のあり方について、関係各省の連絡を緊密にしていくということが中心だと思っておりますけれども、まだ今日の段階で改善すべき点がたくさんあると思ひます。したがって、そういう問題については、今後御質疑の趣旨を生かして、これから十分その体制に遺憾がないように勉強してまいりたいと思つております。

○阿部(助)委員 私は、時間をなるべく早くせいということでありまして、もう少しでやめますが、これから日本の場合にも援助の金額はだんだん大きくなると思ひます。しかし、大きくなる半面、それが今度の開発銀行に対しても、あるいは中国であるとか、あるいは北ベトナムであるとか北朝鮮とかいうものは入つておらないし、またソビエトやフランスも入つておりません。そういう国々の批判を見ると、やはり新しい植民地政策ではないか、こういう批判をしております。

また、いままで過去のアメリカの援助の大半を見れば、これはやはり政治的な軍事的な色彩というものがあるわけにはいかないだろうと思う。そういう点からいって日本の援助も、先ほど武藤委員が指摘したような問題と同時に、もう一つは、やはりこの新しい植民地的な進出になるという危険というものを内蔵しておるのではないかと、こう思うのでありますが、そういう点での配慮は役所

としてはどうなんですか。しておられるわけですか。

○奥村説明員 戦争前の各国の低開発国に対する資本投下あるいは融資というものが、多分に御指摘のような性格があつたということは確かでございます。しかし、戦争が終つてから逆に各国は反発をいたしまして、むしろ警戒的な態度をとるところが多くなつておられるわけでございます。私どもの方針としては、やはりほんとうに苦しい中から円資金を調達し、国際収支に何らかの負担をかけて行なう協力でございますから、これがほんとうに相手国のためになり、喜んでもらえる、こういうものに協力をしたいかなければならない。ところが、間々相手国の国民全体のためにない一部の協力というものがあつてはならないので、ほんとうに効果をあげるような協力になるように、私どもとしてはこれから先もいろいろ努力を積み重ねていかなければならぬと考えております。

○阿部(助)委員 その点を特に私は念を押したいのであります。いま、現在の国々のことを言うに差支はありますが、いま、過去の例をあげれば、四九年の国務省のいわゆる中国白書というふうなものに出ているのを見れば、まあ蔣介石政権の腐敗、あるいは前の南ベトナムのゴ・ジン・ジエム政権の腐敗なんというものは、これは全くひどい。それでアメリカの国内でも、アメリカの援助は、貪乏人を助けないで金持ちばかりを利したり、あるいは腐敗、わい風という忌まわしい事件ばかり起つておる、あるいはまた軍事援助が中心過ぎる、こういう批判、あるいはまた受け入れ国の要望というものを考えないで、アメリカの方針だけを押しつけておるとか、独裁政権の維持に利用され過ぎておるとか、いろいろな幾つかの問題をあげて批判をしておられるわけでありまして、いまの東南アジアの国々に、いまこの批判が全然当てはまらないほど民主化しておられるわけではないだろうと私は思う。それだけに、これからの日本の援助というものは、よほど気をつけていかないと、このアメリカの轍を踏むのではないかと、こ

う心配をするわけでした、この点で注意をしてもいい。それだけにこの「経済協力」の現状と問題点」というのを讀ましてもいい。たゞこれども、これはどこへも行つてどうなつておるといふのは書いてあるけれども、私が先ほど言つた、日本には援助の体系もないし、基本方針というの、そういう筋の通つた、こういう方針で、こういう機構で、こういう体系で、これからの援助政策を進めるのだというものが、これには一つも出ていないのです。やはりそういうものが一本ない、筋の通つた援助というのが出てこないのではないかと、この私は心配をするわけでありまして、また、いまアメリカで二億ドルの問題がまだ議會でもたれておるといふことにも、やはり問題はベトナム戦争というのが一番大きな論議の問題になつておる。そうすると、援助もいけれども、やはり日本の政府がほんとうに東南アジアのしあわせを考えるならば、ベトナム戦争をやめさせるというところに一はだ脱ぐといふような努力をするという立場をもつと堅持すべきだと思ふのですが、それなしに何か金をつぎ込んでみても、どぶの中へ金を捨てるみたいになることが多いのではないかと、このことを心配しておるのであります。そういう点での政府の御努力をお願いをしたいと思ひます。

きよは時間をはかれていますので、これで終わります。(拍手)

○田村委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田村委員長 速記始めて。

中嶋英夫君。

○中嶋委員 私は、主として政務次官に質疑を求めたいと思ひます。私は、何も故意にじめるわけではなくて、政務次官がお役所の人に比べて、答弁がちょっとたまたましたつて、ぼくはそれだ、と思ふのです。だから、大胆に発言してもらいたい。政務次官という制度は非常に大事な制度で、答弁のうまい、へたがねらいじゃないんで、こういう機会によく国民の声あるいは各党の意見

というものを吸収して、大蔵大臣なら大蔵大臣によく注入をして、国政に反映できるような、そういう役割の意識で、政務次官といふのは非常に大事な存在だと私は思ふんで、決して、政務次官が答弁になれていないから、あそこをやつたらおもしろい、そんな意地悪い意味で質問するんじゃない、と、さういふから、よろしく。

先ほど佐藤委員の質疑の際に、対外経済協力については今度根本的に検討したい、こういう倉成さんの答弁がありました。非常に大事なことだと思ふんです。いまの阿部委員あるいはその前の武藤委員等の発言の中にも、その点についての問題に若干触れておられたようですが、その焦点をまずどこに置かれるのか。十分に検討に値するものを二、三おもなものをあげてもらいたいと思ひます。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

○倉成政府委員 対外協力に關する本質的な、基本的な問題の御質疑を先ほどから、阿部委員から承つておつたわけでありまして、戦後の対外援助については、先ほどアメリカの例をいふるあげられましたが、アメリカのみならず、ソ連、中共を含めまして、やはり政治的な若干の意圖があつたという批判があるといふことも聞いております。そのほか、経済援助を人道的見地であるのか、あるいは経済的見地のみであるのか、いろいろ見方があると思ひますけれども、基本的には、低開発地域の人民の幸福と申しますか、生活水準を上げていくことが援助の中心になるのではなからうかと思ひます。そういう観点から日本の対外援助を考へていく場合には、やはりアジアの唯一の先進工業国として、重点的には東南アジア地域への援助を考へていくといふことがやはりまず第一の問題ではなからうか。このことをはっきりすることが必要だ。それからまた、各国で非常に諸般の実情が違ひますから、十分その国の実態を把握して、実態に即した、各地域の実情に即した多角的な方法を考へていくべきじゃないか、そういうことを頭に置きつつ、現在

の援助体制について、いろいろいまでも深く連絡をやつてまいりましたけれども、さらに効果的に援助できる方法をひとつ考へてまいりたい。また、特にその際に注目すべき点は、国際間の協力、協調といふことをやはり考へていくべきじゃないか。結局は、この対外援助の最終的な目的は、今世紀後半の最大の課題である南北問題の解決と世界の平和と繁榮といふことが最終の目的になるのではないかと、さういふ私は考へております。

○中嶋委員 最終的には南北問題の解決、同時に、平和に寄与する効果をあげたい、こういうねらいのようで、非常にけっこうだと思ひます。その場合には、アジアでは事実上戦乱の場があるわけですね。たとえばスウェーデンなどでは、あそこでは航空機をつくつておりますね。あるいは武器もつくつておりますが、平和国としての宣言をしておりまして、戦争に關係しては一切の一切を賣らない、アメリカには売らない、こういうことをびしと決めておられるわけですね。同じやうに、平和を目標としておられるならば、戦争に寄与する形に間接的にでもなるような援助といふものは、佐藤総理がよく言う平和に徹するといふ日本の国是からいつても、政府の方針からいつても、これはやはり考へなければならぬと思ひます。そういう点などは十分配慮されておられるかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○倉成政府委員 大体さうな考へで進めております。

○中嶋委員 よく後進国といふことばはまずいといふので、低開発国とか開発途上国とか言う、そのことばはけっこうなことだと思ひます。ただ、いまお話があつたやうに、東南アジアを主として援助の対象に考へておられるが、東南アジア諸国の中には、むしろ援助にもたれかかつて、精神的な自立心といふものが出てこないでいる国がある。あるいはその援助を享受するのが政府だけであり、特に政局の不安な政府がむしろそれにもたれかかつておられる。この政局不安といふのは、二つ

の面があるわけですね。その国の持つ諸条件からいつても最も好ましい政権、特に民主的な政権、これが不安定になつていふといふ場合と、民主的な勢力が伸びていくといふ、それをむしろ弾圧し、押さへつけておることに無理があつて政局が不安になつていふといふ国、こういういろいろな不安があると思ひます。そういう国々との關係において、むしろ援助をすることに、政局に対しては、むしろ援助をすることによって、政局に対するメスが入れられないために不安状態が長年にわたつて続いていくといふ場合、それから援助をすることに、自立心がその国の政府に国民の中にも出てこないといふ場合、こういう場合があると思ひます。こういう場合が、当面東南アジアで日本との關係において連係のある国々の中にあるのか、ないのか。おありと考へておられるのか。私は、この問題について、最終的にあるともしおしやつたならば、それじゃそれはどこの国であると言ふとは決して申しませんが、楽な気持ちでお答え願ひたいと思ひます。

○倉成政府委員 答へます。

ただいま御指摘になりましたのは、援助をされる国が、自主努力と申しますか、自立の精神がなければ援助が効果的に行なわれない、そういう御趣旨だつたと思ひます。特に、援助をしたためにかえつて自立の精神が失われていく場合があるじゃないかといふ御叱責だつたと思ひますが、さういふ感じが全然なきにしもあらず、かように考へております。

○中嶋委員 そういふ点のためだと思ひます。が、いま奥村次長から、援助の効果について、若干数字をあげて武藤委員にお答へがあつたやうです。あの援助の効果といふものが、もし援助が打ち切られた場合、あがつた効果のところでもストップし、それからまただんだんあがつていくのか、もとへ返つてしまふのかといふ点で非常に危惧される面が多いのです。といふのは、開発途上国だといふ切れるのか、あるいは開発が停滞している国であつて、援助によつて若干開発が進んでいるといふだけで、援助が終わればまたもとへ返つて

しまうというような国が、わが国の海外経済協力の対象の中に実際にあり得るんじゃないだろうか。お互い国を持っておれば、どんな国でもその国の国民の意識というものがあらずし、プライドがあるだろうと思ひますので、国の名前をあげることはいたしません、そういう点の懸念というのはどうお考えですか。

○倉成政府委員 お答えします。

ただいま御指摘のようにやはり、非常に援助が生かされてますます発展していく国と、むしろその援助が食いつぶされて停滞しておる国と、二通り型があるんじゃないかと思ひております。

○中嶋委員 そういふ実態の上で、いま一つの転換期を迎えておると思うのは、いわゆる俗に先進国という国々の中では、ここ数年来ずっと後進国に対する援助、いわゆる海外経済協力というやうなものが世界の一つの潮流のようになっていくのか、あるいは一つの壁にぶつかったのかということ、あるべきときがいつ来るのか、と云ふこと、これを反省すべきときがいつ来るのか、と云ふこと、たとえば、イギリスが、御存じのように、スエズ以東の——香港には若干の守備兵を残すようですけれども、海外の軍隊を引き揚げてしまふ、あるいはアメリカから購入する予定になっておった戦闘機をキャンセルする、西ドイツもキャンセルする。それから、フランスの国際政局に臨むかまえていふものが、いろいろ批判を受けながらも、一応大きく破綻を見せないで景気は非常によろしいという状態、しかし、フランスはアジア開発銀行の加盟国には加わっていない。こういうことなどを考えあわせると、援助の効果に対する疑問と同時に、一方、それぞれの国において、自分の足を固めようというところに重点が移つていくんじゃないか、そういう何か転換期を迎えたやうな感じが私にはするのですが、政府のほうとしてこういう点をどうお考えでございましょうか、これをちよつと伺つておきたいと思ひます。

○倉成政府委員 私の感じでございしますが、先ほど申しましたように、やはり南北問題は今世紀後半の最大の課題である。したがって、援助についていろいろ反省なり停滞が若干あるかもしれないけれども、大きな方向から見れば、この問題については将来大きく伸びていくものじゃないかと思うております。

それから、アジア開発銀行はアジアを中心としておりますが、御案内のように、米州開発銀行もありますし、アフリカ開発銀行もありますし、それぞれの開発機関に投資をしておるということも御承知のとおりでございます。

○中嶋委員 趨勢としてそういう方向へいくだろうという観測のようですけれども、どつちかといえば、現にイギリスの平価切り下げ後の対応策、アメリカのドル防衛、こうなつてくると援助を与える側の経済基盤が動揺を示しておる。こういう危機——その潮流は続くとしても、ここ一、二年、二、三年の中期の見通しに立つて、むしろ援助というものは潮流としていつとも来るもの、だということ、与えるほうもそう思つておるし、与えられるほうもそう思つておる中で、逆にマンネリというやうなものが開発途上国の中にびまんをして、政局不安のさきえにすると、あるいは政権担当も、無理やりに民意に反して政権を維持するためにそれに寄りかかるといふもの、それから、プラスの面よりマイナスの面のほうが出てくる。そのことの関連において一種の反省期に来ておるのではなからうか。いわゆる南北問題その他を取り上げる必要はないという暴論を吐くのはありませんが、一応反省期に来ておると思ひますが、この点いかがですか。

○田村委員長 ただいまの中嶋君の質問に対する答弁が残つておりますから、政府側からその答弁を行なつて、その上で委員長の發議で善処したいと思ひます。

○倉成政府委員 中嶋委員の御指摘の気持ちと申しますか、考え方は十分理解できるわけでありまして、今日、日本は一人当たりの国民所得が八百ドル前後になつたといふことから考えますと、アジアの諸国と比べると比較にならないほどこれは高いわけです。逆に言うと、ほかの諸国の所得が低いといふことを考えますと、援助を受ける側は十分自立の努力をしていく、また、援助を与える側のほうは効果的な援助をどうやって与えていくかといふことで、相互に協力していかなければならないのではなからうかと思ひております。

○田村委員長 本日は、与党、野党ともに出席状況が悪いようでありまして、今回は、来たる十日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案 製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表価格の欄中「五〇円」を「六五円」に、「三五円」を「四〇円」に、「二五円」を「三〇円」に、「一〇円」を「八〇円」に、「三〇円」を「四〇円」に、「一八〇円」を「二四〇円」に改め、同条第二項中「七十五円」を「百円」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

理 由

最近における所得及び物価水準の推移等にかえ

り、財政収入の確保を図るべく製造たばこの小売定価を改定するため、その種類ごとの等級別最高価格を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「該当する酒類」の下に「水以外の物品を加えたものを除く。」を、「しようちゅう」の下に「(水以外の物品を加えたものを除く。第六号及び第八号において同じ。)」を加え、同条第五号中「水を加えたもの」の下に「及び政令で定めるところにより砂糖(砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)第一条第一項第一号の第二種又は第三種の砂糖に限る。その他の政令で定める物品を加えたもの(エキス分が二度未満のものに限る。))を加え、同条ハ中(昭和三十年法律第三十八号)を削り、同条第八号中「第九号ホからリまで」を「次号ニからトまで」に、「アルコール若しくは」を「アルコール、スピリッツ(次条第一項に規定するスピリッツをいい、政令で定めるものに限る。若しくは)に、「以下ホ」を「ホ」に改め、同条第九号中「ホ、ヘ又はチ」を「ニ、ホ又はト」に改め、同条ロ中「百分の十五未満のもの」を「百分の二十未満のもの(当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十四度未満のものを除く。))」に改め、同条ハ中「次条第一項に規定するスピリッツをいう。」を削り、同条ニを削り、同条ホを同号トとし、同号ヘ中「ホ」を「ニ」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「ホ又はヘ」を「ニ又はホ」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チを同号トとし、同号リを削る。

第四条第一項の表ウイスキー類の項定義の欄中「ニ」を「ハ」に改め、同表スピリッツ類の項定義の欄中「酒類」の下に「(水以外の物品を加えたものを除く。)」を加える。

第六條の三第六項中「酒類製造者又は酒類販売業者」を「酒類製造者（第七條第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）又は酒類販売業者（第十條第二号に規定する酒類販売業者をいう。）」に改める。

第二十二條第一項第一号イ中「二十五万二千二百円」を「二十八万五千四百円」に、「一万五千七百六十円」を「一万七千八百四十円」に、「十八万九千六百十円」を「二十一万四千四百円」に改め、同号ロ中「十五万二千二百円」を「十七万四千三百円」に、「九千八百二十円」を「一万一千二百五十円」に、「十一万二千八百二十円」を「十二万九千三百円」に改め、同項第五号中「九万五千円」を「十万六千円」に改め、同項第七号イ中「八十四万五千円」を「九十二万九千六百円」に、「一万九千六百六十円」を「二万九千六百六十円」に改め、同号ロ中「三十九万六千円」を「四十二万九千六百円」に、「九千七百七十円」を「一万九千円」に改め、同号ハ中「四千円」を「一万八千円」に改め、同項第八号を次のように改める。

イ スピリッツ類

イ 香味、色沢その他の性状がウイスキー類に類似するもの

- (1) アルコール分が三十八度未満のもの 十四万八千円
- (2) アルコール分が三十八度以上四十度未満のもの 十四万八千円にアルコール分が三十七度をこえる一七度ごとに一万八千円を加えた金額
- (3) アルコール分が四十度以上四十一度未満のもの 四十二万九千六百円
- (4) アルコール分が四十一度以上四十三度未満のもの 四十二万九千六百円にアルコール分が四十度をこえる一七度ごとに一万九千円を加えた金額
- (5) アルコール分が四十三度以上四十四度 九十二万九千六百円

未滿のもの
(6) アルコール分が四十四度以上のもの 九十二万九千六百円にアルコール分が四十三度をこえる一七度ごとに二万円を加えた金額

ロ その他のもの

- (1) アルコール分が三十八度未満のもの 十四万八千円
- (2) アルコール分が三十八度以上のもの 十四万八千円にアルコール分が三十七度をこえる一七度ごとに四千円を加えた金額

第二十二條第一項第十号イ中「九万五千円」を「十万六千円」に、「六万七千五百円」を「七万三千円」に改め、同條第三項の表基準税率の欄中「二十五万二千二百円」を「二十八万五千四百円」に、「十五万二千二百円」を「十七万四千三百円」に、「八千四百五十円」を「九千九百六十円」に、「三十九万六千円」を「四十二万九千六百円」に改める。

第二十二條の二中「販売価格」の下に「に相当する金額をいう。次項及び第二十二條の五第二項において同じ。」を加え、「金額」を「金額をいう。次項において同じ。」に改め、同條の表中ウイスキー類及びスピリッツ類の項を次のように改める。

ウイスキー類	ウイスキー特級	百分の百五十
	ウイスキー一級	百分の百
ウイスキー類	ウイスキー二級	百分の六十五
	ウイスキー特級	百分の百二十
ブランデー類	ブランデー一級	百分の八十五
	ブランデー二級	百分の六十
スピリッツ類	スピリッツ（香味、色沢その他の性状がウイスキー類に類似するものを除く）	百分の百

第二十二條の二に次の一項を加える。

2 從価税率適用酒類のうち次の各号に掲げる酒類で、その移出価格又は引取価格がそれぞれ政令で定める金額をこえるものに係る酒税の税率は、前項の表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 ウイスキー特級 百分の二百二十
二 ブランデー特級 百分の百五十又は百分の二百二十

第二十二條の三第二項中「販売価格」の下に「に相当する金額」を加える。

第二十二條の四第二項中「第二十二條の二」の下に「第一項」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第二十二條の五第一項中「金額を控除した金額」の下に「次項において同じ。」を加え、「第二十二條の二に規定する」を「第二十二條の二第一項に規定する」に、「第二十二條の二の規定による」を「同項の規定による」に、「同條」を「同項」に改め、同條第二項中「又は前項」及び「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 從価税率適用酒類のうち、販売価格が同一税率の適用を受ける移出価格の最高額（第二十二條の二の規定を適用する場合において、移出価格に対する税率区分が異なることとなる境界の金額としての同條第二項に規定する政令で定める金額をいう。）と当該最高額に対する酒税額との合計額をこえ、当該最高額とこれに移出価格が乗じて計算した金額との合計額以下である場合における当該酒類に係る同項の規定による酒税の税額は、同項の規定にかかわらず、当該酒類の販売価格から当該最高額を控除した金額とする。

第二十八條第一項第一号及び第二号中（政令で定めるものを除く。）を削る。

第五十條第一項第一号中「若しくはハに規定する清酒又は同條第八号ロからニまでに規定する果実酒類（果実酒に限る。）」を「の規定に該当する清酒に改める。

酒に改める。

第五十條の二中「酒類製造者」の下に「又は酒類販売業者」を加え、「その製造免許を受けた種類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目の酒類に限る。）に糖類その他の政令で定める物品を混和しようとする場合その他酒類に關し政令で定める行為」を「酒類に關し次に掲げる行為に、その製造場」を「当該行為をしようとする場所」に改め、同條に次の各号を加える。

一 酒類製造者が、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目の酒類に限る。）に糖類その他の政令で定める物品を混和する行為

二 酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所第二十二條の二第一項の表の酒税額に掲げる酒税を詰め替え又は改裝する行為

三 前二号のほか、酒類の取締り又は保全上必要があるものとして政令で定める行為

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

（一般的経過規定）
第二条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

（税率の特例）
第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和四十六年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒類のうち、改正後の酒税法（以下「新酒税法」という。）に規定するウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類で同法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める金額をこえるものについては、同項の規定にかかわらず、同法第二十二條の規定を適用する。

（酒類の種類等に係る経過規定）

第四条 この法律の施行の際、酒類の製造場に現存する酒類のうち、改正前の酒税法以下「旧酒税法」という。第三条第九号の規定に該当する酒類でその原料中発芽させた穀類の重量が水以外の原料の重量の百分の十五以上百分の二十未満のもの（酒類の原料とするものに限る。）その他当該酒類の種類がこの法律の施行により旧酒税法の規定による種類と異なる種類となるもので政令で定めるもの（酒類の原料とするものに限る。）に係る当該酒類の種類については、昭和四十六年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、旧酒税法の規定によるウイスキー、ブランデー又はスピリッツのうちこの法律の施行により従前の種類と異なる種類となるもので政令で定めるものにつき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、この法律の施行の際、政令で定めるところにより新酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。（届出に係る経過規定）

第五条 施行日から昭和四十六年三月三十一日までの間に、酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所ですりゃスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類を詰め替え又は改装する場合に、新酒税法第五十条の二の規定による届出を要しない。

2 酒類製造者又は酒類販売業者が、新酒税法第二十二條の二第一項の表の酒類欄に掲げる酒類（前項に規定する酒類を除く。）について施行日以後十日以内に同法第五十条の二第二号に掲げる行為をする場合には、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その旨を、施行日から十日以内に、当該場所の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、施行日に新酒税法第五十条の二の規定による届出をしたものとみなす。

（未納税移出等に係る経過規定）

第六条 次の各号に掲げる酒類のうち、施行日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八條第三項（同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。）について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法の税率とする。

一 清酒特級（当該清酒について新酒税法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。）

二 清酒一級

三 ビール

四 ウイスキー類（新酒税法第三條第九号に規定するウイスキー類をいい、当該ウイスキー類について同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。）

五 スピリッツ（新酒税法第四條第一項に規定するスピリッツをいい、当該スピリッツについて同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。）

六 発泡酒（新酒税法第二十二條第一項第十号イ又はロに該当するものに限る。）

2 ウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類で新酒税法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める金額をこえるもの（以下「従価税率適用ウイスキー一級等」という。）のうち、昭和四十六年四月一日前に酒類の製造場から移出されたもので、同法第二十八條第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同年四月一日以後に到来するものに限る。）について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、同法第二十二條の二第一項の表の酒類欄に掲げる酒類の税率とする。

3 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた新酒税法第三條第五号、第九号又は第十号に規定するしやうちやう、ウイスキー類又はスピリッツ類（これらの酒類について同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額に満たないものに限る。）について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、なお従前の例による。

（未納税引取等に係る経過規定）

第七条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた新酒税法第三條第五号、第九号又は第十号に規定するしやうちやう、ウイスキー類又はスピリッツ類（これらの酒類について同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額に満たないものに限る。）について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、なお従前の例による。

酒税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた前条第一項各号に掲げる酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、新酒税法の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八條の二第二項	同法第二十八條の二第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一條第一項	同法第十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同法第十二條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項	同法第十三條第三項において準用する関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十二号）第七條（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十二号）第七條（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

キ一級等について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、新酒税法第二十二條の二第一項の税率とする。

（手持品課税）

第八条 次の表の上欄に掲げる酒類を同表の中欄に掲げる日に酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量の合計がそれぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれをその日の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

上	欄	中	欄	下	欄
附則第六条第一項各号に掲げる酒類		新酒税法施行の日		九百リットル	
従価税率適用ウイスキー一級等		当該従価税率適用ウイスキー一級等に新酒税法第二十二條の二第一項の規定が適用されることとなる日		九十リットル	

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる酒類の区分に応じ、当該各号に掲げる金額をその税額とする。

一 附則第六條第一項各号に掲げる酒類 新酒税法の税率により算出した金額と旧酒税法の税率により算出した金額との差額に相当する金額

二 従価税率適用ウイスキー一級等で新酒税法第二十二條の二第一項の規定が適用されることとなる日に前項の規定に該当することとなるもの 同条第一項の税率により算出した金額と同法第二十二條の税率により算出した金額との差額に相当する金額

3 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類（同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る。）に係る酒税額の合計額が、同一人につき、三万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、三万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

一 その税額が十万円以下のとき 二月

二 その税額が十万円をこえ三十万円以下のとき 三月

三 その税額が三十万円をこえ五十万円以下のとき 四月

4 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに税率の適用区分及び当該区分ごとの数量又は価額その他法令で定める事項を記載した申告書を、当該酒類が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる酒類製造者が、政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額は、酒税法第三十條の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に当該酒類の場合、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは徴収されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）にあわせて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合 同項の規定の適用がないものとした場合における当該酒類の酒類製造者

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場からさらに移出した場合 当該酒類製造者（罰則に係る経過規定）

第九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由 今次の税制改正の一環として、最近における所得及び物価水準の推移、酒類消費の動向及び酒税負担の状況にかえりみ、清酒特級及び一級、ビール並びにウイスキー類に対する税率を引き上げるとともに、取引の実情に即するよう酒類の種類の範囲を改善し、その他未納税移出制度を簡素化する等所要の整備合理化を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

物品税法等の一部を改正する法律案 物品税法等の一部を改正する法律案（物品税法の一部改正） 第一条 物品税法（昭和三十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。 第十七條第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第五項中「第一項第六号を」と「第一項第五号に改め、同条第七項中「同項第六号」を「同項第五号」に改める。 第十八條第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。 第二十五條を次のように改める。 第二十五條 削除 第二十九條第二項第二号中「第二十五條」を削る。 第三十六條及び第四十一條中「第二十五條第一項若しくは」を削る。 別表第一〇号を次のように改める。

一〇	テレビジョン受像機及び音響機器並びにこれらの関連製品	税率
1	大型テレビジョン受像機（映像面の最大径が五二センチメートルをこえるブラウン管を使用したものをいう）及びそのブラウン管	二〇%
2	小型テレビジョン受像機（映像面の最大径が五二センチメートル以下のブラウン管を使用したものをいう）及びそのブラウン管	一五%
3	蓄音機（アンサンブル式レコード演奏装置を含む）、レコードプレーヤー、レコードブレイヤーユニット及びレコード選択機	一五%
4	ステレオ式のラジオ受像機（ラジオチューナーを除く）及び拡声用増幅器（他の拡声増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器を含む。9において同じ。）で、幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたものの以外のもの	一五%
5	複合型スピーカースystem	一五%
6	蓄音機用のレコード	一五%
7	ラジオ受像機（9に掲げるものを除く。）	一〇%
8	テープ式又は円盤式の磁気録音再生機	一〇%
9	マイクホン、ラジオ受像機（マイクホン、ミキサーを有するもの及び幅又は高さが九〇センチメートル以下のものを除く。）	一〇%

イクルまで、百七十メガサイクルから二百二十メガサイクルまで及び四百七十メガサイクルから七百七十メガサイクルまでの周波数のテレビジョン放送電波の全部を受信することができ、テレビジョン受像機で、施行日から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに係る物品税の課税標準は、物品税法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から、周波数三百メガサイクルをこえるテレビジョン放送電波を受信することができる回路を附するため通常要する費用として政令で定める金額を控除した金額とする。

(軽減税率適用物品等の免税移出に係る経過規定)

第六条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二條第三項及び第二十六條第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十八條の二第三項(同法第八十八條の三第三項において準用する場合を含む。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同表の期日欄に掲げる日以後(同欄に期間を掲げている場合には、当該期間内に、次項及び次条において同じ)に到来するものに限り)について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

物 品 名	期 間	期 日	税 率
附則第四条第一号に掲げる物品	施行日から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	一五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号7に掲げる物品に該当するもの	施行日前から昭和四三年三月三十一日まで	昭和四三年四月一日	一五%
附則第四条第三号に掲げる物品	施行日前から昭和四三年三月三十一日まで	昭和四三年四月一日	一〇%
	施行日前から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	一五%

2 前項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同項の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三條第一項	同法第二十三條第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項

同法第十三條第三項において準用する關稅定率法第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第三項

同法第十二條第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第九條第一項(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百一十二号)第二條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百一十二号)第二條

(輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過規定)

第七條 前條第一項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるもので同表の期間欄に掲げる期間内に購入され、又は引き取られたものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に当該各号に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

一 物品税法第二十條第六項に規定する輸出品品販売場において同條第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入

二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた課税物品同法第二十二條第六項(同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)

三 租税特別措置法第八十八條の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同條第五項におい

て準用する物品税法第二十条第三項本文又は第五項本文

四 租税特別措置法第八十八条の三第一項に規定する参加国又は出品者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第五項本文

(もどし入れに係る経過規定)

第八条 施行日前にその製造に係る製造場から移出された旧別表第二種第一〇号の課税物品のうち、新別表第二種第一〇号の課税物品に該当しないもので、施行日から昭和四十四年六月三十日までの間に当該製造場にもどし入れられたものについては、物品税法第二十八条の規定の適用上なお第二種の課税物品とみなす。この場合において、同条第一項中「これらの規定」とあるのは「昭和四十四年四月一日から同年六月三十日までの間におけるこれらの規定」と、同条第二項中「申告書の提出があつたとき」とあるのは「申告書が昭和四十四年六月三十日までに提出されたとき」とする。

(営業開業申告に係る経過規定)

第九条 施行日前から引き続き附則第四条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる物品又は新別表第二種第一〇号に掲げる拡声用増幅器のうち他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器で、課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

2 昭和四十五年四月一日前から引き続き附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に前項に規定する事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

3 施行日前から引き続き物品税法第七條第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により第一項に規定する物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者

は、同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4 昭和四十五年四月一日前から引き続き物品税法第七條第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

5 第一項若しくは第三項の規定による申告をした者又は第二項若しくは前項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日又は昭和四十五年四月一日において物品税法第三十五條第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

6 第一項又は第三項及び物品税法第四十六條第二号の規定は、第一項又は第三項に規定する者で施行日から一月以内に第一項の製造を廃止し、又は第三項の行為をしないこととなるものについて、第二項又は第四項及び同条第二号の規定は、第二項又は第四項に規定する者で昭和四十五年四月一日から一月以内に第二項の製造を廃止し、又は第四項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ、適用しない。

(手持品課税)

第十条 次の表の物品名欄に掲げる物品(課税物品)に該当するものに限り、以下この条において同じ。を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所での販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所ですべて所持する場合に、その合計数量)がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量	税 率
新別表第二種第一〇号2に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機(カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいい、附則第三条第一号に掲げるものを除く。)	昭和四十四年四月一日	一〇〇個	二%
附則第四条第一号に掲げる物品	昭和四十四年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号3に掲げるアンサンブル式レコード演奏装置	昭和四十四年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号7に掲げる物品に該当するもの	昭和四十四年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの	昭和四十四年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号5に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9の課税物品に該当するもの	昭和四十四年四月一日	二〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号1に掲げる物品に該当するもの	昭和四十五年四月一日	二〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和四十五年四月一日	二〇〇個	一五%
附則第三条第二号に掲げる物品	昭和四十五年四月一日	二〇〇個	一五%

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品(同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る。)に係る物品税額の合計額が、同一人につき、十万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌末日限り、十万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

1 その税額が二十万円以下のとき。二月
2 その税額が二十万円をこえ四十万円以下のとき。三月
3 その税額が四十万円をこえ六十万円以下のとき。四月
4 その税額が六十万円をこえるとき。五月
第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定により製造

場から移出されたものとみなされた日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合において、当該物品の製造者（同項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、物品税法第二十八条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が同項の期日欄に掲げる日において所持する物品のうち、同一の日に、同項の規定に該当することとなつたものと物品税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第十一条の規定に該当することとなつたものがある場合において、は、税務署長は、第二項又は同条第二項の規定にかかわらず、第一項及び同条第一項の規定により課されるべき物品税に相当する金額の合計額について第二項の規定に準じ、その物品税を徴収する。

（罰則に係る経過規定）
第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和四十三年中に物品税の暫定的軽減又は非課税の措置の期限が到来する物品のうち、トランジスタ・テレビジョン受像機ほか三品目について、

理由

その生産及び取引の実情にかえりみ、その税率の漸進的引上げ又は暫定的非課税措置の期限の延長を行なうとともに、アンサンブル式レコード演奏装置に係る暫定的軽減措置の期限の到来に伴いその関連物品の税負担率の調整を行ない、ラジオ受信機等のシャシ及び受信用真空管について非課税とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次「第五十二條の四」を「第五十二條の五」に、「第九十五條」を「第九十四條」に改める。

第一条中「通行税」及び「通行税法（昭和十五年法律第四十三号）」を削る。

第二条第一項第十号中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同項第十一号中「第三十九号」を「第四十号」に改め、同項第十四号中「第四十号」を「第四十一号」に改める。

第四条を次のように改める。

（少額国債の利子の非課税）
第四条 所得税法の施行地に住所を有する個人が、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この条において「販売機関の営業所等」という。）において、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日まで

の間に発行される国債（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行されるものに限る。以下この条において同じ。）をその発行の日から一年を経過する日（その日が昭和四十五年三月三十一日後である場合には、同日）までに購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その国債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「特別非課税貯蓄申込書」とい

う。）を提出したときは、その国債の発行の日から第四期の利子の支払期までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に属する利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その国債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に对应する利子については、所得税を課さない。

一 その国債につき政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けていること。

二 その国債の額面金額と当該販売機関の営業所等において特別非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の国債の額面金額との合計額が、その個人が当該販売機関の営業所等を経由して提出した次項において準用する所得税法第十條第三項の特別非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額（同条第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額）をこえないこと。

2 所得税法第十條第二項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第三項及び第七項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第四條第一項」と、同条第六項中「百万円」とあるのは「五十万円」と読み替へるものとする。

3 第一項に規定する個人が、昭和四十三年四月一日において、同年一月一日から同年三月三十一日までの間に発行された国債で同日以前に購入したものを有する場合において、同年四月三十日まで当該国債に係る証券又はこれに代わるべきもので政令で定めるものを販売機関の営業所等に提示したときは、当該国債は、その提示の際当該販売機関の営業所等において購入したものとみなして、同項の規定を適用する。

4 第一項に規定する個人が、同項の規定の適用に係る国債でその適用期間の末日において同項に規定する要件を満たすものを有する場合において、同日から一月以内に当該国債に係る前項に規定する政令で定めるものを当該国債の購入先である販売機関の営業所等に提示したときは、当該国債は、その提示の際当該販売機関の営業所等において購入した所得税法第十條第一項に規定する有価証券とみなして、同項の規定を適用する。

第七條の二の見出し中「外貨借入金等」を「外貨借入金」に改め、同条中「次の各号に掲げる利子に對する所得税法」を「居住者又は内国法人が非居住者又は外国法人である政令で定める金融機関から借り入れる外国通貨による借入金につき昭和三十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に支払う利子で所得税法の施行地に源泉があるものに對する同法」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第七條の二各号を削り、同条を第七條の三とし、第七條の次に次の一條を加える。

（民間外貨債の利子の非課税）
第七條の二 内国法人が昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行した外貨債（外国通貨で表示される債券及び本邦通貨で表示され、確定換算率により外国通貨で支払を行なうべき旨の特約がある債券をいう。）でその発行日から最終償還日までの期間が三年以上であるものに非居住者又は外国法人に對して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に對して支払うものでこれらの者の所得税法の施行地において行なう事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第十條の見出し中「特定設備」を「特定産業構造

改善計画に基づいて特定の設備」に改め、同条第一項中「企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第七條に規定する特定産業に属する事業を」を「第四十二條の四第二項に規定する特定産業構造改善計画を定めてる産業に属する事業として政令で定めるもの」に、「昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで」を「昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「企業の合理化を促進するため」を「当該特定産業構造改善計画に基づいて」、「特定設備」を「特定の設備」に改め、同条第三項及び第四項中「特定設備」を「特定産業構造改善計画に基づいて特定の設備」に改める。

第十條の二第二項中「最も多い額」の下に「(以下この項において「比較試験研究費額」という。)」を加え、「金額の百分の二十五」を「金額に百分の二十五(当該こえる部分の金額が、比較試験研究費額の百分の十二に相当する金額に当該比較試験研究費額に係る年の翌年からその年までの年数を乗じて計算した金額(以下この項において「基準増加額」という。))をこえる場合におけるその基準増加額をこえる部分の金額については、百分の五十)を乗じて計算した金額」に改める。

第十一條第一項の表中「企業合理化促進法」の下に「(昭和二十七年法律第五号)」を加える。

第十三條第二項中「第十三條」を「第十二條の二」に改め、同条を第十二條の二とする。

第十三條の二第二項中「その年の十二月三十一日」を「その年(第一号に掲げる場合にあつては、昭和四十七年以前に限り、)の十二月三十一日」に改め、「前三條」の下に「次条第一項」を加え、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、「機械及び装置」の下に「(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。)」を加え、同条第二項中「前項又は次条第一項」を「前項、次条第一項又は第十三條の三第一項」に改め、「減価償却資産につき前項」の下に「又は次条第一項」を加え、「次条第一項の規定の適用を受ける年を」第十三條の三第一項の規定の適用

を受ける年」に、「その合計償却限度額に相当する金額を」その合計償却限度額又は次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額」に改め、同条を第十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

(中小企業構造改善促進計画を実施する商工組合等の組合員の機械等の割増償却)

第十三條の二 青色申告書を提出する個人が、その年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合)には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この条において同じ。において、中小企業近代化促進法第二條に規定する中小企業者に該当し、かつ、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に政令で定めるところにより中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた商工組合その他の特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの(以下この項において「商工組合等」という。)(の組合員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の組合員)で、その年において中小企業近代化促進法第三條第一項に規定する指定業種に属する事業で当該中小企業構造改善促進計画に係るものを主として営むものとして政令で定めるものに該当する場合)には、当該個人がその年(当該承認のある十二月三十一日以後一年以内の日の属する年に限り)の十二月三十一日において有する機械及び装置(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。))並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備(その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十一條から第十二條の二まで、第十五條又は第十六條の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「機械設備等」という。の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、

所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその二分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは「第十三條の二第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「次条第一項」とあるのは「第十三條第一項」と、「控除した金額」とあるのは「控除した金額とし、当該減価償却資産につき第十三條第二項の規定の適用を受ける年については、当該年に係る同項に規定する満たない金額に相当する金額を加算した金額とする。」と読み替へるものとする。

3 第十一條第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三條の三第三項中「第十三條まで、前条」を「第十三條の二まで、第十三條」に、「前条第一項第一号又は第二号」を「第十三條第一項第一号若しくは第二号又は前条第一項」に、「同項に規定する合計償却限度額」を「第十三條第一項に規定する合計償却限度額又は前条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」に改め、「乗じて計算した金額の下に(当該個人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額)を加え、同項に次の各号を加える。

一 その年について当該個人が甲種輸出貢献企業(その海外取引等による収入金額の合計額、当該合計額の総収入金額のうち占める割合その他これらに準ずるものの状況に照らし輸出の伸長に特に貢献した企業として政令で定めるものをいう。)に該当するものである場

合 百分の百六十

二 その年について当該個人が乙種輸出貢献企業(その海外取引による収入金額の合計額に照らし輸出の増加に貢献した企業)(前号の甲種輸出貢献企業に該当するものを除く。)として政令で定めるものをいう。)に該当するものである場合 百分の百三十

第十三條の三第二項中「又は前条第一項若しくは第二項」を「第十三條第一項若しくは第二項、前条第一項又は同条第二項において準用する第十三條第二項」に、「前条第一項の規定」を「第十三條第一項又は前条第一項の規定」に、「同条第一項に規定する合計償却限度額」を「第十三條第一項に規定する合計償却限度額又は前条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」に、「前条第二項」を「第十三條第二項又は前条第二項において準用する第十三條第二項」に、「同項に規定する」を「これらの規定に規定する」に改め、同条第四項第四号中「又は測量」を「農業若しくは漁業に関する技術指導に係る役務の提供又は測量」に改め、同項第九号中「次号」を「以下この項」に改め、同項に次の一を加える。

十一 外国において採掘等がされた第九号の一次産品の対外支払手段を対価とする販売のうち外国相互間における貨物の移動を伴うもので、本邦の貿易の拡大に寄与するものとして政令で定めるもの

第十三條の三第八項第一号中「若しくは第三号から第九号まで」を「第三号から第九号まで若しくは第十一号」に、「又は当該取引」を「当該取引」に改め、「旅行あつせんであつたこと」の下に「又は当該取引が同項第十一号に掲げる販売であつたこと」を加え、同条第十一項中「第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十四條第三項を次のように改める。

3 第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの規定に規定する貸家住宅の償却費の額の計算に關

する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
第十四条に次の一項を加える。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第二項又は第二項の規定を適用することができ。

第十五条第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「第十三条の二」を「第十三条」に改める。

第十七条を次のように改める。
(登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例)

第十七条 個人の有する国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第八条(同法第二十八条において準用する場合を含む。)に規定する減価償却資産の耐用年数は、所得税法の規定に基づいて定められていた耐用年数の二分の一を下らず、かつ、当該耐用年数に満たない範囲内で政令で定める年数による。

第十九条第一項中「後入先出法」の下に「若しくはこれに準ずる評価方法」を加え、「百分の九十四」を「百分の九十六」に、「百分の九十二」を「百分の九十四」に改める。

第二十条第一項中「合計額」の下に「(その年について当該個人が同条第一項第一号に規定する甲種輸出貢献企業に該当するものである場合には当該合計額の百分の六十に相当する金額とし、その年について当該個人が同条第二号に規定する乙種輸出貢献企業に該当するものである場合には当該合計額の百分の百三十に相当する金額とする。)」を加える。

第二十条の二第二項中「その年の前年から繰り越された」とその費用又は損失の生じた日における」に改める。

第二十一条第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第五項中「第十三条の三第八項本文」を「第十三条の三第七項第六号及び第八項本文」に、「同条第六項第一号及び第六号から第八号まで」を「同条第七項第一号、第七号及び第八号」に改める。

第二十二条第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第二十三条第一項中「青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和四十四年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日の属する」を「前条第一項の採鉱準備金の金額(同条第五項の規定の適用を受けるものを除く。))を有する個人が、」に、「前条第一項」を「同条第一項」に、「の指定期間内」を「において」に、「その年」を「その年」に改め、「にその年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数に乗じてこれを当該事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額」を削り、「前条第四項」を「前条第三項又は第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十四条に次の一項を加える。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第二十五条第二項中「第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十五条の二第二項中「第三十四号」を「第三十五号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の証する書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十条の二第三項ただし書を次のように改める。
ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第三十条の三に次の一項を加える。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十一条第五項ただし書を次のように改める。

ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第三十三条第三項中「確定申告書又は修正申告書」を「確定申告書又は修正申告書と、」当該申告書とあるのは「これらの申告書」に改める。

第三十三条の二第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 税務署長は、確定申告書若しくは第一項の修正申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書若しくは第一項の修正申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第三十四条第二項中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第三十五条第三項ただし書を次のように改める。
ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第三十八条の三第三項ただし書を次のように改める。
ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第三十八条の五第二項中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第三十八条の六第一項及び第三項中「昭和四十三年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改め、同条第四項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第三十八条の九中「昭和四十三年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改める。

第三十八条の十第三項後段中「第三十八条の三第三項」を「第三十八条の六第四項」に改める。
第三十八条の十二第三項ただし書を次のように改める。
ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は

は当該記載若しくは添附がなかつたことにつき
税務署長においてやむを得ない事情があると認
める場合において、当該記載をした書類及び大
蔵省令で定める証明書の提出があつたときは、
この限りでない。

第三十八条の十三第二項中「規定は」の下に「
同項に規定する残額に相当する金額が三百万円を
こえる場合には」を加え、同条第三項を同条第四
項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場
合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告
書の提出があつた場合においても、その提出又
は記載若しくは添附がなかつたことについてや
むを得ない事情があると認めるときは、当該記
載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令
で定める書類の提出があつた場合に限り、第一
項の規定を適用することができる。

第三十九条第三項中「第十三条」を「第十二条の
二」に改める。

第四十条第一項から第三項までの規定中「大蔵
大臣」を「国税庁長官」に改める。

第四十一条の四第二項中「第四十四号」を「第
四十五号」に改める。

第四十一条の八第三項に次のただし書を加え
る。

ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又
は当該記載がなかつたことにつき税務署長にお
いてやむを得ない事情があると認める場合にお
いて、当該記載をした書類の提出があつたとき
は、この限りでない。

第四十一条の十二第四項中「第四十四号」を「第
四十五号」に改める。

第四十一条の十三中「第二号」を削り、「五年」を
「三年」に改める。

め、同条第一項中「企業合理化促進法第七条に規
定する特定産業に属する事業」を「特定産業構造改
善計画を定めている産業に属する事業として政令
で定めるもの」に、昭和四十一年四月一日から昭和
四十三年三月三十一日までを昭和四十三年四月
一日から昭和四十五年三月三十一日までとし、「企
業の合理化を促進するため」を「当該特定産業構造
改善計画に基づいて」に、「特定設備」を「特定の設
備」に改め、同条第三項中「特定設備」を「特定産業
構造改善計画に基づいて特定の設備」に改め、同項
を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一
項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に
次の一項を加える。

2 前項に規定する特定産業構造改善計画とは、
特定の産業における生産又は経営の規模の適正
化、生産又は経営の内容の専門化、生産設備の
集約化等を目標とする合併、事業の共同化、業
務の提携又は事業の転換その他これらに準ずる
行為に関する計画で当該産業に属する企業全般
の体質の強化又は国際競争力の充実のために緊
急に必要とされるものをいう。

第四十二条の五第一項中「昭和四十三年三月三
十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「法人
税の額に、特定合併による資本増加割合を乗じて
計算した金額の百分の二十に相当する金額」を「法
人税の額に特定合併税額控除割合を乗じて計算し
た金額（当該計算した金額が当該法人税の額の百
分の五（当該特定合併が前条第一項に規定する特
定産業構造改善計画の実現に資するものとして政
令で定める特定合併に該当する場合には、百分の
十）に相当する金額をこえる場合には、当該金額
）に改め、同条第二項中「特定合併による資本
増加割合」を「特定合併税額控除割合」に、「（当該
割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、
これを切り上げるものとし、当該割合が百分の五
十をこえるときは、百分の五十とする）」を「百
分の十（当該特定合併が同項に規定する政令で定
める特定合併に該当する場合には、百分の二十）
を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三

位未満の端数があるときは、これを切り上げた割
合）」に改め、同条第四項中「同項に規定する特定
合併による資本増加割合」を「同項の規定により控
除される金額」に改める。

第四十二条の六第一項中「最も多い額」の下に
「（以下この項において「比較試験研究費額」とい
う。）を加え、金額の百分の二十五」を「金額に百
分の二十五（当該こえる部分の金額が比較試験研
究費額の百分の一に相当する金額に当該比較試験
研究費額に係る事業年度終了の日の翌日から当該

八 電気事業法（昭和三十
九年法律第七十号）第
二条第一項に規定する一
般電気事業を営む法人

第四十五条の次に次の一条を加える。
（中小企業構造改善促進計画を実施する 商工組
合等の組合員の機械等の割増償却）

第四十五条の二 青色申告書を提出する法人が、
各事業年度終了の日において、中小企業近代化
促進法第二条に規定する中小企業者に該当し、
かつ、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年
三月三十一日までの間に政令で定めるところに
より中小企業構造改善促進計画を実施すること
について承認を受けた商工組合その他の特別の
法律により設立された法人で政令で定めるもの
（以下この項において「商工組合等」という。）の
組合員（当該商工組合等が二以上の商工組合等
を会員とする法人である場合には、当該法人を
直接又は間接に構成する会員の組合員）で、当
該事業年度において中小企業近代化促進法第三
条第一項に規定する指定業種に属する事業で当
該中小企業構造改善促進計画に係るものを主と
して営むものとして政令で定めるものに該当す
る場合には、当該事業年度（当該承認のあつた
日以後一年以内の日を含む各事業年度に限る。）
終了の日において当該法人の有する機械及び装
置（これに類するものとして政令で定める構築
物を含む）並びに工場用の建物その他の政令で

適用年度終了の日までの期間の月数乗じて計算
した金額（以下この項において「基準増加額」とい
う。）をこえる場合におけるその基準増加額をこえ
る部分の金額については、百分の五十）を乗じて
計算した金額」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号中「第九号」を
「第十号」に改め、同表の第四号中「大型であり、
かつ、」を削り、同表中第九号を第十号とし、第
八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加え
る。

八 大都市及びその周辺地域における送電又は配電の設備の 四分の一
緊急かつ計画的な整備を促進するために必要な工事で政
令で定めるものの施行に伴つて取得し、又は建設される
政令で定める地中の送電又は配電の設備

定める建物及びその附属設備（当該事業年度に
おける償却額の計算に關し第四十三条から第五
条まで、第四十八条から第四十九条まで、第五
十一条若しくは第五十一条の二又はこれらの規定
に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受
けるものを除く。）に係る当該事業年度の償却限
度額は、法人税法第三十一条第一項の規定（第
五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、
同条の規定を含む）にかかわらず、これらの資
産の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の
適用を受ける場合には、同条第一項に規定する
政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通
償却限度額の二分の一に相当する金額をいう。）
との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受
ける場合には、同条第一項に規定する特別償却
不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適
用する場合について準用する。

第四十六条第一項中「各事業年度終了の日」を
「各事業年度（第一号に掲げる場合にあつては、昭
和四十八年九月三十日以前に終了する各事業年度
に限る。）終了の日」に、「第四十八条、第四十九条若
しくは第五十一条を」を「第四十八条から第四十九
条まで、第五十一条若しくは第五十一条の二に、」

昭和四十三年三月八日

第一類第五号 大蔵委員会議録第七号

三五

和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、「機械及び装置」の下に「これに類するものとして政令で定める構造物を含む。」を加える。

第四十六條の二「第二項中『第五十一條』を『第五十一條の二に改め、『資産について』の下に『第四十五條の二若しくは』を加え、『前条第一項第一号又は』を『当該法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは当該金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額とするものとし、第四十五條の二の規定の適用を受ける場合にはこれらの計算した金額に同条第一項に規定する二分の一に相当する金額を加算した金額とし、前条第一項第一号又は』に、『当該金額を』これらの計算した金額に、『加算した金額を』を『加算した金額とする。』を」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該事業年度について当該法人が甲種輸出貢献企業（その海外取引等による収入金額の合計額、当該合計額の総収入金額のうちに占める割合その他これらに準ずるもの、の状況に照らし輸出の伸長に特に貢献した企業として政令で定めるものをいう。）に該当するものである場合 百分の百六十

二 当該事業年度について当該法人が乙種輸出貢献企業（その海外取引等による収入金額の合計額に照らし輸出の増加に貢献した企業（前号の甲種輸出貢献企業に該当するものを除く。）として政令で定めるものをいう。）に該当するものである場合 百分の百三十

第四十六條の二第三項第四号中「又は測量」を「農業若しくは漁業に関する技術指導に係る役務の提供又は測量」に改め、同項第九号中「次号」を「以下この項」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 外国において採掘等がされた第九号の一次産品の対外支払手段を対価とする販売のうち外国相互間における貨物の移動を伴うもので、本邦の貿易の拡大に寄与するものとして政令で定めるもの

第四十六條の二第七項第一号中「若しくは第三号から第九号まで」を「第三号から第九号まで若しくは第十号」に、「又は当該取引を」を「当該取引」に改め、「旅行あつせんであつたこと」の下に「又は当該取引が同項第十一号に掲げる販売であつたこと」を加える。

第四十七條第三項を次のように改める。
三 前二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添附がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第四十八條第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。
第四十八條の次に次の一条を加える。

（原油備蓄施設の割増償却）

第四十八條の二「石油業法（昭和三十七年法律第二百二十八号）第二條第四項に規定する石油精製業を営む法人又はもつぱら当該法人の委託を受けて石油の貯蔵の業務を行なう法人で、青色申告書を提出するものが、昭和四十三年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、石油貯蔵施設でその設置をすることが原油の備蓄を増強するために緊急に必要なものとして政令で定めるもの（以下この項において「原油備蓄施設」という。）のうち建設後使用されたことのないものを取得し、又は当該原油備蓄施設を建設して、これをその備蓄の用に供した場合には、その備蓄の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該原油備蓄施設の償却限度額は、その備蓄の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一條第一項の規定（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該原油備蓄施設の普通償却限度額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額とする。）を適用する。前項の規定を適用する場合について準用する。

一定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額とする。）を適用する。前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十一條の次に次の一条を加える。
（事業協同組合等の共同教育施設の割増償却）

第五十一條の二「事業協同組合その他の法律により設立された法人で政令で定めるもの（以下この項において「事業協同組合等」という。）のうち青色申告書を提出するものが、昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、もつぱら当該事業協同組合等の組合員（当該事業協同組合等が二以上の事業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の組合員）又は当該組合員の従業員に対する職業訓練その他の教育の用に供する建物（その附属設備を含む。）又は機械及び装置で政令で定めるもの（当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三條から第四十五條まで、第四十七條から第四十九條まで若しくは前条又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「共同教育施設」という。）のうち建設後若しくは製作後使用されたことのないものを取得し、又は当該共同教育施設を建設し、若しくは製作して、これをその教育の用に供した場合には、この教育の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該共同教育施設の償却限度額は、その教育の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一條第一項の規定（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該共同教育施設の普通償却限度額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額とする。）を適用する。前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十二條の次に次の一条を加える。
（登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例）

第五十二條の五「法人の有する国際観光ホテル整備法第八條（同法第二十八條において準用する場合を含む。）に規定する減価償却資産の耐用年数は、法人税法の規定に基づいて定められている耐用年数の二分の一を下らず、かつ当該耐用年数に満たない範囲内で政令で定める年数による。」

第五十三條第一項中「後入先出法」の下に「若しくはこれに準ずる評価方法」を加え、「百分の九十四」を「百分の九十六」に、「百分の九十二」を「百分の九十四」に、「百分の九十七」を「百分の九十八」に改める。

第五十四條第一項中「合計額」の下に「（当該事業年度について当該法人が同条第一項第一号に規定する甲種輸出貢献企業に該当するものである場合には当該合計額の百分の百六十に相当する金額とし、当該事業年度について当該法人が同項第二号

一 項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額とする。）を適用する。前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十二條の三第三項中「又は第五十一條」を「第五十一條又は第五十一條の二に改め、同条第二項中「又は第五十一條」を「第五十一條又は第五十一條の二に改め、同条第四十六條から第四十九條まで」を「第四十五條の二から第四十九條まで又は第五十一條の二に改め、同条第三項中「又は第五十一條」を「第五十一條又は第五十一條の二に改める。

第五十二條の四第一項中「又は第五十一條」を「第五十一條又は第五十一條の二に改める。
第三章第一節の三第五十二條の四の次に次の一条を加える。
（登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例）

第五十二條の五「法人の有する国際観光ホテル整備法第八條（同法第二十八條において準用する場合を含む。）に規定する減価償却資産の耐用年数は、法人税法の規定に基づいて定められている耐用年数の二分の一を下らず、かつ当該耐用年数に満たない範囲内で政令で定める年数による。」

第五十三條第一項中「後入先出法」の下に「若しくはこれに準ずる評価方法」を加え、「百分の九十四」を「百分の九十六」に、「百分の九十二」を「百分の九十四」に、「百分の九十七」を「百分の九十八」に改める。

第五十四條第一項中「合計額」の下に「（当該事業年度について当該法人が同条第一項第一号に規定する甲種輸出貢献企業に該当するものである場合には当該合計額の百分の百六十に相当する金額とし、当該事業年度について当該法人が同項第二号

に規定する乙種輸出買付企業に該当するものである場合には当該合計額の百分の百三十に相当する金額とする。」を加える。

第五十六條第一項中「新開発地域法人」を「海外事業法人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する海外事業法人とは、次に掲げる法人で政令で定めるものをいう。

一 新開発地域（開発途上にある海外の地域として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）内に本店又は主たる事務所を有する法人で、もっぱらその事業を新開発地域内において営むことを目的とするもの

二 石油資源開発地域（新開発地域以外の海外の地域で、その地域において石油資源の開発を行なうことが本邦における石油の安定的供給に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）内に本店又は主たる事務所を有する法人で、もっぱら石油資源の開発の事業を石油資源開発地域内において営むことを目的とするもの

第五十六條第三項中「新開発地域法人」を「海外事業法人」に改める。

第五十六條の二第一項中「中小企業近代化資金等助成法」の下に「（昭和三十一年法律第百十五号）」を加え、「昭和四十三年三月三十一日」を昭和四十五年三月三十一日に改める。

第五十六條の五第二項中「前事業年度から繰り越された」とその費用又は損失の生じた日における」に改める。

第五十六條の六第八項中「及び第九項」を「第九項及び第十項前段」に、「あるのは、」を「あるのは、」に、「読み替える」を「同条第十項前段中「第二項」とあるのは「第五十六條の六第一項、第三項及び第四項」と読み替える」に改める。

第五十六條の七第七項中「第五十六條の第三項」を「第五十六條の八第三項」に改め、同条を第五十六條の八とし、同条の前に次の一条を加える。

（電子計算機買戻損失準備金）

第五十六條の七 青色申告書を提出する法人で電子計算機の本体及びこれに附属する機器で政令で定めるもの（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、昭和四十三年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てたるため、当該事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売金額で第三項に規定する政令で定める特約に係るものの合計額の百分の十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する特定電子計算機貸付会社とは、電子計算機の製造又は販売の事業を営む三以上の法人が共同出資により設立した会社で、もっぱらこれらの法人から購入した電子計算機の貸付けを業とするものをいう。

3 第一項に規定する特別買戻損失とは、電子計算機の製造又は販売の事業を営む法人が同項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した電子計算機をその求めに応じ一定の期間経過後に買い戻す旨の特約その他の政令で定める特約に基づいて買戻しをした場合におけるその買戻価額のうち当該電子計算機の製造原価又は売上原価に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以外の金額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに対応する損失をいう。

4 第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人の各事業年度において前項の買戻しに係る電子計算機（昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に販売し

たものを除く。）について第一項の特別買戻損失が生じた場合には、当該特別買戻損失の生じた日における電子計算機買戻損失準備金の金額（その日までにこの項若しくは第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該特別買戻損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

5 第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された電子計算機買戻損失準備金の金額のうち同日前五年以上以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前五年以上以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

一 第三項に規定する政令で定める特約を有しないこととなつた場合、その有しないこととなつた日における電子計算機買戻損失準備金の金額

二 解散した場合、当該解散の日における電子計算機買戻損失準備金の金額（合併により解

散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において電子計算機買戻損失準備金の金額を取りくずした場合、その取りくずした日における電子計算機買戻損失準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

7 第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における電子計算機買戻損失準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額については、前三項及び第九項の規定は、適用しない。

8 第五十三條第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9 第五十四條第八項、第九項及び第十項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは「者又は第五十六條の七第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十項前段中「第二項」とあるのは「第五十六條の七第五項」と読み替えるものとする。

第五十七條の二第一項中「（昭和三十九年法律第百七十号）」を削る。

第五十七條の七中「青色申告書を提出する」を削り、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第五十八條第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第五項中「第四十六條の二第七項本文」を「第四十六條の二第六項第六号及び第七項本文」に、「及び第六号から第八号まで」を「第七号及び第八号」に改める。

第五十八條の二第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第五十八條の三第一項中「青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」を「前条第一項の採算準備金の金額（同条第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人が、各事業年度に、「前条第一項」を「同条第一項」に、「の指定期間内に」を「において」に、「相當する金額と、」を「相當する金額と」に改め、「に当該事業年度の指定期間の月数に乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第五十九條第一項中「第九号」を「第十号」に改める。

第六十一條第三項中「期限後申告書を含む」の下に、「次項において同じ」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 税務署長は、前項の記載又は添附がない法人税法第七十四條第一項の規定による申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十四條第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五十一條」を「第五十一條の二」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十四條の二第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第五項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第六項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第六十五條第四項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第六項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第六十五條の二第三項中「第四項及び」の下に「第五項並びに」を加える。

第六十五條の三第一項中「この項の規定」を「この項又は第六項の規定」に改め、同条第八項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで及び第七項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項及び第三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「その年」を「当該取用換地等のあつた日の属する年」に、「補償金等に係る特別勘定残額につき、この項の規定により」を「補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、第一項又はこの項の規定により損金の額に算入した、又は」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得

ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十五條の四第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五十一條」を「第五十一條の二」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十五條の五第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第七項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第六十五條の六中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第六十五條の七第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十五條の八第五項中「前条第二項」及び「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第六項中「第六項」を「第七項」に改める。

第六十五條の九第三項中「期限後申告書を含む」の下に、「次項において同じ」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等又は法人税法第二百二條から第二百四條までの規定による申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十六條第二項に次のただし書を加える。
ただし、当該記載がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類の提出があつたときは、この限りでない。

第六十六條第三項中「第五十一條」を「第五十一條の二」に改める。

第六十六條の三中「第六十六條の二」を「前条」に改める。

第六十六條の十一第二項中「明細」を「申告」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 税務署長は、前項の記載がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十七條の三第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

第六十八條中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第六十八條の二中「第二号」を削り、「五年」を

「三年」に改める。
第七十条の二第二項中「認められるもの」の下に「若しくは赤字に関する諸条約に基づく業務を行なうもの」を加える。

第七十条の四第一項及び第七十六条の二中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十八年十二月三十一日」に改める。

第七十七條の三中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第七十七條の六中「昭和二十二年法律第百三十二号」を削る。

第七十八條の三及び第八十一條の三第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第九十五條を削る。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過規定の原則）
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十三年分以後の所得税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（民間外貨債の利子に関する経過規定）
第三条 内国法人が昭和四十三年三月三十一日までに発行した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第七條の二第二号に規定する外貨債につき非居住者又は外国法人に対して支払う利子については、なお従前の例による。

（個人の税額控除に関する経過規定）
第四条 個人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、旧特定設備（旧法第十條第一項に規定する特定設備をいう。）次項において同じ。）の同条第一項に規定する廃棄をした場合については、なお従前の例による。

2 個人が、旧特定設備で昭和四十二年八月三十一日以後に旧法第十條第一項の規定の適用を新たに受けることができることとなつたものうち政令で定める設備につき、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、同項に規定する廃棄をした場合には、同項中「昭和四十三年三月三十一日」とあるのは「昭和四十四年三月三十一日」と、政令で定める設備とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第 号）附則第四條第二項に規定する政令で定める設備」として、同条の規定の例によるものとする。

（個人の減価償却に関する経過規定）
第五条 個人が新法第十三條の三第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第四項第四号に掲げる取引に該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額については、当該個人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

（個人の準備金に関する経過規定）
第六条 個人の昭和四十三年分の事業所得の金額を計算する場合において、昭和四十二年十二月三十一日における価格変動準備金の金額と昭和四十三年十二月三十一日における旧法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額（昭和四十三年分の事業所得に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について当該事業所得を昭和四十二年分以前の年分の事業所得とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第四條第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額）が、同日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる個人については、同項の規定にかかわらず、当該合計額にそのこえる金額を加算した

金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。この場合において、旧法第十九條第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

2 前項の規定の適用を受けた個人の新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額が前年十二月三十一日における価格変動準備金の金額をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。
一 その年十二月三十一日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 前年十二月三十一日における価格変動準備金の金額から同日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）
第七条 新法第二十一條の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一條第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過規定）
第八条 新法第四十條の規定は、個人が施行日以後にする財産の贈与又は遺贈に係る所得税について適用し、同日前にした財産の贈与又は遺贈に係る所得税については、なお従前の例による。

（個人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過規定）
第九条 新法第四十一條の十三の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された

当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）
第十条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の税額控除に関する経過規定）
第十一条 法人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、旧特定設備（旧法第四十二條の四第一項に規定する特定設備をいう。次項において同じ。）の同条第一項に規定する廃棄をした場合については、なお従前の例による。

2 法人が、旧特定設備で昭和四十二年八月三十一日以後に旧法第四十二條の四第一項の規定の適用を新たに受けることができることとなつたもののうち政令で定める設備につき、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、同項に規定する廃棄をした場合には、同項中「昭和四十三年三月三十一日」とあるのは「昭和四十四年三月三十一日」と、政令で定める設備とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第 号）附則第十一條第二項に規定する政令で定める設備」として、同条の規定の例によるものとする。

3 新法第四十二條の五の規定は、法人が施行日以後に行なつた同条第一項に規定する特定合併について適用し、法人が同日前行なつた旧法第四十二條の五第一項に規定する特定合併については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧法第四十二條の五第一項に規定する特定合併を行なつた法人で、同日以後に新法第四十二條の五第一項に規定する特定合併を行なつたもののこれらの規定により法人税の額から控除される金額の計算については、前項の

規定にかかわらず、政令で定める。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十二条 新法第四十三條の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三條第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 法人が新法第四十六條の二第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第三項第四号に掲げる取引に新たに該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額については、当該法人の施行日以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

3 法人が、施行日前に開始した事業年度において新法第四十五條の二第一項、第四十八條の二第一項又は第五十一條の二第一項に規定する減価償却資産についてこれらの規定の適用を受ける場合には、新法第四十六條第一項、第四十六條の二第一項、第五十二條の三及び第五十二條の四第一項の規定中新法第四十五條の二、第四十八條の二又は第五十一條の二に関する部分の規定は、当該事業年度から適用する。

(法人の準備金に関する経過規定)

第十三条 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「改正事業年度」という。)において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)附則第十條第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。)と改正事業年度終了の日において旧法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額(改正事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の

計算について改正事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則第十二條第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額)が、改正事業年度終了の日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規定にかかわらず、当該合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。この場合において、旧法第五十三條第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額から同日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

3 新法第五十六條の規定は、同条第一項に規定する内国法人が施行日以後に同項に規定する特定株式等を取得する場合について適用し、同日前に当該特定株式等を取得した場合については、なお従前の例による。

4 新法第五十六條の七第一項に規定する特定電子計算機貸付会社との間に同条第三項に規定する政令で定める特約を締結している法人の施行日以後に開始する事業年度については、租税特

別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)附則第十二條第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十八條の四の規定は、適用しない。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第十四条 新法第五十八條の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八條第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(法人の新鋭床探鉱費の特別控除に関する経過規定)

第十五条 法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度における旧法第五十八條の三の規定の適用については、同条第一項中「昭和四十三年三月三十一日まで」とあるのは、「昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日まで」とする。

(法人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過規定)

第十六条 新法第六十八條の二の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

(法人の申告要件の緩和等に関する経過規定)

第十七条 新法第四十七條、第六十一條、第六十四條から第六十五條の五まで、第六十五條の七から第六十六條まで、第六十六條の十一及び第六十七條の三の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第十八条 国際観光ホテル整備法の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(減価償却資産の耐用年数)

第八条 所得税又は法人税の課税標準に関する登録ホテル業の用に供する減価償却資産で政令で定めるものの耐用年数は、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところによる。

第二十八條中「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

(国際観光ホテル整備法の一部改正に伴う経過規定)

第十九条 改正後の国際観光ホテル整備法第八条(同法第二十八條において準用する場合を含む。)の規定は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(企業合理化促進法の一部改正)

第二十条 企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

(企業合理化促進法の一部改正に伴う経過規定)

第二十一条 個人又は法人の附則第四條第一項又は第四條第二項又は第四條第三項の規定により旧法第四十條又は第四十二條の四の規定の例によることとなつた場合における当該旧特定設備の廃棄については、前条の規定による改正前の企業合理化促進法第七条の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第四条第二項中「各年」の下に「昭和四十二年までの各年に限る。」を加える。

附則第十二条第二項中「各事業年度」の下に「（昭和四十三年四月一日前に開始する事業年度に限る。）」を加える。

理由

今次の税制改正の一環として、輸出の振興等に資するため、輸出割増償却制度、海外市場開拓準備金制度、技術等海外取引の特別控除制度等の拡充合理化及び民間外貨債利子に対する所得税の免除を行ない、技術開発の促進に資するため、試験研究費が増加した場合の税額控除制度の拡充等を行ない、中小企業の構造改善に資するため、構造改善促進計画に係る中小企業者の機械等の割増償却制度等を創設するとともに、国債について別わく少額貯蓄非課税制度を創設し、さらに原油備蓄施設の割増償却制度及び地中送配電設備の特別償却制度を創設するほか、既存の特別措置につき価格変動準備金の積立率の引下げ及び合併又は特別設備の廃棄をした場合の税額控除制度の合理化並びに資本構成改善の場合の税額控除制度等の適用期限の延長を行なう等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十三年三月十四日印刷

昭和四十三年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局